

午後1時30分開会

○林委員長 では、ただいまから環境まちづくり委員会を開会いたします。

傍聴者の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承ください。撮影なし。何かある。大丈夫。はい。

欠席届はありません。

本日の日程をご確認ください。陳情審査は全部で50、その他と続きます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。なお、本日の陳情審査に当たりまして、企画総務委員長、文教福祉委員長にご了解いただきまして、広報広聴課長、福祉総務課長に出席いただいております。

それでは、日程1の陳情審査に入ります。初めに、新たに当委員会に送付された陳情送付7-14、千代田区における住宅要配慮者に対する支援についてです。陳情書の朗読（「7-4です」と呼ぶ者あり）7-4。ごめんなさい。言い直します。送付7-4、千代田区における住宅要配慮者に対する支援についてです。陳情書の朗読は省略してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、本陳情につきまして、執行機関から情報提供がありましたら、やってください。

○山内住宅課長 本陳情に関する情報提供といたしまして、本区における障害者等の住宅確保要配慮者の方に対する支援についてご説明のほうを差し上げます。資料につきましては、環境まちづくり部資料1となります。

本区においても、住宅確保要配慮者の方に対する居住支援につきましては大切なことと認識してございます。住宅課におきまして、区営住宅、区民住宅への入居相談、また、その他お住まいに関する相談や問合せ等にも対応しており、所管課や関係機関と連携を行っているところでございます。

まず、資料の一番最初のところになりますが、区営住宅に関する居住支援ということで二つほど書かせていただいております。一つは抽選倍率の優遇でございます。こちらにつきましては、一般の方に比べ3倍になるよう優遇してございます。また、障害のある方につきまして、優先入居住戸というものを10戸確保してございます。この住戸につきましては、優先に入居した住宅に空きが生じた場合に改めて公募し、申込みの受付を行っているものでございます。

次に、区民住宅でございますが、区民住宅も区営住宅と同様に抽選確率の優遇を行ってございます。こちらにつきましても、一般に比べ3倍になるよう優遇をしてございます。

その他といたしまして、居住安定支援家賃助成を実施して、住宅確保要配慮者の住宅確保のための家賃助成制度として運用を行ってございます。この助成制度では、区内に居住する住宅確保要配慮者の方で、やむを得ない事情により区内での居住が困難となった世帯に対し、家賃の助成をはじめ、転居一時金、契約更新助成、火災保険料の助成を行っているものでございます。

また、高齢者の住み替え相談ということで、そういった相談を、居住支援協議会を設置

してございますので、そちらのほうで行っているところでございます。

次に資料の2ページ目となります。参考といたしまして、国のセーフティネット住宅制度に関するご説明を記載させていただいております。セーフティネット住宅につきましては、一般の民間賃貸住宅でございます。ただ、こちらにつきましては、住宅確保要配慮者の方の入居を拒まない住宅ということで、その登録制度となっております。現在、区内には231戸の登録がございます。

登録については、一般社団法人のすまいづくりまちづくりセンター連合会で運営しております情報検索システムで、どなたでもご確認いただくことができるようになっており、そちらでご確認を頂いた上で、掲載している問合せ先に直接、対象住宅に関するお問い合わせを頂くものでございます。登録につきましては、大家の方が直接登録をするという形になりますが、こちらについての登録の申出につきましては、千代田区内の場合につきましては、公益財団法人東京都防災まちづくりセンターへ登録の申請を行うということになってございます。

また、下のほうになりますけども、国のほうでは今年の秋に改正セーフティネット法が施行される予定となっております。その項目として、そちらに3点ほど書かせていただいておりますが、大家が賃貸住宅を提供しやすくする環境の整備等々を行うということで、内容が挙げられてございます。

簡単でございますが、ご説明は以上です。

○林委員長 はい。それでは質疑に入ります。委員の方。

○桜井委員 ちょっと今のご説明の中のところで聞いておきたいんですけど、私も、別の委員会ですけども、分科会のところで、高齢者の住宅のところをお伺いした中で、ちょっとこの今日ご説明いただいたところも含めて、ちょっと分からないところがありましたんでお伺いします。

まず、抽せん確率の優遇ということで――あれっ、住宅課長。あ、いらした。すみません。以前から一般に比べて3倍になるような優遇ということは、これはもう聞かされてきているんですけども、これは3倍になるよう優遇、具体的にどういう手法でやるんですか。一般の方ももちろんいるわけでしょう。その中で、この3倍になっているというのは、どういう方法なんでしょう。

○山内住宅課長 こちらにつきましては、抽せん、昔からのガラガラッとやるもの、玉を使っております。ですので、皆さん玉が1個ずつなんでございますが、優遇の方に対しては3個玉をご用意して、その番号どれかが出ればという形でやっているものでございます。

○桜井委員 うん。それは分かる。分かるんだけど、そこで抽せんされる方というのは、一般の方は1個しか入っていないわけでしょう。で、優遇の方は三つ入っているわけでしょう。その都度それをじゃあ取ったりなんかするわけ。優遇される方が終われば、また玉は二つ取っちゃうということなの。ちょっと基本的なことなだけども、たくさんいらっしやる中で、どういうふうにされているのかなといつも思っていたものだから、お伺いしているんだけど。

○山内住宅課長 こちらのほうが、まず、ある部屋の抽せんを行いますとなったときに、この番号の方は玉が1個です、この受付の番号の方は玉が3個ですということで、全部決めさせていただいて、それを入れる形になっておりまして、それを抽せんしたら、また次

の部屋については、また新たに入れ直してやるというような形になってございます。

○桜井委員 よく分からないな。うーん、よく分からないけど、玉が一つなのか三つなのかというのは前から分かっていたけど、その手間って、でも大変ですね、それ。1部屋ずつそれをやるということなんですか、募集をしている部屋に対して。

○山内住宅課長 部屋につきましては、同タイプであれば続けてやるんでございますが、違うタイプの部屋であれば、入れ替えてやるというような形になってございます。

○林委員長 同タイプ。だから、100倍だったら100個玉が入っているんでしょ、ガラガラに。

○山内住宅課長 はい。

○林委員長 うん。その中で、二つ、3倍だから付け加えると、102個を1部屋、こう、やると。

○桜井委員 うん。

○林委員長 で、普通に考えると、同じタイプでも、そのタイプは一つしか申し込めないんだ、この対象者の方でも。だから、違うタイプのだったら、今度は100個のやつ、102個じゃなくて、100個のガラガラをもう一回改めてやるという感じ。

○桜井委員 うん、まあ。

○林委員長 現場に立ち会っていないから何とも、なんですけど。

○桜井委員 分かりました。はい。

それと、その次にご説明を頂いた優先入居住戸のことなんですけど、これは10戸あるということですよ。それで、空きが出たときに応募するんだということなんですけど、この応募というのは、優先住宅に入居できる方というのは、この右側に対象者として書いてあるけども、書いてあるけども、その案内というのはどうなんですか。事前にこの身体障害者手帳1級から4級だとか、こういう対象者の方が申し込んでいるわけ、対象者として。その10戸のうちの1戸が空いたら、募集をかけるわけでしょ、募集。一般の方は申込みができないわけでしょ。そうですよね。この対象者の方というのは、そのときに募集の周知を見て、自分はそうなんだということを申し出て参加するということになるんですか。

○山内住宅課長 今、委員おっしゃられるとおりでございまして、ふだんの区営住宅とか区民住宅の募集のご案内はございますが、それが優先入居用の募集の案内をこちらで作成させていただきますので、それを見て、該当される方はお申し込みを頂くというような形になってございます。

○桜井委員 ふーん。はい。いいです。

○林委員長 はい。

春山副委員長。

○春山副委員長 今ご説明いただいたことに加えて、幾つか確認させてください。

今の優先入居住戸は10戸とも、今、対象者の方が入居されているのかということ、この優先入居住戸の移動状況というか、空室が出る、ここ数年で何回ぐらい新しい方が入居できたのかということ、普通の区営住宅に対象者の方が今どのくらい入っているのか。抽せんの優遇された率というか、どのくらいの方が今入られているのかというところを、区営住宅、区民住宅とも教えていただけますか。

○山内住宅課長 優先入居の状況でございまして、こちらにつきましては、一番最後に行

ったのが平成29年5月となっております。

○林委員長 平成29年。

○山内住宅課長 それ以降、空きが生じてございませんので、10戸、皆様にお入りいただいていて、やっているという形になってございます。

それと、もう一つ、優遇のほうでよろしいですか、倍率というのは。

○春山副委員長 はい。区営住宅、区民住宅とも、優遇で、ここ数年間で何人入ることができたのか。

○山内住宅課長 すみません。一応数としては3戸ほど、ここ2年間の間にそういった方が当たられて入られたという実績がございます。

○春山副委員長 ありがとうございます。そういった意味では、普通の方よりも多少の入れる優先度が上がっているということかなというふうに理解しました。そういった意味で、きちんと住宅確保要配慮者に対するの支援というのをされているのかなというふうな印象なんですけれども、併せて居住安定支援家賃助成のところの家賃助成の月額5万円までは、これは、何年という限定されたものなんでしょうか。

○山内住宅課長 こちらにつきましては、制度として5年間の限定という形になってございます。

○春山副委員長 ありがとうございます。今この家賃助成を受けられている方って、何名ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○山内住宅課長 すみません、お時間を頂いて。今年度につきましては12件の助成を行っております。

○春山副委員長 12件というのは、1年の方から5年の方までばらばらだと思うんですけども、去年、新規で申込みがあったのは何件ぐらいでしょうか。

○山内住宅課長 新規の方につきましては、新規の方は1件でございます。

○春山副委員長 この12件、ちょっとどういう数字で取られているのか分からないんですけど、ほぼ多くの方が5年丸々家賃助成を受けられるケースが多いんでしょうか。

○山内住宅課長 場合にもよるんですけども、特に高齢者の方とかであると、5年丸々という方が多いのかなというような状況でございます。また、ほかに住戸を5年間の間に見つけられてという方とか、そういった方もいらっしゃいますので、全てが5年間というわけではないというような状況でございます。

○春山副委員長 最後にもう一点確認させてください。このセーフティネット住宅の25平米以上で5万円の家賃助成をすれば、現在、千代田区でもどこか住んでいるところを探していただけるというふうに区のほうでは考えられているということよろしいでしょうか。

○山内住宅課長 セーフティネット住宅につきましては、先ほどご説明さしあげましたように、民間の賃貸住宅ということになってございますので、家賃のほうは非常に高額なものとなっております。ですので、なかなかちょっと厳しい面もあるのかなと思いますが、一部、例えば高齢者住宅であるこもれびがございますが、そういったところも、一部ですけども、セーフティネット住宅に登録しているところもございますので、そういったところであれば入居ができるのかなというふうなところはございます。

○林委員長 ほか。

○小枝委員 すみません。やっぱり帯に短したすきに長しというか、これでは確かにご指摘のとおりのような陳情に見えるんですね。この令和4年度第1回千代田区居住支援協議会の議事録において、月20万円以上の年金収入者の割合は16%と書いてあるんですけども、逆に言うと8割以上の方が、年金暮らしとなれば20万円以下で暮らしをしているという、これは間違いのない事実なんだろうなと。一応確認します。

○窪田福祉総務課長 こちらの陳情にございます令和4年度の第1回の居住支援協議会の議事録で、そういった発言があったということなんですけど、それ自体、この発言をしたことは事実なんですけれども、このデータは全国のデータとなっておりまして、区のデータではないということでございます。

○林委員長 千代田区の……

○小枝委員 そうすると、千代田区におけるデータというのが本当はあるといいんですよね。

○林委員長 ある。

○小枝委員 ある。ありますか。ある。

○林委員長 じゃあ、年金の20万円以上の方と、併せて住宅要配慮者の人数も、1桁までいかない、どれぐらいの人数規模の方がおられるのかというのも言っていただけますか。すぐ分かるのかな。対象者が分からないのに、住宅の戸数が10戸でいいとか、なかなか妥当性が分からないんで。

○窪田福祉総務課長 まず、今申し上げた区の数字なんですけれども、ちょっとデータの取り方が異なっておりまして、20万円以上という数字ではないんですけれども、例えばこれは令和3年度の数字なんですけど、千代田区の高齢者の合計所得額についてということで、おおむね月収にならしますと、17万円以上の月収で暮らしている方が44%というふうな数字が出ております。

○林委員長 併せて住宅要配慮者というのは区内にどれぐらいの方がおられるのか。

○小枝委員 65歳以上だよ。

○林委員長 福祉総務課長。

○窪田福祉総務課長 申し訳ありません。ちょっと住宅要配慮者の具体的な数というのは、今、手元の数字で分かりかねるところでございますが、定義としましては、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者というのが住宅セーフティネット法の定義でございます。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 なるほど。千代田区において17万円以下が56%とおっしゃったと思うんですね。そうすると、意外と、17万円以下が56%というのは、結構多いですよ。さっきと、20の上下というところとはランクが少し違うけども、要するに半分以上がやはり、まあ年金暮らしとはそういうものだ、私たちの肌感覚でも、あんなにも本当にエステへ行ってきれいにしていた奥様が、年金暮らしになると区営住宅とおっしゃる。そういう何というか、肌感覚でも、千代田区というのはすごくお金持ちが多いまちだと思われる反面、一定年齢を過ぎれば、そういう困窮者になるという実感はあります。

先を急ぐと思うので、要配慮者の対象人数というのは、千代田区独自にはカウントしておいたほうがいいのかというふうに思いますけれども、今ちょうどセーフティネット法も

拡充され、千代田区においては住宅基本計画の策定間際ということになっておりますので、ここは、この居住支援協議会との協議も含めて、肩透かしをせず、やはりどう拡充していくかを、数字を見える化していったほうがいいのかなというふうに思います。

高齢になって突然引っ越してくるという方もいるかもしれませんが、基本的にはやはりこの千代田区で商売し、納税し、あるいは、何とか、働き続けた方々のその後という部分もありますし、あと何かのことで障害を負った方ということもありますので、それこそ明石市だったらという言い方もあれかもしれないんですけども、やっぱりこういう状況に対してどういうふうにフィットさせていくのかという方法論は、千代田区なら生み出せるんじゃないかなというふうに思うので、あまり外側をなでるような議論ではなくて、どうにか結論を出していったほうがいいんじゃないかなと。

幾ら玉を3倍入れても、ここにも書いてあるけれども、100倍の倍率の中の3倍って結構きついと思うんですよね。なので、方法論は幾つかあると思うんです、私が考えてもあるんです。なので、いつまでにこの解を出していく流れかというところを、住宅基本計画との関係で答弁を頂けたらと思います。

○山内住宅課長 今、委員おっしゃられたような内容につきましては、住宅基本計画の中でも配慮は要する部分かなというふうに考えてございますので、いろいろご検討は頂いている部分でございます。ただ、ちょっとその中で具体的にどうできるかというところについて、細かい数字まではちょっと落とし込むような、計画の中なのでそこまでなってございませんので、またそこについては、私どものほうで実際に運用する中で、どういうふうにしていけばいいか研究してまいりたいというふうに思います。

○小枝委員 研究している場合じゃない。すみません。姿勢の問題ってあると思うんですよね。私、昔、中央区の副区長さん、今、多分まだ副区長だと思うんですけども……

○林委員長 吉田さん。

○小枝委員 その人と討論というか対談というのをやったことがあるんですけども、そのときに、都市再生に関する議論だったんですけども、中央区の側が胸を張って言われたのは、中央区は激しく開発もするが、誰一人として取り残さない。つまり借家人でも取り残さないために、最後まで家賃補助をやり続ける。そういうストックを持っているというふうに胸を張られたんですね。

千代田区もやっぱりそういう姿勢というものを持ったときに、少なくともこの居住安定支援家賃助成が5万円で5年間、じゃあ、障害者の人は5年間でいなくなるんですかというか、意味が分からないんですよね。やっていることは姿勢はあるんでしょうけれども、結論、つまり暮らしている側の、最後までちゃんと保証しますという、結果に対する帳尻が全然合っていないというところで、現在でも中央区がそうなっているかどうかは分からないんですけども、確認いただくとともに、仮にどうであったとしても、千代田区として、こういう一人一人のこの暮らしというか、非常にこれはある意味いい政策型の陳情だと思うんですよね。何か言われたら、聞かないという態度で行くのではなくて、こういう政策提案型の内容については、住宅基本計画策定に当たって、しっかりと結論を出していくという姿勢を聞ければ、細かいことに入っていくなくて済むんですけども、どうでしょうか。

○山内住宅課長 そういった制度につきましては、こういった内容がいいのかというのは、

もちろんいろいろと検討してまいらなければならないというところはございます。ですので、そこについては住宅基本計画の中でも十分議論のほうを行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○林委員長 あ、課長、さっきも確認した。要は対象者が分からないですよ。それなのに、令和7年度の予算で、どうして月額5万円の上限で5年間ですとか、優先入居住宅10戸とかと、この妥当性がなかなか見えてこないんですよ、対象者が5,000人もいるんだったら、少ないよねとなりますけど、千代田区内に住宅要配慮者がもしかしたら30人ぐらいだとしたら、もう十二分ですよ。これはもうこれ以上要らないよねという形になるんで、数値の予算の組立て根拠というのは、対象者何人ベースで5万とか出してきたんですかね。新年度予算でもいいんですけど。従前どおりというんだったら、従前どおりでいいですから、委員会のほうでまとめて、来年度予算編成に向けて、対象者のところにちゃんと届くような助成の対象とか金額とかというのを言わなくちゃいけないですし、そこは、積算根拠というのはどうなっているのかなと。5年間で12件で月5万、そこまでは分かりましたと、新規1年も。ただ、求められている対象者というのが何人か分からないと、なかなか踏み込みづらいんですけども、そこは住宅基本計画を改正するときとかというのは、洗い出しは保健福祉部と連動してやられていたりするんですかね。新年度予算に限ったほうがいいのかな。どうなんだろう。

○山内住宅課長 その予算というお話でございますが、こちらにつきましては、これまでの実績等を見ながら予算のほうは立てさせていただいているものでございますので、こちらの居住安定支援家賃助成でございますが、全部の方にということではなくて、居住継続が困難となった方ということになってございますので、いわゆる住宅確保要配慮者と言われる方全員という形ではないというところでございます。ですので、そういった形で予算のほうは計上させていただいたものでございます。

○林委員長 何かあんまり。

どうぞ、はやお委員。

○はやお委員 結局、積算根拠というエビデンスなんですよ。今確かにそういうのをおっしゃるんですけど、全体が幾らで、実質的に何%をこういうことで計算しておりますので、だからこの予算というのがそういう妥当性ということになるんだろうと思うんです。でも、ただ、今まで実績としてもと言うのであれば、何をもってその実績が数値として出されていたのかという、基礎データが何なのかが分からないから、話が अच्छへ行ったりこっちへ行ったり、こっちの議会のほうも委員会のほうもなっちゃうんですよ。どういうふうにやって、計算根拠としてこういうふうな数で、そして、だけれども何%ぐらいとか、もしくは、これが数が妥当なんですよという、それなりに根拠を持って、定性的なことだと根拠を持ったのであれば、それを説明していただかないと、全て計量的な、定量的なものではないだろうと思うので。

○山内住宅課長 こちらの居住安定支援家賃助成でございますが、おおよそ経年で20件程度、毎年助成のほうを行っているものでございます。ですので、そういった形で予算のほうは組み立てさせていただいてございます。

○はやお委員 実績ベースということ。じゃあ、もうちょっと。20件ということが実績ベースで申請があり、それを使っているからということですか。あと、今後の拡張とかな

んとかというのは、どういうふうに考えてやっている。（発言する者あり）

○林委員長 ごめん、申請。申請が20件。

○はやお委員 20件って、ちょっと。

○林委員長 対象が。

○はやお委員 対象が20件。

○林委員長 予算の積算が20件。

○はやお委員 積算が20件。それは何で。

○山内住宅課長 こちらが実績として毎年大体およそ20件。

○はやお委員 使われるから。

○山内住宅課長 使われておりますので、それに見合った額という形で、足りないことのないようにという形で、予算のほうは立てさせていただいてございます。

○はやお委員 横引きしていた……

○林委員長 春山委員。

○春山副委員長 すみません。ちょっと確認したい、数字の。先ほど12件と言ったのは、今、対象となっているものが12件けれども、積算で20件という数字を出しているということで、間違い……。 （発言する者あり）ということですよ……

あともう一点、この事業を開始したのはいつからですか。

○林委員長 5万円の。

○春山副委員長 5万円の。

○林委員長 5万円の開始。家賃は上がっていますからね。事務事業概要を見出しちゃう。

○山内住宅課長 すみません。ちょっと正確な開始時期が分からなくて申し訳ないんですが、こちらの制度が、もともと定住支援福祉家賃助成制度というものから始まってございまして、それを住宅課でやることになった際に、居住安定支援家賃助成という形で始めたものでございます。家賃助成の額というか、こちらにつきましては、当時、制度が始まったときと同額という形でございます。あと、すみません、制度については、申し訳ありません、平成18年度から行っているものでございます。

○林委員長 平成18年。

○はやお委員 定住何とか支援というのは……

○林委員長 平成18年から月額5万円という。

○春山副委員長 5万円。

○林委員長 この制度が始まった。これ、増やすしかない……

○春山副委員長 うん。そうですね。平成18年から始めたときから、この予算の変動というのはされているんでしょうか。月額5万円と、あと件数も、ずっとこの20件という数字で積算しているということでしょうか。

○山内住宅課長 すみません。平成18年度当時のちょっと予算が今手元に、私はちょっと今持ち合わせてございませんので、大変申し訳ないんですが、20件というのはここ何年間——五、六年ですね——はそれぐらいの数字で推移してきておりますので、その形でやっているという状況でございます。

○春山副委員長 そういった意味では、平成18年から、現在の地価の高騰、家賃の高騰というのは、全然計算されたり配慮されたりということは今まで検討されてきていないと

いうことでしょうか。

○山内住宅課長 そうですね。助成額については一定額という形で、今のところ変わっていないという状況でございますので、そういった形ではなく、一定額の助成という形でさせていただいているという状況でございます。

○林委員長 住宅課長、そうすると、下の転居一時金とかは礼金、仲介手数料は3か月分だから、平成18年度から上がっている場合には、より多くなっているわけですね。家賃掛ける3か月だから。上限のリミットが5万でないから。で、月額の家賃だけは金額になっているからそのまま来てしまっているという制度に、今現在になっているという受け止めでよろしいですかね。

○山内住宅課長 家賃以外のものですが、転居一時金、契約更新助成、こちらにつきましては家賃の基準額というものを決めてございますので、そちらの3か月分であったり1か月分であったりというような形でさせていただいております。

○林委員長 基準額って、ちなみに言ってください。基準額の3か月。

○春山副委員長 そうですね。基準額と基準額の見直しはされているのか。

○林委員長 うん。隣の文教委員会だと、すぐ終わったみたいだったんですけど、ここ。

○山内住宅課長 一応こちらのほうは、世帯の人数であるとか住戸の面積であるとかに応じて、幾らという形でさせていただいております。一番低い額ですと、1人世帯で20平米から25平米未満で、7万4,000円というのが基準額となっております。

○林委員長 で、これは変わっていない、平成18年当初から。そうだよな。多分変わっていないんだよな、7万円の。

○春山副委員長 うん、変わっていないですね。

○林委員長 分かりました。

○春山副委員長 分かってきました。

○林委員長 さて。

まだ。どうぞ、小枝委員。

○小枝委員 ぜひ、私も長屋に住んでいたとき、長屋の隣に引っ越してきた方が、国会で働いていて永田町に住んでいたんだけど、定年して年金になって収入が下がって、長屋に引っ越してきたというファミリーがいたんですけども、そのときはもうちょっと、たしか、今、年齢が65歳以上になっていたんだけど、当時は60歳だったんですよ。あと、もう少し何か優しい内容だったんですよ。何かちょこちょこっと意地悪になっていったみたいなのがあるって、いや、そんなつもりはないのかもしれないんですけど、厳しくなっていて。

副委員長が質問されたように、やっぱりこのところの、何というか月額5万円、そして5年間、このところが、例えば障害者の人にとって、今の家賃上、家賃が値上がりしている中で、物価高騰の中で、適正かということ。それから、5年年限が、生きていくというスケールの中で、これは急に所得が増えるということはないわけですよ。だから、その辺を現実可能なように見直しをかけていくということを、これは議会のほうから言えればということはあるかなというふうに思うんですけども、住宅について、今まさに住宅基本計画改定の最中だということもあるので、そういう中で、ぜひ議会のほうから申入れとか、それからそういった会議の中で、そうした議会からの申入れがあったことを協

議にかけていただくということは流れとしてはどうなんでしょうか。もう既にそういった協議をしている最中なのか。

何というか、建設的に、どう考えてもそんなに予算上は増える話でも何でもありませんよ。今、区営住宅を増やしてくれと言っても、それはなかなか皆さんの考え方の中で限界がありましたですよ。ただ、部長の答弁では、リノベーションとかいろいろな、今の空き家も活用してというようなことも、分科会のやり取りの中ではあったと思うんですけども、そういうところの変化よりも、やっぱり現実、現在、何かこの陳情に向けて変えられる部分があるとすれば、居住安定支援家賃助成の中の家賃助成に関する改定というところで考えていくことはどうか。建設的なんじゃないかと思うけれども、いかがでしょうか。

○山内住宅課長 ただいま委員のほうからご意見を頂戴いたしまして、そこにつきましてはいろいろと研究していく部分かなというふうには考えてございますので、どのようにするのが一番いいのかというのは、こちらのほうでも十分検討して、研究してまいりたいというふうに考えてございます。

○林委員長 大丈夫かな。

○桜井委員 一つ聞きたい。

○林委員長 桜井委員。

○桜井委員 国や東京都との関係は、特に住宅だとかいろんな福祉関係というのは、東京都との関係はいろいろとありますよね。当然、この千代田区だけの制度として考えられるものなのか、東京都を絡めて考えるものなのか、そこら辺の情報はあったら教えていただきたいんですが。

○山内住宅課長 最初のご説明で差し上げましたセーフティネット住宅につきましては、国の制度となつてございますので、東京都も含めて、そういった形で制度の運用を行っているものでございます。そのほかにも、東京都のほうでも都営住宅とかもございまして、そういったものでございましてとかで、いろいろな協力はさせていただいているところでございます。

○桜井委員 この左側のページの居住安定支援家賃助成のところについては、区内区内と千代田区のこと書かれているわけなんですけども、この5万円というところなんかについても、ここら辺のところについては、特に東京都や区との関連性というか、というのはないというふうに考えてよろしいんですか。

○山内住宅課長 こちらの制度につきましては、今のところ区の独自の制度となつてございますので、そういったものはございません。

○桜井委員 そうすると、先ほど、平成18年でしたっけね、この制度がスタートしたというのは。これがスタートした発端というか、いきさつとか、ああいうものについては、特にじゃあ東京都から一律に、23区、62市区市町村で、こういう形の要配慮者に対してやろうよという東京都の呼びかけでなくて、千代田区の、何というんだ、そのときの実態、実勢というか、に鑑みて、千代田区の制度として起きてきたと、そういうふうに理解していいんですか。そうなってくると——あ、まあいいや。

○山内住宅課長 こちらの制度につきましては、今、委員がおっしゃられたように、区の独自制度として始まっているものでございます。

○桜井委員 そうなってくると、先ほども何人かの委員の方のご質問の中に関連するんですけど、千代田区の家賃の動向だとか収入だとか、そういったようなことを当然考えて、それに見合った形の助成、早く言えば5万円でいいのかどうかという、そういう話ですよ。5万円だけじゃなくて、対象者のことだとか、そういったようなところも一度立ち止まって考える。もう一度調査をして考えてみるとかいうことも当然必要になってくるんだと思いますけども、そこら辺は千代田区の中で判断できるというふうに考えてよろしいんですか。

○山内住宅課長 こちらの制度につきましては、何度も申し上げていますが、区の制度となつてございますので、区の中で、今、委員のほうからご示唆いただきましたように、調査を行って、どういうふうにしていけばいいのかというのが検討していければというようなものでなつてございます。

○桜井委員 はい。

○林委員長 どうですかね。皆さんの質疑がまだあればですけども、区営住宅が空いていれば、地方都市みたいにすかすかに空いていれば、困った方はすぐそちらにどうぞと、火事に遭ったり、困った方といけるんですけども、千代田区の住環境ので、なかなか区営住宅を増やすというところは、地価、土地代も含めて難しいと。ここはもう、ある分には優遇措置で、これが3倍がいいのかとなってくると、また不公平感も出るし、3倍、ここはいいですかね、特に。まだ、3倍のところは。

そうすると、公営住宅に入るまでの間の、今、桜井委員が言われた居住安定支援家賃助成と。ここのところを見直しが区独自でできるということですので、委員会として、平成18年度から始まった家賃助成の月額5万円まで、ここについて、少し家賃の実情と、この対象者のいろんなご意見を聞いた上で、少し来年度に向けて取り組んでもらうということころを委員会として執行機関に申し入れるという形が、一番陳情者にとってもよろしいかなと。

借り上げになってくると、なかなかどこを借りるんだというのが始まるんで、当面は福祉の部門の、大変申し訳ない、大変だと思うんですけど、一緒に家もきつと探すお手伝いもサポートもされているんですけども、金額が相当、平成18年からだと家賃自体が千代田の体感で上がっているのは、皆さん、千代田区に住んでいる人は体感していますので、ここの見直しを委員会として集約して申し入れるでよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 5万円の上限の。改めて言ったほうがいい。言わなくて平気。大丈夫。じゃあ、うまくまとめて。

では、執行機関におかれましては、居住安定支援家賃助成の家賃助成、月額5万円の上限のところを、少し実情と、年度がずっと積み重なっていますので、見直しいただくよう当委員会として執行機関に強く申し入れることを集約として、陳情者にお返しするという形でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、一旦休憩します。

午後2時16分休憩

午後2時18分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

欠席届が出ております。千代田清掃事務所長、出張公務のため、2時30分から欠席となります。

では、引き続き陳情審査を進めて、次に神田警察通り関連についてです。ここが多くて、神田警察通り関連、本件に関する陳情は、新たに送付された陳情送付7-11、区ホームページ「神田警察通りの道路整備事業の進捗について」の削除に関する陳情及び送付6-3……。一括してやるんですけど、後で分割しますね。6-3、神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書、6-9、神田警察通りⅡ期工事に関する陳情から、6-10、神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書、6-11、6-14、6-15、6-23、6-25、6-29、6-33、6-41の合計12件となります。新たに送付された陳情書の朗読は省略し、関連するため、一括で審査することとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。なお、前回も申し上げましたが、送付6-14の陳情につきましては、委員のみ陳情者名が分かる文書です。また、送付6-15の陳情に添付の意見書は、委員のみとなっております。委員の皆様におかれましては、本2点について、取扱いにご注意願います。

それでは、執行機関から何か情報提供がありましたら、どうぞ。

○須貝基盤整備計画担当課長 資料を提出させていただきました。資料番号03、環ま02-1です。街路樹の状況図でございます。こちらはこれまでの街路樹の伐採したとか伐採予定ですとかがございますが、その黄色の部分、これが3月14日に移植を行いました。それのご報告でございます。

裏面ですが、こちらがその移植先となっております。大手町二丁目2番地先の箱根駅伝のゴール手前という、その辺に移植してございます。

続いて、資料番号04、環ま02-2です。こちらは2月5日付の千代田区のホームページに掲載したものを、こちらに提出させていただいております。

続いて、05、環ま02-参です。これは、千代田区ホームページ運営要綱を参考資料として提出させていただいております。

以上でございます。

○林委員長 はい。それでは質疑を受けます。できましたら、広報課長が来ているんで、広報課長を先に。

○小枝委員 広報課長、今日、ホームページ運営要綱、このホームページ運営要綱の、陳情者から、9条、一番最後のページに第9条1及び同3の（3）（5）というところですね。第11条の2、この内容を読み上げて、その趣旨を説明していただけますか。

○並木広報広聴課長 第9条の3の（3）（5）でよろしいでしょうか。

○小枝委員 はい。

○並木広報広聴課長 次に掲げる情報はホームページに掲載することができない。（3）人権を侵害するおそれがあるもの。

○小枝委員 ちょっと。（「マイクを」と呼ぶ者あり）

○並木広報広聴課長 ごめんなさい。

○小枝委員 第9条の1というところから。

○並木広報広聴課長 1ですね。

○小枝委員 はい。

○並木広報広聴課長 ホームページに掲載する情報は、常に最新かつ正確で、公正・公平なものであることを要する。コンテンツは、定期的に内容を確認し、内容等に変更がある場合は速やかに更新し、正確な情報を提供するものとする。3、次に掲げる情報は、ホームページに掲載することができない。（3）人権を侵害するおそれがあるもの。（5）第三者を誹謗・中傷し、又は不利益を与えると判断されるもの。

○小枝委員 ありがとうございます。そして、第11条の2、陳情者はこれに基づき、即刻解除することを求めますとなっているんですけど、こちらも読み上げてください。

○並木広報広聴課長 第11条の2、広報広聴課は、前項の事前確認に基づき、各課に対しコンテンツの修正又は取り下げを指示することができる。

○小枝委員 うん。

○林委員長 よろしいですか、読み上げが。

○小枝委員 これは、どういう趣旨に基づいて、このような運営要綱を千代田区として定めているのでしょうか。

○並木広報広聴課長 内容につきまして、やはりこちらは書いてあるとおりではございますけれども、内容についての確認等は、所管課がこちらに基づいてこれを精査し、決裁し、広報に上げていただくというような内容となっております。（「趣旨」と呼ぶ者あり）あ、趣旨。（「1条」と呼ぶ者あり）1条。すみません。申し訳ありません。申し訳ございません。この第1条に書いてございます。この要綱は、インターネットを利用した区政情報の発信と区民等の意見などの受信等を目的として、千代田区が開設するホームページの運営について必要な事項を定める。となっております。

○小枝委員 今回、この運営要綱に基づいて掲示されている神田警察通りに関する記述が、事実と異なっているという指摘なんですね。これについては、予算委員会の分割、総括かな、でもやったんですが、委員会独立ということですから、ここではっきりと確認をしたいんです。

先ほどの何条でしたっけ、11条によれば、指示をすることができる。つまり広報課というのは、全て受動的な受身な役割だけではなくて、広報広聴とは公平公正にどうあるべきかという理念を持って、いろいろ現場は感情的だったり、いろんなことが起きる。だけれども、区民との関係性において公平公正な広報でなければなりませんよということを、ちゃんと指示する立場にあるんじゃないですか。原課任せで放っておいていいものではないんじゃないんですか。役割、広報の役割というのがあるのではないんですか。

○並木広報広聴課長 やはり組織としてやっておりますので、こちらの取下げ指示というところにつきまして、そのほかもそうですけれども、やはり所管課と相談しながら決めていくべき、また、それに関して単独で何か指示するというようなことではないとは認識しております。

○小枝委員 それは弱いですね。指摘しましたけれども、2年前だったか、前の前の広報課長かな、会っていないかもしれませんが、林さんというお名前の広報課長がいら

したんですよ。

○林委員長 親戚じゃない。

○小枝委員 その方が、民間から来た、広報ということにおいて物すごくプロフェッショナルな方だったんです。ですから、ちょっと千代田区の組織風土としては浮いていたかもしれない。その方がはっきりとおっしゃったんですよ。もう今日、私、新聞の切り抜きを持ってきていないですけども、多分、あれは令和5年の、騒動があったのが4月十何日かで、それで、妨害行為があったの、ないのといって、神田警察に駆け込むようなことがあって。それで、それに関して、7月13日ぐらいに、これはリークもあったんだと思うんで、書類送検だということになって、区議、区議会議員が何か書類送検になったというのを新聞で見知んですけども、そのときに、その追報の中で、警備員と職員と、それからけがをしたのが、住民がけがをしたという報道をされたんです。そのことを基にここでまた質疑をいたしましたときに、広報課長は、やはり事実に基づく広報をしなければならぬので、あるべきことを確認して修正しますという、修正というか、そういうかなり前向きな答弁をおっしゃったんですよ。そしたら、その後、もういなくなっちゃったんですよ。退職を前にして随分前にお辞めになったというような話でしたけれども。そしたらもう、全くそれから2年間放置。そのときのやり取りについては、広報課長は後任の者として確認しましたか、私の指摘の後。されていないですか。されていないければしていただきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 委員長、基盤整備計画担当課長。

○小枝委員 いや、課長には聞いていないです。（「順番……」と呼ぶ者あり）広報の…

○須貝基盤整備計画担当課長 私はそのときおりました。

○桜井委員 順番に聞いて……

○林委員長 順番、順番。先、どうぞ。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。私、そのときおりました、そのときのやり取りも聞いておりますけど、そのニュースですね、オンラインのニュースには傷害をしたというところ、住民が傷害をしたということは書いてございません。ですから、私のほうも……

○林委員長 課長、だから、広報広聴課と調整したのかどうかというのを質問者は聞いているんだから、している、していないで、その後、広報広聴課長に聞きますので。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。ちょっと私が、その引継ぎをしたかというところは私はちょっと存じません。

○林委員長 で、広報広聴課長。

○並木広報広聴課長 内容については、私が来たのが4月ですけども、まだそこではしておりませんで、これから確認をさせていただくというところでございます。

○小枝委員 じゃあ、それを確認してもらいたいです。間にもう一人入っているんですけど。

○はやお委員 入っていない。

○林委員長 入っていない。

○小枝委員 じゃあ、あの……

○はやお委員 間が空いた……

○林委員長 突然、机を片づけられちゃった。平岡さんみたいに。

○小枝委員 ああ。空白があったんですね。じゃあ、議事録には載っておりますし、あとインターネット上のまだメディアの情報にも、恐らく「神田警察通り 書類送検」と検索すれば、ぱぱっと出てくると思うんです。そこはちょっと人権に関わることで、ちゃんと確認をしていただけますか。

○林委員長 多分そのとき僕はそっち側の席にいて、まだ代わる前だったんで、僕が林課長とやり取りして、もしも事実誤認のがあったらどうするんだと言ったときに、当時の林広報広聴課長が、それはもう、すぐ確認の上やりますよと。で、所管課と調整します、確認、事実確認を取ってみますと言って終わっているんですよ。その後、ここにいた人はいなくなっちゃって、僕もこんなになっちゃったんで聞けなくなっちゃったんですけども、そこはじゃあなかったんだね。引継ぎ事項にはなかったんだというところですよ。なかったんだったら、あるのに今さらやりましたといっても、それは上塗りになっちゃうんで、包み隠さず言うと、と言うとまた嫌われるのかな。包み隠さず。引継ぎはなかったと。分らない。

○小枝委員 恐らく所管課と確認をしたら、僕は聞いていないよで、聞いていないから変える必要はないよで終わってしまったのが、きっとそのときの状況なんです。もう7月過ぎて、新聞も出ていて、書類送検されています。書類送検とは書いてあるけども、傷害とは書いていないから傷害という中には入れませんでしたという理屈が、どこで通るんですかね。傷害以外のどんな書類送検があり得ると考えるんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 暴行容疑。本当に住民の方がけがをされたという事実は、こちらではほんと確認できておりません。

○小枝委員 そう言って2年間粘っているんですよ。ねえ、2年間粘っていて、それで私、予算委員会で確認しましたけれども、千代田区が雇った高額な警備会社が、自分たちはその傷害、暴行だか、暴行か、暴行と言ったのかな、そういうことをやられましたということとは区に報告したんだけど、自分たちはやってしまいましたということについて報告しないという、住民に対してやっちゃったんですということを報告しないということが、警備会社との雇用契約上あり得るのかということなんですよ。私はあり得ないと思いますよね。そして、これだけの時間があって、しかもその後もずるずると特命随契で契約を続けているのであれば、そういう話があるんですけど、どうなんですかと普通聞くんじゃないですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 21日のお話になるのかもしれませんが、書類送検された、それは新聞でも出ていますし。

○小枝委員 何月21日。7月。

○須貝基盤整備計画担当課長 7月4日ですかね。令和5年7月4日、ホームページに出ています。で、契約上報告する義務があるかというところで、報告する義務はないということはお話ししましたが、報告を聞いていないということは言っていないと思っております。

○岩田委員 関連。

○小枝委員 いや、今のちょっと言っていることの意味をもうちょっと。日本語になっていない。

○須貝基盤整備計画担当課長 やり取りの中で、報告をする義務があるかというご質問が

ありまして、報告する義務はないということはお話ししました。

報告を聞いていないということは言っていないというふうに認識してございます。

○小枝委員 いや、報告を何を言っていないということを言っていない。

○須貝基盤整備計画担当課長 私が報告を聞いていないということはお話ししていないと認識してございます。

○小枝委員 報告を聞いていない。

○林委員長 報告って、警備会社から。主語がないとなかなか伝わらない。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。警備会社から報告を聞いていないということは、お話ししていないつもりでございます。

○小枝委員 というと、ちょっと、報告は聞いているということですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 7月4日のニュースでも出ていますし、そのところは書類送検をされたというところは確認してございます。

○小枝委員 えっ、警備員を雇用しているのは、区民の安心・安全のために雇用しているわけですね。その中で、区民とのトラブルで事故を起こし、書類送検になるということは、一定程度、警察のほうで、事故性というか、そういった事象があった事実を認定したからなるわけですね。それについて、シンティ警備さん、こう書いてあるんだけど、これはどうですか、どんなことですかと普通聞くじゃないですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 その現場のときに私もおりましたので、書類送検されたとは聞いておりますが、実際それがどうなのかというところは疑問に感じております。

○小枝委員 えっ。非常に危ないことをおっしゃっているんですけども、住民のための安心・安全を守るための、私も正直そこにいましたから。あのときいたんですよ、私もなぜか。そのときに住民は——確かに住民と激しくもみ合うような場面がありました。私もいました。そのときに、住民側がひどく転ばせられて倒れているというのもありました。そして、相当多分強く頭も打ったと思います。それは正直何人かいたんです。でも、千代田区は怖いから、申告はできなかった人のほうが多かったです。何しろ屈強な、本当に私も怖いなと思ったんですけども、屈強な方々だったんですよ。それがもう何十人とぐわーっといるんですよ、大騒音で。そこで生じた事故について、これはどちらに、少し距離を置いてみて考えたときに、行政は住民のために働く、警備員は住民のために働く、そして住民とのトラブルで事故が発生し、事実認定された、書類送検をされた。この事実について、課長個人がそれを感情的に認めないからといって、事実確認を妨げるということがあっていいんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 令和5年7月7日、環まち委員会でも報告してございますが、そこでも報告してございます。警備員の行為1件も送致されたことを確認しましたと。こちらは本区の認識とは異なっておりますけども、検察のほうで取調べが進んでいくと認識しておりますという答弁をしております。

○林委員長 ちょっと、小枝委員が言われた、住民の方が倒れて頭を打っちゃったというのは、届出は区役所にはしていない。区道上でけがとかって、よくあるじゃないですか。やっていない。警察には届けた。だから、警察には届けた。

○小枝委員 そうですよ。じゃなきゃ、書類送検されない。

○はやお委員 そうだ。告発されたと。

○林委員長 うん。で、書類送検された。まあ、書類送検、たくさんいろんな方、職員の方もなっているんで、事案は別ですけども、そのことを言っておられる。

○小枝委員 そのことを言って。

○林委員長 うん。で、対象調べになったのは警備員の方なんですか。警察が書類送検するに当たって。シン何とかという警備会社の人。

○小枝委員 シンティ警備の方を。

○林委員長 うん。そこは聞いている。

○小枝委員 事情聴取された。

○林委員長 事情聴取されたというのは、特に報告義務があるかないか、区の職員がもし事情聴取されるのって、土日とか休日なんですよもんね。だけど、平日にされたら大変なことだけど、事故の場合は平日もやるのかな。事件は土日だけ。そのことを言っておられる。

○小枝委員 そうです。

○林委員長 なかなかちょっと、ごめんなさい、お二人は多分よく分かれているんですけど。じゃあ、警察には神田警察署に届けられた。

○小枝委員 はい。

○林委員長 神田警察署に。近くだから。それを把握しているのかしていないのかというやり取りでいいんですか。

○小枝委員 そうです、そうです。

○林委員長 はい。

○はやお委員 ちょっといいですか。そこ……

○林委員長 それ。はい。はやお委員。

○はやお委員 今、それを把握しているのかということもあるでしょう。けども、もし、傷害かどうかは分からないまでも、何らかの区民との接触があったということについては、報告を受けていないということなの。それも受けていない。つまり、書類送検されて初めて気がついた。それは知っているか知らないかという話と、もっと上流のほうの話で、そういうふうに、委託だね、この業者はね。警備。委託業者がもしそういうふうにやったかどうか、そういう可能性があるということについての報告は、その事故のときもあるだろうし、警察に呼ばれたりなんかしたときもあるだろうし、このことについては、委託業務の契約で報告義務になっていないのかどうか、そこは。だって、普通そんなことはあり得ないんですよ。もし何かがあったら、当然のごとく契約主である千代田区に報告があってしかるべきだし、どの程度をするということ。だから、その契約文書を明確にしてもらいたいんだよね、そうなってくると。それ、そんなことはあり得ないよ。だって警察に分かってから報告が、知りましたと言うのなんてあり得るのかな。

○須貝基盤整備計画担当課長 ちょっと委員会は違いますけども、21日のときにお話、契約課長も申し上げたと思いますけども。

○はやお委員 あ、しているの。

○須貝基盤整備計画担当課長 その報告義務というところはないと。

○はやお委員 ない。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。

○はやお委員 完全はないの。

○林委員長 次に、次にですね、小枝委員、神田警察署に届けて、取調べを受けたのは分かりましたけど、普通、頭を打つ。

○小枝委員 転倒ですよ。

○林委員長 転倒になったら、保険屋さんにも、けがをしたというのは通報するのって結構あると思うんですよ、傷害保険とか。そんなひどいけがでしたらですよ。そこはやられて、当該の倒れた方というか、頭を打った方はやられている。いや、警察だけなのかとなってくると、そんな、今の契約の話は後で論点整理をかけなくちゃいけないんでしょうけど、一方で、けがをされた、けがをされたと、一方で把握されていないと言うと、ちょっと証明のもうちょっと外的なところで、警察にはきっとあるんでしょうけど、警察ってなかなか書類を見せてくれないでしょ、いろんな事件でも。だから、保険会社とか、何かやられているんだったら、分かる、詳しいのが。分かるんだったら、どうぞ、岩田委員。

○岩田委員 いや、そこで……

○林委員長 すれちゃうと困るんですけど。岩田委員。

○岩田委員 関連。それ、警察と保険とかなんか、いろいろ、今、話がありましたけど、これ、事実を知らないということなんですが、新聞報道にもあるんですが、そういうのは調べなかったんですか。新聞報道では、千代田区職員と住民がけがというふうに書いてあります。それ、もしもこれが虚偽であれば、当然それは千代田区の名誉を傷つけられたわけですから、それなりにいろいろ考えなきゃいけない。でも、そういう新聞記事があります。それはご確認いただいていないんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 警備員と住民がけがをしたと。そこはちょっと存じておりません。

○岩田委員 えっ、知らない。

○須貝基盤整備計画担当課長 住民がけがをしたというニュースといたしますか、記事は存じてございません。

○岩田委員 2023年4月20日、東京新聞です。確認してください。

○林委員長 答え方、今までは、確認していないですよ。

○岩田委員 うん。だから、はい。

○林委員長 いやいや、いろいろ区の答弁のも、もう新聞におわびのコメントを出したから、もうそれでいいんだとかというのを昨日もずっと言っていたんで、ほかの委員会で。よく見ているのかなと思ったら、そんなこともないみたいなんで。

どうぞ、続けて、岩田委員。

○岩田委員 こういう新聞記事がありながらも、知らぬ存ぜぬというのはちょっと苦しいんじゃないですかね。当然、今言ったみたいに、これが虚偽の記事であれば、千代田区の名誉を傷つけられたわけですから、何なりの対処をしなきゃならない。でもそういう記事は知らないと言うと、何か住民側に立って話をする、自分たちの都合の悪いことは知らぬ存ぜぬと言っているような気がしてならない。こういう記事もあるわけですから、それもちちゃんと確認しなきゃいけないんじゃないですかね。それを、2年も前の話ですよ。2年も前の記事なのに、知らないというのはどうなんですかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 確認というのはどういうふうにすればいいのか、ちょっと

私のほうでは分かりません。

○岩田委員 事実確認ですよ、本当にけがをしたのかどうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 けがをされたという、こちらに申告が来ていないと。

○岩田委員 だから新聞で……

○須貝基盤整備計画担当課長 で、どなたに聞けばいいのかも分からないという状況でございます。

○林委員長 さっきそこは、課長、警察には届けていたけど、千代田区役所にはけがをしたと届けていないから、よくある和解とか損害賠償請求、車に枝が落っこってボンネットがへこんだとか、区道上の事故、ここには該当しないというのは確認を取ったんですけども、その上で。

小枝委員。

○小枝委員 結局、まあ、ない。公益通報と一緒に、区と一緒にやっているという、区から暴力を振るわれていると思うと、住民側からすると、届出とならないんじゃないかと。それはちょっとこっちに置いておいて、私が聞きたいのは、転倒させたという事実。それから、書類送検が4件ぐらいありましたと。そのいずれも全部不起訴になりましたと。つまり現場での事件性は認められたけれども、そして書類送検という、これはされるということは心理的にどちらも大変なことだと思いますし、今も一つ新たなことが町会長をめぐるで起きているというようなことは、私もとてもあってほしくないなというふうには思っているんですけども、そういう書類送検という4人の出来事があった。一つは対職員、一つは対警備員、一つは対住民、もう一つは、もう一つ私も把握して、あ、対警備員なんでしょうね。2件が多分警備員なんだろうなと思うんだけど、いずれも不起訴になった。つまりそれは4件とも同等なんですよ。

そしたら、さっきの質疑で私が、書類送検になっているんだから事実がなければ書類送検、事実認定がなければ書類送検とされないよねというようなことを言ったら、それは住民のほうでなかったことをあったかのようにやっていたんじゃないかと思わしき表現を課長のほうがされたんですね。もしそういうことがあるとすれば、同じように警備員側も職員側もそういうことはあり得るということで、つまり同等のことになってくるんですよ、同等の。書類送検という事象からすれば。その取扱いにおいては、事実が確認できていないから、こちらは載せないよということで、2年間やっていることが、この陳情は、広報ガイドライン、ホームページのこのガイドラインに当たらないと。公平公正ではないと。なぜならば、住民に対する警備員のトラブルの、警備員から住民への暴力行為について何ら記載されていないからということなんですよ。であれば、そこを全部消すという考え方だってあるじゃないですか。

つまり、公平公正に取り扱わなければ、住民だけを悪者にして、そこだけをなかったことにして、同じ書類送検なのに、本当は住民側もというか、元議員側も思っていますよ、そこは。どうしてそういう、何というんですかね。要は、ある意味戦略的に事故を発生させたようなところもありました。誘発させるような行いが私はあると思いました。

そしてもっと不思議なことは、これは神田警察の方もそう言っているんだけど、こうやって警備員が住民を押し倒したことがカメラで写されたものを、住民は事情聴取の中で見ているんだけど、それが検察に送るときになくなっていったんですよ。見ましたよ

ねということで、神田警察の方も見ましたと。確かに見ましたと。だけれども、区のほうはなくしてしまった。非常にこれは本当に闇が深い危ない話なんですね。

○須貝基盤整備計画担当課長 まるで小枝委員がその事情聴取にいたかのような発言なんですけど、その映像がなくなったこととかその辺のところは、警察のお話なので存じません。

ホームページに書類送検という言葉を書せたのは、今年の2月5日のホームページであって、7月のその時点では記載してございません。

○小枝委員 だから。

○林委員長 今回の資料のところには書いていないということ。

○須貝基盤整備計画担当課長 小枝委員のおっしゃる書類送検のお話は、本日の資料の2－2です。

○林委員長 うん。2－2のどの辺でしょう。

○須貝基盤整備計画担当課長 2－2の一番下の行になります。

○林委員長 2－2の一番下。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。「反対派による区職員・工事請負業者・警備員に対する暴力的な妨害行為があり刑事事件となり書類送検されています」と記載してございます。

○林委員長 で、これが不起訴になった。

○小枝委員 全員。

○林委員長 ですか。いや、区、区——どうぞ、課長。いや、書類送検して、いや、やるのは起訴猶予か起訴しかない。まあ不起訴というのもあるんですけど、どれになったんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 結果については存じません。

○林委員長 じゃあ、結果を調べてもらって、起訴猶予だったら起訴猶予だし、起訴されたら、そういうのに詳しくなったんじゃないの、区役所。ね。

○須貝基盤整備計画担当課長 その起訴不起訴の中身について、警察のほうは教えていただけないということでございます。

○林委員長 いやいやいや、ごめん、時間がかかってあれなんで。区の職員、この人が起訴されたかどうか分かりますよね。ほかの事件だって、書類送検されたけど起訴されない人もいたし。工事請負業者と警備員だって区が委託をかけているんだから、それは聞けば分かるんだから、その後の話をホームページに、書類送検されたけど不起訴でしたとか起訴猶予でしたと書けば、これで小枝委員の言われている結果が伴った形で、前の林広報広聴課長も言われた、新たな事案が、事実が確認できれば加筆しますと言ったところにも、文書関わりなく何日時点で確認したというのを書ければ終わるんですよ。

○小枝委員 まあ、それは、もう終わらないです。

○林委員長 終わらないんでしょう、いや、この部分だけです。全部になったら、1個ずつやっていかなくちゃいけないんで、書類送検されたと……

○小枝委員 いや、「反対派による警備員に対する暴力的な妨害行為」という表記があるならば、「警備員による住民に対する暴力的な行為」という表現も、なかったらおかしいじゃない。

○林委員長 うーん。私が今ちょっと刑事事件の書類送検で、小枝委員はもう十分、いろんなほかの事件で学んだじゃないですか。職員の方たちも多大にいろんなのを受けていたわけですから、日程も含めて。これが書類送検されて、そんなに長くいかないで、判断するわけですから、事件を。ずっと棚ざらしにしないわけですから、書類送検をかけて。そうすると、それを、事実を、区役所の少なくともこの職員の方は被害を、けがをしたんですよ。けがをした職員だから、この方のだけでも確認して、その結果、起訴猶予でしたとか不起訴になりましたというのをここの後ろに書けば、事実の新たに確認できたところを。

○小枝委員 アップデートはされる。

○林委員長 アップデートして、前の広報広聴課長が言われた、新たな事実が確認できたときには加筆をかけますと言ったところに整合性が取れるんじゃないかなと、普通に考えられると思うんですよ。で、請負業者と警備員も、区がお金を払っているんだから、その後どうなりましたかと心配していて、別に不起訴だったら不起訴だし、起訴されていたとしたら事件だから大変なんで、ここの部分だけはアップデートできるのかなと思うんですけども。

○小枝委員 いや、全て不起訴ですよ。全て不起訴。

○林委員長 えっ、だから不起訴、事実確認しなきゃいけないでしょ。

○小枝委員 いや、知っていますよ。知っている。

○林委員長 いやいや、じゃあ、それを聞いてくださいよ。どうぞ、小枝委員。私はこの3人に限って言っていますからね。書いてある、区の職員と、工事請負業者、警備員に対する書類送検、刑事事件の。この結果。

○小枝委員 じゃあ、3人について確認しますけれども、不起訴になっていますよね。何で自分の職場だったり、自分で雇用している警備員だったり、自分というか千代田区が雇用している警備員だったりするのに、何でこんな重大なことを、聞いていないなんていうことはないですよ。知らなきゃそれこそ職務……

○林委員長 職員課長を呼ばなくちゃいけないのか。でも……

○小枝委員 いや、職員課長が雇っているわけじゃないから。

○林委員長 いや、だって、あれでしょ。地方公務員で、もし刑事事件で起訴されたら何らかの処分を受けるんですもんね……

○小枝委員 あっちは住民だから。

○林委員長 被害だからいいのか。

○小枝委員 うん。

○林委員長 労災もあるでしょう……

○小枝委員 訴えているのが警備員と、この3人というのは警備員と区の職員、警備員2人と区の職員1人なんじゃないかなと推測する。

○須貝基盤整備計画担当課長 区職員、請負業者、警備員が書類送検されたわけではございません。

○林委員長 ごめんね、言い方が悪くて。皆さんけがをされたんだったら、労災とか保険とか、こちらの方もけがをされたら当然あるんでしょうから、その結果どうでしたかと確認はできるんじゃないのかなと。これまでできないと言うと、けがをした職員の人を放っ

たらかしにして、どうなっちゃったか分からないけど、取りあえず書きまじたら、あんまりちょっと職場として温かくないですし、請負業者さんにも大丈夫でしたかと言って、その後どうなりましたと言って、何か分かりそうなものだけど。

○小枝委員 じゃあ、それは確認してください。

○林委員長 いや、分からなきゃ分からないで、しょうがないんでしょうけど、職員ぐらいは分かると思うんだけどな。

○小枝委員 警備員は分かるでしょ。

○林委員長 警備員も。まあ。

はやお委員。

○はやお委員 何かちょっと私は分からないことを聞きますよ。今、区民がいらっしゃって、そして委託した警備の方、そしてまた区民、区職員がいると。そこで何らかの形で傷害というか何かがあったと。4件の、誰なのか分からないけど、書類送検されたということは事実なんですね。そこだけ、まずそこを確認する。

○須貝基盤整備計画担当課長 そうですね。4件、4人ですね。

○林委員長 4人。

○はやお委員 それで、先ほど岩田委員が、2023年4月20日に東京新聞に載っていたということなんですけど、それは知りませんということだったんですけど、知らないということではよろしいですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 ちょっとけがをされたというのが書かれているという、4月28日の記事というのは、私はちょっと拝見してございません。

○はやお委員 4月20日の記事がそういうことで載っているということは知っているのか、それがあることすら知らなかったのか。4月20日にそれが載ったことは。

○須貝基盤整備計画担当課長 ちょっと記憶に、ここを4月20日のを見たかどうか、ちょっと記憶にございません。

○はやお委員 私が議員になったときに、区議会事務局のほうで下とも調整していたのか何だったのか、総務課がやっているのか、千代田区がもし掲載された新聞記事については、スクラップしていたと思うんですよ。今でもたしか、区議会事務局はもうやらないようにして、みんなには配らないけれども、閲覧室の図書館で見てくださいということになっているから、それが今、広報がやっているのか総務課がやっているのか、それがあるはずだと思うんですよ。だから、この前言った、また話が飛ぶけど、LEDの件のあの業者だって有名な新聞で私も確認していますから、千代田区が載っていればそういうところにスクラップされているはずなんです。でも、まあ、東京新聞だったらブロック紙ですから載っているはずですけども、それをも見なかったということ。

○林委員長 大丈夫かな。何か知的財産所有権という、私も以前ちょっとした事案があって、新聞社に言われて、何か特別契約を区のほうでやるようになったんですよ。この法律をつくったのは与謝野馨さんですよと言って、えらい言われたことがあったんで。やっているんですよ、広報課長。部内で、何部か分からないですけども、状況。

○並木広報広聴課長 毎朝スクラップをさせていただいて、関係の記事は各部に、所管部にお渡ししている状況でございます。

○はやお委員 ということは、所管部のほうに、千代田区が載っていたら、当然のごとく

見なくてはいけない。そしてまた、事件が起きていたといったら注視していかなくちゃいけないはずなんです。記憶にないという話自体が、場合によっては、分かっていたら不誠実な答弁ですし、答弁ですし、もし本当にそうであれば職務怠慢ですよ、はっきり言って。ということなんです。だって、たとえ委託業者であろうが、そういう事件を起こしたときというのは、区職員がやったことと同等なんです。もし契約にそれが書いていないということだったら、早急に変えてください、契約内容を。当たり前でしょう、そういうのは。

僕は、それが書いていないからいいです、そういうふうに答弁しましたというのが、非常に聞いて乱暴なあれですよ。だったら変えなくちゃいけないんですよ。この事案というのはこういうように複雑化しちゃっているんですから。変えるということ、そのアプローチはしましたか。お答えください。

○須貝基盤整備計画担当課長 それは今のところはやってございませんですが、そういうご指摘があるので、検討はしたいと存じます。

○岩田委員 関連。

○林委員長 岩田委員。

○岩田委員 2023年7月27日の東京新聞の記事では、この7月3日に伐採に反対する住民と区の警備員が小競り合いで互いに、「互いに」暴行を加えたなどとして、住民3人と警備員1人を書類送検。これを受け、委員会で林利夫広報広聴課長は、住民にけが人がいて、ホームページに欠けていたとすれば公平公正でないと答弁。担当部から、住民のけがの情報があれば訂正すべき記事に該当する。検討したいと述べた。となっています。それから、再三、住民の方はこれは公平ではないというふうに苦情を言っているはずなんです。それでも知らないというふうにおっしゃるのでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 ただいまの岩田委員のおっしゃった記事については存じております。ですから、互いに暴行ということで、林広報広聴課長が、そういう事実があれば訂正をするということも、言ったことも事実だと。新聞記事もそのように認識してございますが、けがをしたということ、事実を、本当にこちらは存じておりませんので、そのところは修正するところはしていないというところでございます。

○林委員長 あ、岩田委員、それは議事録でやり取りしたやつだから、僕がそっち側にいるときにやったんだから、そこは知らないとは言えないと思いますよ。というので、記事についても、スクラップのは流していると言ったんで、一旦整理したつもりだったんですけども。

で、桜井委員、どうぞ。

○桜井委員 スクラップという話もあったり、怠慢だというようなそんな話もあったので、この記事というのは、今、岩田委員からのご指摘だと2028年2月……

○岩田委員 23年。（発言する者多数あり）28年はまだ来ていない。

○桜井委員 あ、そうか。ごめんなさい。東京新聞に出ていたということでございましたけども、これの記事を見ていないのは怠慢じゃないかというような、そういうご指摘、強いご指摘がありましたけど、東京新聞以外の記事というのは、これは載っていたんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 その事件当時、幾つかの新聞が記事にしていたというのは記憶にございます。

○桜井委員 いやいや、これは随分長い時間いろいろと争っているものだから、それはほかの新聞記事なんかに載っていますよ。だから、ここのところの、今、岩田委員が、または、はやお委員が、この記事を見ていないのは怠慢だとおっしゃっているから、おっしゃっているから、果たして……

○岩田委員 怠慢ではないかと……

○桜井委員 「ないか」「じゃないか」という。

○岩田委員 怠慢までは。

○桜井委員 僕はもう、それは怠慢じゃないと僕は思っているから、どうなのという事実関係を確認したいと思って、今こうやって話をしている。この東京新聞に書いてある記事と全く同じような内容のものがですよ、ほかの3紙なりに同じような形で同じようなテンションで載っているというのであれば、それは、何、ほかの記事も見していないの。スクラップも恐らくそのときに広報課でされているでしょう。だけどそういう話が全くない。東京新聞の話しか出てこないじゃないですか、この話は。

別に、東京新聞がどうこうということを僕は言うわけじゃないですよ。私も一時取っていたときもありますから。（発言する者あり）ありますけど、でも、この一連のこの議論になったときに、東京新聞しか残念ながら出てきていないんですよ。ということを考えたときに、先ほど答弁で、区のほうに報告がなかったというところでお話しになられているというそこら辺のところでの、そこまでの、怠慢じゃないかというところまでは、これはちょっと言えないんじゃないのということを僕は言いたい。

こういう事実関係については、やはりいろんなところの情報をやっぱり取っていくということは必要なんですよね。区はそういう報告がなかったか知りませんでしたという、それはその流れの中ではそうでしょう。だけど、やはりこういう、いろいろな賛成もあれば反対もあればというような、そういう状況の中でこの事業というのが行われていかなければいけない。僕も前に進めなきゃいけないと僕は思っていますけども、そういうような状況にあるわけだから、なるべく多くの情報を所管のところでも取っていただいて、そういう中で判断をしていくという、そのぐらいの大きな気持ちを持ってやってやるべきだというふうに思いますけど、いかがですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 桜井委員のご指摘を肝に銘じて、今後こういうことのないよう、全て、全てというか、なるべく目を通して情報を収集したいと存じます。

○林委員長 まあ、ちょっと、1回整理。いいか。

じゃあ、はやお委員。

○はやお委員 いや、私はもう委員同士でやるつもりは全くないです。でも、ただ、東京新聞というのはブロック紙で、1紙がなったからとか、2紙がやっていたからということではなくて、その書いてある事実を確認することが大切なんじゃないかということを言いたいんです。それで、何で事実を確認する必要があるかといったら、結局は自分で探しに行ったわけじゃないんです。スクラップをみんなに提供しているというふうに、現実、広報広聴がやっているというのであれば、当然のごとく、そのところで、あ、何か書いてある。これについては、と思うのが所管の役割じゃないんですかということを言っているわけですよ。2紙あったら、もっと大変ですよ。3紙あったらもっと大変ですよ。けども、1紙でもあったら、その事実はどうだろうかと確認するのがお仕事じゃないんでしょうか

ということをしているわけです。だから、そのところで事実を確認するために、東京新聞のことをベースにしながら、業者にも確認する、そのところに立ち会った区職員にも確認するとやるのが普通でしょということを言っているわけよ。

まあ、私は2紙、3紙という話は、学術はそうですよ。片一方の意見だけを聞いちゃ駄目けども、まずそれなりのブロック紙がやっているんだから、そのところ、こんのが出ただけだと確認するのが普通なんじゃないんですかということですから、お答えください。

○須貝基盤整備計画担当課長 そうですね。新聞に出れば、それについて確認するというのは必要だと思います。ただ、その確認する相手が分かりませんので、確認しようがなかったということでございます。

○林委員長 まあ、新聞云々というのは、これは夜中の出来事なんですよ。当然記者さんも働き方改革で、行ける記者と。今、週何日かになっているんで、これはあるにせよ、我々の区議会でするところと言うと、住民の方のけがをしているというのを確認するすべは今もうない、時間がたっているから。そうすると、唯一行けるとしたら、このホームページに書いてある区職員のところ、ここのところになってくるのかなと。これはちなみにまちづくり部の職員なんですか。どこの職員、区の職員って。

○須貝基盤整備計画担当課長 環境まちづくり部の職員でございます。

○林委員長 そしたら、すぐ確認できるような気がするんですけど。けがの、どれぐらい暴力を受けたんですか、この書かれている区の。1名ですよ、複数じゃなくて。どっちなんだろう。

○須貝基盤整備計画担当課長 1名でございます。

○林委員長 1名。で、どれぐらい。

○須貝基盤整備計画担当課長 突き飛ばされたということでございます。

○林委員長 で、頭を打ったとか、腰を打ったとか、手を打ったとかになると、労災というか、業務内でけがをしていたら、多分、区の制度、地方公務員の制度に当たってくる、診断書も含めてなってくると思うんです。そこまでのけがではなかった。あった。

○須貝基盤整備計画担当課長 ちょっとそこまでお話ししていいのかどうか。個人的なお話ですけど、どうなんでしょう。労災を申請してございます。

○林委員長 労災をしている。だから、確実にけがをされていると。名前じゃなくて、年齢も言っていないんで。けがをされて、職務で、警備か監督で行かれたんですよ、夜のところで、このけがをされた区の職員は。で、突き飛ばされて、けがをして、労災というか、診断書もあるようなけがの状態だと。（「診断書がある」「労災が下りた」と呼ぶ者があり）これで、だから、やった、何かもう警察用語になるけど、飛ばした人が分からなかったから、けがはしたけど、被害は受けたけど、誰がやったか分からなかったから、被害だけ受けたというのが区の職員。それとも、分かるんだったら。

○小枝委員 駄目だ……

○林委員長 うん。そしたら、何か分かってきそうだし、ここかなと思って。

あと、いろんな考え方でいろいろあるところは、あそこを直せ、ここを直せというのは、僕も一応少しだけ勉強したんですけど、政治の立場からこういうのをやると検閲というやつに入るんで、こう書き換えろというのは言っちゃいけないことだと思うんですよ、報道

機関に対しても。私はね。ただ、事実が違うという指摘はした上で、判断をしっかりと広報広聴課長がしなくちゃいけないし、その後の追記がないというのは、やっぱり地方公共団体でこういう陳情が出てきちゃうところは、ちょっと課題かなと。

だから、けがをされた方のその後とか、書類送検をされましたのその後とかというのは、やっぱり加筆をかけないと、なかなかいろんな多方面から見ると、これは別に9対1だからいいやとか、50：50だからちゃんと構えなくちゃいけないというわけじゃ、やっぱり全ての区民、住民対象ですよ。住民だったら住民の、千代田区民の方を対象に、嫌な思いをさせないようなホームページという記載内容に、古いから誤解というか、全然違う、こういった削除を求める、関する陳情なんていうのは、ちょっと私個人としてはあんまり区議会にはなじまないかなとは思っているんですよ。区の表現方法を削除しろというのは。今はいいですけど、議会のほうが多数で区長派が少数だったとき、あれを消せ、これを消せと議会のほうが言ったらめっちゃくちゃになっちゃうんで、そういう政治の強さというのは出しちゃいけない。今は全く逆ですよ。あれを言ってもこれを言っても全部やってくれないんでしょ。だから、ここの追加のところだけは、少なくともちょっと連携して確認して返すぐらいはしないと、2年間の宿題を果たしてというのがいいんじゃないのかなと思うんですけども。

新聞のやり取りについてはやめましょう。新聞が、これ、正しいか正しくないとか、記者さんの目もあるし、報道機関のほうも間違いとかと、議会が間違えだと、あなたの記事は間違いですよ、フェイクニュースですよというのは、やっぱり好ましくないと思いますから。

○はやお委員 いやいや、その流れが違う……

○林委員長 だから、中身を確認はしなくちゃいけないと。

○はやお委員 事実を確認。区の話。

○林委員長 事実を確認して、区の職員がましてですよ、けがをされて、保険まで適用するような大きなけがを職務中に背負ってしまったんですから、その後の追尾ぐらいは、お互い、双方、これも職員だけいいというわけじゃなくて、工事の請負業者ですとか警備員にも、やっぱり優しさというかな、大丈夫ですかその後と言いながら、その後の経過、事件経過というのを、ここだけは変えたほうがいいのかという気はするんですけどね。

○小枝委員 そうですね。

○林委員長 ばすっと切っちゃっているんで、事実の。刑事事件で書類送検ですとって、その後、無事でしたとか、みんな分からないんでね。どうかな。そうすると、この陳情、中身じゃないですよ、広報ですよ。

何かあれば。部長が答える。課長。じゃあ、担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 様々ご指摘いただきましたので、事実を確認した上で、対応について広報広聴課と担当課と協議をして対応してまいりたいと存じます。

○林委員長 どうしますか。（「いいんじゃないですか」「いいと思います」と呼ぶ者あり）じゃあ、広報広聴課長、また前の課長と同じお話を、一字一句違わないように、議事録を読みながらでもいいですから、林課長が最後に言った表現を。

○並木広報広聴課長 ……内容……

○林委員長 内容が一緒だったら、事実が確認できたら加筆、修正を可及的速やかにやり

ますと言わないと、この陳情はホームページで、結構やっちゃいけない部類だと思いますので、僕らのほうで。うまく。

広報広聴課長。

○並木広報広聴課長 ご指摘を受けまして、所管課と確認をして、修正、追加等をさせていただくというところでございます。

○林委員長 どうでしょうか。陳情を一括してと先ほどお話ししたんですけれども、（発言する者あり）この陳情って中身じゃないんですよ。ホームページの削除に関するで、様々な、何ページだ、4ページにわたった陳情ですけれども、僕らはやっぱり中身の、私たちですね、私たち議会のほうは、中身云々というのは、指摘はそれぞれこの後でも、ホームページのこの部分は違うんじゃないかと言っているのはいいと思うんですけれども、委員会としては、アップデートというか、何と言うんだ、更新。更新を可及的速やかに、事実を確認でき次第していただくように執行機関に申し入れるということで、これ以上のところはちょっと踏み込んで。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 じゃあ、それ、委員会集約として申し入れまして、この送付7-11、区ホームページ「神田警察通りの道路整備事業の進捗について」の削除に関する陳情は、陳情者にお返しするという形でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。1本、これでは。では、こちらは行きまして、一旦休憩します。

午後3時18分休憩

午後3時29分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

引き続き、神田警察通り関連の陳情審査です。今、7-11の陳情審査が終わりまして、残りました従前からある6-3から6-41までで、今回新たに情報提供がありましたのが、移植をしたということです。移植に限らず、神田警察通り関係の、どうぞ、委員の方、質疑。

○春山副委員長 確認したい。

○林委員長 確認したい。移植だけにかかわらず。はい、春山副委員長。

○春山副委員長 今回、2本移植されたということなんですけれども、今回、伐採されたのはなくて、移植だけ2本ということでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 おっしゃるとおり、2本の移植のみでございます。

○春山副委員長 ちょっと確認を取りたいんですけど、先日伐採されたとき、ほかの委員の方が、中が空洞化していた木があったということなんですけれども、その辺の、今までの伐採済みの21本のうち、空洞化されていたものが何本あったのかと、この2本の移植されたのは、植えたのは全部植栽は同じ時期ですよ。違う。その辺の経過と今のイチョウの状態についてご説明いただけますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 今のご質問の21本のうち、伐採した21本、切り株状になってございます。そのうちの空洞が見かけられるものは7本でございます。

○春山副委員長 7本。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。それから植えた時期ですけども、様々植えてから、

やっぱり枯れたりですとか、あと工事の関係で、抜いてまた植えたとか、そういうことで、この移植した2本というのは、直近、直近というか、まだ若い木ですので移植が可能という、そういう判断をしております。

○春山副委員長 すみません。ごめんなさい。数字で頂いたほうが分かりやすいので、今の2本、移植した2本は、年数としては10年とか20年とか、その単位で教えていただきたいのと、残りの伐採予定のものの年数も教えていただけますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 恐らく神田警察ができたときに、その復旧でできているので、植えているので、神田警察署ですね、10年はたっていないと。あとほかの樹種、樹木については、恐らく50年から70年、大きいものですね、というふうに認識しております。

○春山副委員長 もう一度確認なんですけど、残りの9本も50年近いものだということではよろしいでしょうか。

○林委員長 神田警察ができたときに植えた木を教えてもらったほうが早いかもしれないですね。

○春山副委員長 ああ、そうですね。

○林委員長 神田警察が移転したときに植えたんですね。

○須貝基盤整備計画担当課長 若い木。

○林委員長 うん。若い木だけ言ってくれば。

○はやお委員 それ以外は……

○林委員長 うん。分類ですよ。分からない。分からない。

○須貝基盤整備計画担当課長 いつ植えた。

○春山副委員長 いつじゃなくて、若い木の本数だけ。

○林委員長 若い木ですよ。だから、新た……。うん。

担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 若い木は2本、移植した2本だけでございます。

○春山副委員長 2本。なるほど。

○はやお委員 若い木を移植した。

○林委員長 春山副委員長。

○春山副委員長 ありがとうございます。21本中7本が空洞化していたということは、ちょっと私も初めて今日聞いたので、かなりの老朽化しているなと。日本各地で老木の倒木で車が破損したりとか、けが人が出たりとか、いろんなことが起きているので、やっぱりこの街路樹の老朽化というのは、本当に千代田区としては何か真剣に考えなくてはいけない課題だなというふうに思います。いかがでしょうか。

○小枝委員 関連。関連、関連……

○林委員長 じゃあ、どうぞ、小枝委員。

○小枝委員 すみません。東京都の街路樹マニュアルの中に、この今のただいまの樹木の空洞化に関する記載のページが、今日資料を持ってきていないんですけども、私が持っている資料にはあります。区のほうも当然お持ちだと思うんですけども、そこには何が書かれているかというと、空洞率5割というの、50%というのが一つの基準で、この空洞化しているから樹木が弱って枯れてしまうとかいうものではなくて、逆に空洞がなくても

弱っているものはある。その診断をする際に、空洞というものをイコール枯れていくというようには見ないというのが街路樹診断の一つのマニュアルがあるので、あれば資料をここに出してもらおうといいかなというふうには思うんですね。

要するに樹木の健全度を推し量るのに、そのために樹木医とかがいるわけですが、このここの当初の32本でしたっけ、については、1本を除いて、1本というのは、1本だけがCで、このCというのはちょっと存続できないというのは、車のほうの建築限界にちょっと倒れ込んでいるがゆえに、撤去というかC判定になった。それ以外はみんなA、B判定だった。そこがまず前提としてありますよねというところは、確認を一旦しておきたいと思います。

○須貝基盤整備計画担当課長 診断マニュアルに従って樹木医が診断してございます。この32本なんですけども、神田警察前の1本については、植えたばかりということで、診断してございませんが、31本、32本中31本、診断をいたしまして、Aですね、A、健全に近いというのは9本、B1、注意すべき被害が見られるが11本、B2、著しい被害が見られるが10本で、不健全というものが1本ということでございます。（発言する者多数あり）

○小枝委員 それで、東京都の街路樹診断マニュアルみたいなものがありますよね。そこに、この今のABC判定についての判断というのが載っていると思うんですけども、つまりA、Bについては、何というんですかね、一定の対処をしていけば、木としては十分、人間でもちょっと体調が悪いときはあったりするけれども、Cは、先ほど言ったようにCについては、木の強度の問題じゃなくて、確度、計算の問題で、Cだよという判定だったんですね。それは覚えていますよね。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。

○小枝委員 うん。で、A、B、Cのこの3ランクについては、木としては伐採すべきものと判断しない対象ですよ。その……

○林委員長 何か、ちょっといいですかね。あんまりいい整理じゃないと思うんですけど、一つ、この移植を大手町にしたのはAの9本の2本、診断していないやつ。と、あと、切ってみて空洞だったやつがこのBプラスとかCとかだったというのを言ってくれば、切ってみなきゃ分からないやつなんで、それも併せてクロスかけて見せてもらおうと、僕らのほうでも、ああ、Cはこんなに穴だったとか、えっ、Aでもこんな空洞があるのかとか、小枝委員が言うようにね、その違いが分かるんで。

○須貝基盤整備計画担当課長 まずAですね。Aの移植したものの2本のうちの1本は、若いので診断していないということです。もう一本の移植したものはAということです。

○林委員長 うん。なるほど。

○小枝委員 なるほど。

○林委員長 そう言ってくれると分かる。

○須貝基盤整備計画担当課長 そして、空洞のあった7本、この図面でいきますと、北側の2本目、これがB1。4本目、これはB2。5本目、これはB1。飛びまして、テラススクエアのこのハッチのかかっているところ、これがB2ですね。それから一番右の北側の右、これがB2。それから南側に行きまして、南側の一番左、これは先ほど小枝委員のおっしゃっていた建築限界を侵していた、即切らなきゃいけないというものでした。で、

空洞のあったのは3本目、これはB1。それから5本目、これはB2です。

○林委員長 うん、なるほど。そうすると、切ったので、Aのやつはまだ切っていない。切っているの。あれっ。切っているの。

○須貝基盤整備計画担当課長 今までお話ししている診断は、それ、まず健全度診断と基本となるものがあって、今回この整備に当たっては、移植適正度診断というものを行っております。健全度、健全であっても、それをどこかに移植するということができるかということ診断していくと、それも移植ができない、結局大きくなり過ぎていたので移植できないという樹木がほとんどでございます。計画に従って、今Aであっても移植はできないので、伐採をしているのがございますので、Aであっても伐採している樹木もでございます。

○林委員長 根っこが大きくなっちゃうとなんでしょうけど、切った中で、空洞で、B1とB2が確かに混在していましたよというところで。

岩田委員。

○岩田委員 関連で。木の空洞というのは、切ってみないと分からないものなんだろうかと、そもそも。

○須貝基盤整備計画担当課長 樹木診断でたたいたりしまして、異音があれば空洞があるんじゃないかということと、あとその後、本当にそれを調べなければならないときは、レジストリーといいまして、棒を刺して空洞がどれくらい進んでいるかというのを調べるということでございます。

○林委員長 内視鏡。内視鏡じゃないか。

○岩田委員 自分の記憶が確かであるならば、健康な木は移植するみたいな話だったんですけど、でも、大きくなったんで移植できないという話ですが、それは別に診断しなくても、大きさなら見れば分かりますよね。大きくなり過ぎて、ああこれはもう無理だなというのは分かりますよね。

あと、樹木診断のことですが、結構穴の空いていない木もあったわけで、それも移植ではなくがんがん切っちゃっていますけども、それというのは、やっぱりこれは移植は無理だからという、最初からそういう判断だったということなんですかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 これまでも申し上げていますが、移植可能なものを移植2本として計画して、2本を移植したということでございます。ほかのものは移植できないという判断をしています。

○岩田委員 それが、大きいものでなくても、そんなに小さくなくて、しかも穴が空いていなくても切っちゃっているのもありますよね。

○須貝基盤整備計画担当課長 ですから、それを樹木医が健全度調査をしまして、移植できないという判断をしているものでございます。細くても、もともとの活性化、活性度、それが無いものは、移植してもつかないという判断でございます。

○春山副委員長 難しいですね、移植……

○岩田委員 それは穴が全く空いていなくて、例えば切り口が、何というんですかね、例えば野菜とかを見れば切り口とかで分かるじゃないですか、ああこれは新鮮なものだみたいな。そういうのを見ても、健全だというような、思えるようなものでも、そういう判断のちょっと仕方を、ちょっともう一回教えてもらえますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 外観診断ということで、枝ぶりですとか活力、本当に枝の葉っぱの出方だとか、そういうものを判断して外観診断というものは行っております。

○岩田委員 ふーん。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 駄目。いいですか。ごめんなさい。一応ホームページを見ていいよというような、あれっ、ことだった。何でしたっけ。そうですね、元に戻ります。令和3年度街路樹診断等マニュアルと、東京都建設局のマニュアルがあります。このマニュアルの中に、先ほど言ったA判定、B1判定、B2判定、C判定の手続が書いてあって、C判定については更新、撤去、植え替えとなっているんだけど、A、Bについては、日常的観察、点検、剪定、樹体保護など、街路樹の状況に合わせた処置というようなことで、更新する必要はないよということになっています。ただ、非常に、それでその上で、ステークホルダーとの調整というふうにこのページ立てとしてはなっているんですね。つまり東京都のほうも、この街路樹の健全状態を保つための包括的管理についてのフローというものをちゃんと整理していて、これはもう千代田区も同じ考え方に基づいているというふうに考えてよろしいですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 ほぼ同じと考えていいと思います。

○小枝委員 ですね。その考え方に基づけば、あんまり何というか、物事をややこしくする必要がないというか、要するに手順手続論なんです。1回、例えば樹木匠さんの判断でオーケーだよと出たけれども、もう一回ダブルチェックしたら駄目だということもあり得ると思います。けれども、少なくとも平成30年とかそのくらいの頃かもしれないけれども、この街路樹に関しては、1本を除いてC判定はなかったという状態なので、基本的にはステークホルダーの皆さんには、維持保存できる状態にあるよということを、一旦、何というんですかね、説明すべきものになっているわけなんです。

それを、今ややこしくなっているのは、穴が空いている、空洞が空いているものはもう枯れちゃうんだという極論になっちゃっていて、それは千代田区にはそういった樹木の専門家がないというせいもあるかもしれないけれども、基本的に行政は書類と手順手続主義なので、この東京都のマニュアルに基づいていけば、現状においてはそういうものではないということは明確に言っていたかないと、素人は、穴が空いていると、ああもう駄目だというふうになってしまって、そこはもうエビデンスとしてはそうではないということがこのマニュアルの中にも書かれているんですね。むしろ5割を超えた場合は考えなくちゃいけない、5割を超えたものについてはやや見守りは慎重にしなければいけないという、そういうふうになっているはずなんです。そこは明確にしていきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 その判断もありますけども、まずステークホルダーに説明しているかということでは、協議会でご説明もしていますし、委員会でもこういう報告をして、その上でこういう計画になっているということはお話しているところでございます。

空洞につきましては、空洞があるから即伐採と、そういうお話はしたことはございません。ただ、健全かと言うと、健全ではないと。空洞ができるということは、やはり普通ではないということです。街路樹という、そういう環境の非常に悪い状態で一生懸命木は生きているところですけど、空洞は、ですから、空洞があってもそれが普通で健全だという

ことにはならないということでございます。なので、安全を期するためには、常にその空洞が広がっていくかどうかというのはチェックしていく必要がございますし、ここに関しては、移植するかどうかという話になったときに、移植はできないという、そういう判断をしているものでございます。

○小枝委員 こは、はっきりさせてもらいたいところというのは、この街路樹診断等マニュアルの東京都の考え方、これは専門家がたくさん集まってつくったものですから、その中で、B判定のものは基本的に伐採すべきものではなく保全していくべきものだということの線引きは、ちょっと一旦はっきりさせたほうがいいかなと思って、そのところは質問をさせていただきました。

ただ、この先のことを考えたときに、というのは、行政内部でもそこが、何というのか、結構分かりづらい発信をしちゃっているんですよ、何か。それがまた感情論になってしまおうとよくないので、そこはちゃんと行政の手續に基づいた見解ということで、その上でこのところをどうするかというのが、先ほどの絵の中でいくと、絵というか出された資料の中でいくと、住民のほうから出されてきている、信号のところは4本ありますよね。信号のところの日傘となる部分は残してもらえませんかというような要望書を予算のほうに出してもらいましたけれども、そのところは、今、判断、判定の中ではどういうふうになっているんでしょうか、そのA、Bの分類の中で。

○須貝基盤整備計画担当課長 健全度診断でいきますと、テラススクエアのところの1本、それはB……

○小枝委員 声が聞こえない。

○須貝基盤整備計画担当課長 Aですね。

○小枝委員 どこですか。テラススクエアの。

○須貝基盤整備計画担当課長 テラススクエアのところの。

○小枝委員 うん、1本はA。

○須貝基盤整備計画担当課長 Aです。それから、トラッドスクエアのところ、こちらはB2です。これはもう外観を見ていただければ分かりますけど、空洞、幹割れを起こしております。それから神田税務署の角のところ、これもB2で、これもご覧になっていただければ分かりますけど、幹割れを起こして、芯まで幹割れを起こしております。それから、一番右下、南側の移植した横の木ですけども、これはB2です。

○小枝委員 どれですか。南側の。

○須貝基盤整備計画担当課長 3月14日実施の2番の右隣。

○小枝委員 あの赤いやつ。

○須貝基盤整備計画担当課長 あ、違う。失礼しました。一番右ですね。これは——あれっ、これは書いてねえな。

○小枝委員 右から何番目。

○須貝基盤整備計画担当課長 B1ですね。

○小枝委員 右から何番目。

○須貝基盤整備計画担当課長 一番右です。

○小枝委員 一番右がB1。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。失礼しました。

○小枝委員 一番右がB1。私もこういう状況で、追い詰められていろいろ勉強したというのはもちろんあるんですけども、区のほうが出してくださった、にぎわいの何ですか、ウォーカブルな道づくりの見本という中の、筆頭に大阪市の御堂筋というのが載っていたので、これは勉強しなくちゃということで、昨年すぐすっ飛んで行って、現地を見に行っていて、一つよくよく分かったことは、つまり先ほどから健全かどうかという話があるんだけども、それはやっぱり並木を維持するに当たって、必要に応じて植え替えというのはやっぱりしていて、植え替えをするから並木が維持されるということもあるんですよ。そういうことで引き継がれていくという思想、考え方。

それから、御堂筋に関しては、もうあそこは車道から全部広場化しちゃうということで、10年後にはみんな車道じゃなくてみんな広場にすると。で、下の根っこが今は車道の下に伸びていくような、地下空間の絵までできていたりとかするんですよ。そういうふうなところにウォーカブルのまちづくりは行っているんだというのを見たときに、そういう議論はしてきたけれども、やっぱり私たちのほうもというか、千代田区としては、そうした考え方は不十分だったんじゃないか。先ほどの陳情にもありましたけれども、それから落ちてくるギンナンについても、当然そうした、今お掃除できないと苦情があると思うんですけども、そこは、御堂筋は800本のイチョウから落ちてくるギンナンは、もう早いうちにつついて取って、140万でそれを全部、ギンナンを食べられるというか、すぐ販売できるようなものにして、全市民に秋祭りで配布するという、そういうやり方もしていたんですね。

どの道を選ぶかというのは、私は基本的に区民が選ぶことだというふうには思っているんです。みんなで考えて、みんなで選ぶことだというふうには思っているんです。けれども、そうした情報収集とかが十分でない部分もあったんじゃないかというところは、今、振り返ってどうなんでしょうか。お考えは。

○須貝基盤整備計画担当課長 これまでもお話ししておりますが、協議会でご意見を伺ったり、それからこの委員会の中でも陳情審査もございましたけど、そういう中でいろいろと検証しながら、計画等も少しずつ修正しつつ進めてきたということでございます。それから、アンケート調査も行いましたし、ホームページにも掲載して皆様にご理解いただけるようにしているところでございます。なおかつ住民訴訟のほうでも、工事の決定手続で、住民意向の聴取や反映が不十分ではないと、そういうように判断してございます。

○岩田委員 関連。

○林委員長 岩田委員。

○岩田委員 そういう協議会でこういう話をしたとか、アンケートを取ったとか、そういう話ではなく、他の自治体でこういう成功事例があるよというのを聞いて、あ、千代田区でもこういうふうになんかやってみようかなみたいな、そういうような考えとか、そういうような知恵出しとか、汗のかき方とか、そういうのはないんですかと思いますが、どうでしょう。

○須貝基盤整備計画担当課長 地域によって違うとは思いますが、それぞれいろんなところを勉強しながら進めていきたいとは考えてございます。

○桜井委員 関連。

○林委員長 桜井委員。

○桜井委員 今回、一番最初に春山副委員長から空洞化のお話が出て、ああ、こんなにあるものなのかなということが改めて分かりました。その後の議論の中では、健康なものはそのまま残してもいいんじゃないかとか、空洞化の激しいものについては早く切ったほうがいいんじゃないかとか、そのような意味の発言もあったように私は理解しましたが、これはあくまでも事業計画に沿ってこれをやるということを忘れてもらっては困るんですよ。もうこの順次こう来ていますけど、空洞化だったというのは結果であって、もちろんそれは残せば一番いいけども、事業の計画というものが一番最初に示されて、我々議会の中でも議決をきちっとしているんです。それで、事業のほうを進めましょうという形の中で、今回このどこに移設をするのかというご報告を頂いているということでございますから、もうそれは、このことについては、地域の方の協議会の合意も得ながら、アンケートも取りながら、やることをきちっと今まで区としてはやってきているんだから、このところはあくまでも事業計画に基づいて整備をしていくというところをしっかりと示していただきたいと思います。いかがでしょう。

○藤本環境まちづくり部長 桜井委員に今ご指摘いただきましたが、これまで沿道関係者で構成される協議会でしっかりと議論を頂いたということと、議会の議決も頂いているということ、それから司法の場でもはっきりとしているということもありますので、それを踏まえて、我々はしっかりと計画どおり工事を進めていきたいというふうに考えています。Ⅱ期工事計画どおり進めるということはもとより、Ⅲ期以降についてもしっかりと迅速に進めていきたいと思っております。

○桜井委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。部長からそのようにご答弁いただいたんで、そもそもはこの移植のことを今日のところではご報告いただけるということだったので、ちょっと聞いておきたいんですけども、この2本の移植をされるんでしょ、2本。

○須貝基盤整備計画担当課長 しました。

○桜井委員 あ、「しました」。ごめんなさい。

○林委員長 終わっちゃった。

○桜井委員 この場所にした理由というのがあるんですか。例えば土壌だとか風だとか、何か特別な理由、ここに決めた理由というのがあるって、どのようなことなのかというのを教えていただけますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 まずイチヨウの並木であると。統一性というところで、イチヨウが植わっている通りというところと、あと、空きますと言いまして、枯れたりとかそういうところで、既に空いてしまっている部分が何か所かございます。その後、補植ができていなかったところ、そのこのところに、こういう移植とかもありますので、そういう少し様子を見ながら、ありますけど、そこに空いていたところがあったので、そこに植えたということでございます。

○桜井委員 私は素人なんでよく分からないんですけども、千代田区の様々な樹木を見ても、根上がり、根が上がってしまってサークルのところからはみ出したり、つまりいて危険だなと思われるところってありますよね。根がどれだけ張っているのかというのも分からないんだけど、こういう移植ができるというのは、どうなんですか。根を張ってあるやつをもう切っちゃって、それで、ぽんと植えれば根づくものなんですか。よく分からないんだよ、そこら辺の。

○須貝基盤整備計画担当課長 千代田区の道路というのは、埋設管が非常にふくそうしておりまして、根も埋設管の中を巻き込んだり、そういう状況がございます。ですので、そういうのがない公園だとか自然のところであれば、穴を大きく取って、根鉢と言いますけど、それを大きく取れば。あと運ぶという、道路を運ぶということになると、道交法で長さが決まっていますので、頭をぶつ切りにしなきゃならないと、相当切らないとできないということがございますので、なかなか移植というのは難しい。やっても根づかないというところが多いというところがございます。

○桜井委員 はい。いいですよ。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 いろいろな意見があると思うんですけども、何とおっしゃいました、事業計画に沿うという考え方なんだけれども、この意思決定、意思形成がどうだったかというところからすると、みんなで決めたものであれば、それはもう一つの知恵出しをした中で、こうした御堂筋の例もある、こうしたイチヨウと桜の絵もある、いろんな住民との対話の中で決められたものが、万一、それがみんなで話し合ってやっぱり桜にしようよとなったんだったら、私はここまでは言わないんです。

ところが、今日の先ほど集約した陳情の7-11という先ほどの内容に、非常に重要なことが1点書かれているんだけど、2ページのところの（2）のところに、神田警察通り沿道賑わいガイドラインのことで、ここは参画・協働ガイドラインに反する、要するにパブコメをやらなかったりとか、そういうことを指摘しているんだけど、私がここで指摘したいのはそこじゃなくて、イチヨウを伐採し、桜とするということを決めたのが、令和2年12月2日の第17回協議会だというふうに書いてありますね。これは確かにずっと区のほうがそういうふうに説明をしてきたから、住民はそういうふうに思っているわけなんです。けれども、私が何度か指摘しているように、もう既に第14回、平成30年12月の協議会の中で、ただいまの担当課長のほうから、ここの既存のイチヨウをここに残すことはできないともう既に断言して、樹木に関する勉強会に入っていますよね。つまり、もう平成30年12月にはそう決めているわけなんです。そこは事実間違いはないですよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 そうです。計画の中で、平成30年、Ⅰ期工事が完了したんですけども、Ⅰ期工事に限っては、パーキングをなくして、イチヨウを、街区も大きいということもありまして、パーキングをなくすことができます。その上でイチヨウを残すことができるということはお話ししております。Ⅰ期に限ってということでお話はさせていただきます。

○小枝委員 イエス、ノーで答えてもらえるとありがたいんですけど、その平成、第14回というところで、もう残せないんですという話をしたということは間違いありません。

○須貝基盤整備計画担当課長 間違いございません。

○小枝委員 ありがとうございます。その段階では、区議会のほうにもそういうふうには言っていないし、平成23年でしたっけ、つくったガイドラインの中でも、このⅡ期においてはイチヨウを保存するというふうになっていたままの状態、急にそこで、残せないんですということを課長が断言されているんです。つまりそこで、平成30年に、ここはイチヨウを伐採して道を整備しようというふうに行行政内部で決めたということがうかがわ

れるんだけど、その後、アンケートを取ろうが、学者に聞こうが、もうそもそもアンケートそのものに、イチョウを保存して改良していくという選択肢は残っていなかったんですよ、アンケートの中で。その他記載はできたとしても。そういう議会から様々な申入れがあって、街路樹に関して丁寧に聞きなさいよと言っても、もうそもそももう平成30年12月で決めてしまっていた。

それはどういうことかという、平成29年2月からまちづくりについて対立している案件については、区外の日本橋とかそういうところで、当時の副区長と今の副区長と、それから逮捕された議員とが懇談をして、そこで会議をやって物事を決めているという渦中の中にあった。もちろんその議事録があるわけじゃないから、このことについて話し合われたかどうかということまで書いては、私はそこまでは言っていないけれども、ただ、住民が対立する案件について話し合いが持たれていたという、平成29年と30年は渦中のときであったということは、知っておいてもらいたいですね。そういう時系列の出来事であって、そしてそのことをちゃんと段階を説明しないで、令和2年12月に決めました。17回ですと言うのは、正しい説明ではないんです。第14回が節目だったんです。そしてそのときは、意思決定がゆがめられていた最も山場というか、契約情報を流すような、副区長が先頭に立って契約情報を流すような時代の出来事であったということは、今新たに明らかになっていることなので、新たに明らかになっていることに基づいて、区民に対して配慮すべきところがないかということをお答えいただきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 小枝委員のおっしゃっていることがよく分からないんですけど、Ⅰ期工事も、そもそもが伐採して新たに植えると、そういう計画でした。ずっと神田警察通りを通してそういう形で行くということで進んでおりました。それを変更したと。それが平成30年で完成しました。で、Ⅱ期工事がこれから始まりますというときに、Ⅰ期に限ってはというお話で、街路樹が今の位置ではこういう整備はできませんというお話をしていると。何も間違っていないと思います。

○小枝委員 いやいや。そんなところで繰り返したくないんですけども、神田警察通り賑わいガイドラインの中に、Ⅰ期工事とⅡ期工事はイチョウを保存するというふうに書いてありましたよね。そして、その段階でも、この平成30年の第14回の段階でも、そういうふうに書いてありましたよね。それを変更するなんていう話にはなっていなかったですよ。なので、Ⅰ期工事のときはそれを読まずにそれこそ事業計画をつくっちゃったから、その事業計画は、さすがに自分たちが決めたことに反してそのまま執行することはできないということで修正をしたという、そのときですよ。そして工事が完了したのが、Ⅰ期工事が完了したのが平成30年。そしたら住民が、Ⅰ期とⅡ期が、それまではガイドラインを見ていなくても、Ⅰ期とⅡ期は同じゾーンだから、残るんだなというふうに思うのは当たり前ですよ。Ⅰ期も切る計画でしたなんて、誰が決めたんですか。ガイドラインに反して誰がそんなことを決められるんですか。どんな権限があるんですか。日本橋で決めたんですか。誰が決めたんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 そういうお話はいろいろご指摘がありますが、裁判においては、契約に係る決定する手続には問題はないという判断をしています。

○小枝委員 今、Ⅰ期工事のことまで言われたんで、Ⅰ期工事もう切るのが当たり前の計画だったというふうに言われると、それはもうガイドライン無視になるから、それは認

めるわけにいかないんですよ。そして同じくⅡ期工事においても、ガイドラインはそのままの状況、令和2年の議決の直前までガイドラインはそのまんまだったわけだから、それは行政としては計画に基づいて予算づけするのが行政なのに、自らガイドラインを無視してつくりましたというわけにはいかないでしょということは、もう繰り返しはしませんので、指摘をしておきます。

裁判がということもおっしゃるんだけど、それは官製談合の実情について全く知られていない中での出来事なので、平成29年、30年の前後の出来事が明らかになってくると、意思形成過程がゆがめられた時期であるということは明らかになるだろうと。そうすると、これはやっぱりみんなが決めたという経緯経過になっていないなということになると、これはよくお触れ書き行政と言うらしいんですけれども、もうこのお触れ書きを見て住民が知るんだと。そういう、それを千代田区がやってしまったと。住民がそういう状況に置かれたということは、さもありませんということに、新たなエビデンスが出てくるにつれてなってくるということは頭に入れておいて。

私が言わんとするところは、ゆえに調整というもの、要するに、何というんですかね、ここで調整をするという懐がなければ、みんなが、何というんですかね、つらい思いを続けるようなことに時間を使ってもらいたくないなというふうに思うので、そこだけをお願いしたいんですよ。これ以降はきっとみんな、こうした意思形成をゆがめられるようなことのない正しい区政にやっということだと思うんですけど、今は過去にやってしまったことの一つの修正をしながら、大変区としてはいろいろな様々な面でゆがめられた意思形成過程の中で、住民の意見を反映して、みんなで決めるやり方ができなかったことについては、全面、反省をしながら汗をかいて、対話をちゃんとしながら、一定程度の譲り合いで納得のいく線を探していきますと、そういう汗のかき方をしてもらいたいんですよ。そこはどうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 繰り返しになりますけども、これまで適正に手続をしております、裁判のほうでも、住民の意向の聴取や反映が不十分ではないと、そのような判断を頂いてございます。

○小枝委員 AIとか、最近チャットGPTとかに聞くと、こういう状況になりました、どうしたらいいですかと聞くと、ここは対話し、調整して前に進みましょうと言いますよ。もうコンピューターよりも機械的というか、今やコンピューターのほうが人間的なのかもしれないですね。

そこ、まあ、それ以上の答弁は出てこないんですかね。そこは詰めても、みんなが決めるまちづくりになっていないよと。そして、ここはこれから、安田不動産の再開発であるとか、ここのまちづくりというのはこれからなんですよ。失望するのではなくて、みんなでテーブルを囲んで前に進めるような、今、道路は広場なんだから、広場としての道路を、みんなでベンチがあって座れたり、季節の花々をかわいがったり、外に出たらちょっと近所の人との対話や語らいがあったり、そういう道にしたいということで今やっているんですよ。そこに向けて、汗をかいていただきたい。

○藤本環境まちづくり部長 小枝委員のおっしゃることもよく分かりますが、ただ、このこれまでの計画を踏まえて、やっぱりこの工事を待ちわびている方が大勢いらっしゃるということも、しっかりと我々は受け止めなければいけないと思っております。そういっ

た理由から、この工事はしっかりと進めていきたいというふうに思っております。

○林委員長 春山副委員長。

○春山副委員長 関連で。先ほど桜井委員がおっしゃられたとおり、もう議決もしていますし、多くの方々がとにかく早く一刻も整備をしてほしいと。治安的にも不安があると。私も何度か夜見に行きましたけど、やっぱり本当に殺伐としているというか、空気感が本当に対立しているというような中で、やっぱり沿道の方々は一刻も早くまちを、自分たちが望んだようにぎわいであったりとか、道路空間が整備されているようなまちにしてほしいというご意見が多々ある中で、やっぱりこれは一刻も早く進めていただくべきだと思います。

ただ、1点、私も今まで何度も質疑させていただいてきていますけれども、先ほど課長が、街路樹はとても生育環境が悪くて、普通の樹木として育っていくにはとても劣悪な環境の中にいるということで、今回の計画の中では、次の計画の中で、街路樹の根の育成をちゃんとできるようなグリーンインフラを使って、生物多様性であるとかCO₂の吸収であるとか、コミュニティの維持になるような、細かい変更というのはこれからまだ検討する余地はあるんでしょうか。

○藤本環境まちづくり部長 今、春山副委員長のおっしゃいましたグリーンインフラですけれども、繰り返しになりますが、グリーンインフラというのは、非常に自然の環境が有する機能を利用しまして様々な課題を解決すると。非常に重要なものです。下水への負荷を軽減したり、豪雨対策になったり、景観の向上になったり、生物多様性にも役立つという話もありますので、そういったもの、しっかりとこの街路樹の土壌のところにも入れるようにして、そういったしっかりとした機能、こういった環境に優しい機能であるということをしかりそういうのも導入して訴えていきたいというふうに思っております。

○春山副委員長 ありがとうございます。

ぜひ、道路空間から排水される雨水が、一番やはり汚水に影響している中で、日本橋川の水質改善ということも並行して議論している中、警察通りを単純に歩行空間とかだけじゃなくて、環境政策に対しても寄与するような何か変更というのは、やっぱり期待したいと思いますし、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

○須貝基盤整備計画担当課長 部長も申しましたが、レインガーデン等、環境に配慮した施策ですね、そちらを検討してまいります。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 工事を早く一刻もという気持ちは、どの住民も同じなんだと思います。そのときに、今残っている数本の本を残したら、工事って、できないかということ、実は、進められるんじゃないのかなというふうに思うんですね。そのほうが、実は、スムーズにいくんじゃないかなというふうに思うんですけども、そこはどうなんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 そちらにつきましても、裁判の東京地裁では、位置関係等によれば、街路樹が現在の位置にあると、歩道及び自転車走行空間を整備することができないと言わざるを得ないとしております。

○小枝委員 今のは答弁になっていないと思うんですけども、20センチの話ですよ。それがあると、その議論って、また条例の話になるんだろうけれども、あの条例の話というのは、平成26年だから、そこで、東京都に準じて、おおむね2メートルというもの

を提案してきて、それで提案して議決されたんだけど、要綱の段階で、2メートル、おおむねの幅というか、幅を持たないものにしてしまったという内容だったと思うんですね。なので、その要綱を変えれば、全く1本20センチ足りないから駄目だという話では、条例上はなかったというふうに私は記憶しています。そこは、多分、間違いはないんですよ。だから、こうじゃなきゃ駄目なんだと、何というんですかね、ちょっと古い昭和な言い方だけでも、テーブルをひっくり返すような男性型の考え方ではなくて、もう少し柔らかく、ここのところはこういうふうにすれば、これができるよねというような考え方の中で、先に進んでいくほうが、まさに、工事を待ちわびている方々に早く一刻も先に進みましょうというアクションになるというふうに私は思うので、そこは、一つのグリーンインフラの考え方の中で、何というんですかね、少し視野を広げて見ていてもらいたいなというふうに思います。

お互いにもう意地になったり、意固地になるのはやめて、仕事を前に進めていく。そのことのために、一致団結できる方法を考えられるのが人間の知恵だと思うので、どうか、そこはよろしくお願いいたします。

○岩佐委員 ちょっと関連でいいですか。

○林委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 ちょっと、今、要綱の話が出ていたんですけども、2メートルという幅員が、車椅子が擦れ違えるという目安的なことでご説明をされていたので、じゃあ、譲り合えとか、20センチぐらいという話になってきちゃっていたと思うんですけども、ちょっと私はあのときに申し上げましたけど、やっぱり内部障害とか、そういう難病とか、いろんな障害、目に見えない障害のある方が、結局、幅員が足りていないところで譲り合えない人がいる、譲り合いにくい人がいる。でも、はたから分からないから、車椅子は見た目で分かるので、譲ってもらえるけれども、内部障害のある人というのは、譲らなきゃいけない側になるわけですよ。そうすると、ちょっと譲り合えれば何とか通れる道というのを造っちゃうというのは、そういった方に、やっぱりバリアフリーというのは、そういう意味で、全ての方のために基準があるわけですから、そこに関しては、もう少し、しっかりとそこがすごい重要なんだよという観点で、特に、錦町三丁目の施設が準備される中で、あそこの神田警察通り、今でもすごく渋滞する時間がありますよね。学生さんもたくさんいらっしゃるし、夜中は何か全然人通り、全く本当に通っていないときもありますけれども、昼間は本当に結構人通りがあって、割と譲り合わないといけない、普通にベビーカーとかが通っていると、普通の何もベビーカーでもない、車椅子でもない人は、やっぱりちょっと譲ったり、譲り合ったりするわけですよ。

そういう中で、しっかりと空間を取っていくということは、まず最初に、バリアフリーなんだということは、もう少し、今回の中で、何か本当に街路樹の話だけになっちゃっていますけれども、ここは、本当に生活道路であり、そして、錦町三丁目ができる道路であるということを重要に考えて、そういったことがあったから、いっぱい議決をされてきたわけであって、もちろん街路樹の樹種ですとか、街路樹の見た目とか、すごく大事ですし、CO₂とかということも言えないわけじゃないので、どこまでCO₂の効果というのは、ちょっと定量的な話ができるわけじゃないんですけども、そういったことも、本当に街路樹は大事だと思いますけれども、やはり、障害がある人たちの行動、そこはまた錦町三

丁目の施設があるということに対する道路の重要性ということ、しっかりと考えた上で、議決してきたということ、もっと説明をしていって欲しないと、あまりにいろんな歴史がどんどんどんどん積み上がってきちゃって、もう何のためにみんな戦っているのかよく分からないですね。皆さん、何で皆さんこの街路樹だけこだわっているのかも分からないですし、区の人、じゃあ、意固地になっているというふうに言われちゃうわけですから、ちょっと、その説明をもう少しクリアにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 岩佐委員のおっしゃるとおり、この計画ですけれども、狭い歩道を、子どもも、お年寄りも、障害をお持ちの方も、誰もが安全、そして、安心して通行できる歩道にしてほしいと、そういうご要望を頂いております。それを受けまして、沿道協議会で、長期にわたって議論を経て、作成したものでございます。ご指摘のとおり、そのこのところがまず第一でございますので、そのこのところを念頭に入れて、整備のほうを進めていきたいと存じます。

○林委員長 岩田委員。

○岩田委員 まず、街路樹の劣悪な環境の話ですけれども、確かに空気もよくなくて、劣悪な環境だと思います。その劣悪な環境のイチョウを切って、桜を植えるといったら、じゃあ、桜はいいんですか、劣悪な環境。それは理由にならないと思うんですね。結局、桜だって、かわいそうじゃないですか。桜はいいんですかね。というのが一つ。

あと、車椅子が、何だ、お互いに行き来できるようにというんですけど、じゃあ、車椅子が年に何回擦れ違うということがあってしょうね。実際に、車椅子の乙武さんという方が、元議員の方が、そこを訪れて、いや、これぐらいだったら、譲り合えばいいんじゃないのって、当事者の方が言っていましたね。（発言する者あり）そして、さらに、ちょっと岩佐委員がうるさいので、注意してください。うるさいです、岩佐委員が。

○林委員長 はい。続けてください。

○岩田委員 はい。そして、さらには、車椅子の方も、夏の暑い日差しが街路樹で日陰になって助かると、外に出られるというふうにおっしゃっているわけですね。そういうのも何か全て切りたい、どうしても切りたいから、いろいろ何か理由づけをつけているようにしか見えないんですよ。だって、Ⅰ期工事は、車道側のほうの、何だ、ガードレールを取って、街路樹から車道のほうに歩道を広げたわけですから。そういうやり方もできるというのを、やっぱり、皆さん思っている。で、何でこの街路樹だけにこだわるかといったら、それは地元だからですよ。地元の環境が変えられる。そういうことじゃないですかね。と思って、それ、最後に、決まったことだからやる、それは区の姿勢も十分分かります。ただ、その理論で、ずっともう何年も、こういうガチンコ勝負の感じで、木を守りたい方と木を切りたい区とでガチンコ勝負になって、ずっと切る、切らないというふうになっているわけじゃないですか。だったら、ちょっとやり方を変えて、もうちょっと、じゃあ、ここら辺で妥協するみたいな、そういうのが何かないと、いつになっても、ずっとこのままで時間もたつ、お金もかかる、そういうふうになるんじゃないのかなというのは、再三再四申し上げていますが、一応、これが最後の私の質問です。

○須貝基盤整備計画担当課長 予算委員会でも、特別委員会でもお話ししましたが、そのときにも、やり取りを随分やらせていただきました。それでもって、ご理解いただけない

というところが非常に残念なところでございます。

この計画は、先ほど申し上げたとおり、木がどうかではなくて、まずは安全第一、安心な道路を造るということが第一ですので、計画どおり進めていきたいという気持ちは変わってございません。

○岩田委員 答弁漏れです。桜がかわいそうという話、言っていないですよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。一つずつお答えいたしますと、桜はいいのかという、桜も結局同じです。劣悪な環境には変わりありません。（発言する者あり）その中で、ただ、景観ですとか、潤いですとか、そういうもので、皆さんで決めていただいたものが桜ということでございます。

それから、車椅子の擦れ違いが何回かというのは、それは把握してございませんが、そういうレベルの話ではないという認識でございます。

○小枝委員 委員長。今のに関連。

○林委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 みんな、何というのか、大切にしなければいけない本当はテーマをみんな言っているんですね。もちろん車椅子だって大切、それで、内部障害だって大切、それから、高齢者だって、子どもだって、それで、何ですか、グリーンインフラだって、要は、みんな大切なんですよ。それを22メートル空間の中でどういうふうにデザインしていくかといったときに、これは御堂筋のウォークアブルの会議で学んだことでもあるんですけども、そういう課題、もっと優しい道にしたいよね、もっと環境のいい道にしたいよね、もっと人がつながって出会える道にしたいよねという幾つかの課題設定を、恐らく四つでも、五つでもあるんですよ。それを置いてみて、そこから空間形成をするというのが、道づくりでまちづくりなんだということを、バルセロナだか、メルボルンだか、世界の方も皆さんおっしゃっていて、そこは、千代田区は道路という、もう一直線というふうに思い過ぎてしまっていた過去が長かったので、今回、その点では、マッチングができていないし、ボトムアップ、みんなで参加する道づくり、まちづくりがやっぱりうまくはいってなかったんだらうと。だから、あっちのほうが大事だ、こっちのほうが大事だというふうになってしまって、そのことを繰り返してもらいたくない。そこは、やっぱり大変だと思うけれども、千代田区のセンスとか力量は問われているんだらうなと。

ここで、公式に議論することはなかったけれども、アルマザンさん、バルセロナの方のプランというのが出されていたと思うけれども、座るところもあって、花も道もあって、あの空間の中で、いろいろな選択肢は、ちゃんとそういう体の弱い人や高齢者のためにやさしい道、子どもたちが遊んでも安全な道、自転車も動ける道というのを造る方法は幾つかあった。でも、もう、ここまで来たんだから、とにかくやらせてくださいというのは、みんな工事を進めるということについては望んでいるということは一貫しているわけですから、あとは、その中で、まだウォークアブルの考え方が千代田区に根づかない時代に、そういういろいろな意思形成過程に様々なみんなで決めるというスタイルも根づかない時代に決めてしまったことによって、住民にも、目の前に住む住民にも、町会長さんたちにも、本当に失礼な状況をつくってしまったということについて、どういうふうにこの先の未来を描いていくのかということについては、一定の配慮と幅を持っていただきたいというのが私からの最後の質問ということになります。

○林委員長 どなた。

○須貝基盤整備計画担当課長 何度も申し上げていますが、適正に進めてきたという認識でございます。

それから、ホルヘ・アルマザンさんの提案ですけど、そちらは、我々のもの、提案というか、計画と違って、自転車走行空間を区別しないと、そういうものですので、それはもともと考え方が違うという、裁判のほうでもそういう判断をしています。

○林委員長 委員会、千代田区議会の2年任期制で、任期中最後の定例会ですんで、陳情審査も当然のことながら、もうお尻が決まっている状態なんで、どうかなと思うので、私のほうから、1点だけいいですかね。街路樹で、その通りというのは、桜になると、にぎわいって出るものなのかなというのがずっとお話を聞いていて、分からないんですけど、街路樹の一般的な役割というのは、どんなものを区役所は考えられているのか、言っていた方がいいですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 街路樹は景観ですとか、潤い、そういうもの、人々を楽しませるために植えるものだ。ですから、まずは、道路は安全のためにございますので、街路樹を植える空間がなければ、それが植えられないということでございます。それから、桜がにぎわいにつながるかということでございますが、まずは、安全をつくらないと、にぎわいもついてこないのかなと、そういう認識はございます。桜がいいかどうかという、その辺は、皆さんが選んでいただいたものだと考えてございます。

○林委員長 いいか、悪いかって、桜を植えると、桜並木になると、にぎわいのまちになるのかということところが区の考え方を確認したいんで。

○須貝基盤整備計画担当課長 協議会の中でも、そういうご意見もございました。桜が麴町地区ばかりで、神田地区のほうにはないということで、ぜひ、そういうものをやっていきたいというご意見を頂いております。区のほうも、そのような考えを承って、計画としてございます。

○林委員長 にぎわいにつながる感じで、町の方がおっしゃられたと。ただ、区の道路整備方針の中では、街路樹の一般的な役割って、にぎわいというのは特に記載がなくて、そこが少しずれてきてしまっているのかなというのはあります。もう最後なんでね、これ。お諮りしますけどね。皆さんのをやっていて、これ、ちょっと正副の中の下話で言ったぐらいなんで、これで、皆さんがそうだねと言えば、陳情を一括してですし、駄目だったらもう継続しかないんですけど、ちょうどマップを出していただいて、Ⅱ期工事のですね、街路樹の2-1のところ、立場によっては、いろいろ語弊があったらごめんなさい、気に障ったら申し訳ないですけど、ちょうど西半分は全部赤になって、木が1本もない状態になっているんで、Ⅱ期工事の、ここだけ取りあえずやってみて、現場比較でちょうど通りがあるから、バリアフリーの歩行空間というのは、学士会館から隣の住商までと対面のところ、あ、こんな形になるんだと、自転車道も。で、昔の状態というのがちょうどテラススクエアからという形で、あんまり話半分というのは一番よくない政治なのかもしれないけど、半分半分で取りあえずやってみて、ただ、事業計画自体を全く否定するものではないんですよ。ただ、Ⅱ期は、これ、一遍にやらなくちゃいけないんだけど、半分ぐらいずつやって比較するのり代というか、胆力があってもいいのかなとなったんですけど、皆さん、理事者の方は、いや、無理ですと、契約は一体になっているから、このストーリー

トでⅡ期工事のは全部一遍にやらないと、契約どおりじゃありませんとかという形だったんで、どんなもんかなと思っています。

無理にここで11本の残された陳情の判断をするというのもなかなか大変ですし、進捗状況が移植というフェーズも出ていますから、進捗を見守るというんだったら、継続の取扱いをして、次期の委員会のメンバーの方にも申し送り事項としてお渡しすると。どちらでも、特に、無理に私もここでこれがいいんだというわけじゃなくて、ずっとこれまで皆さんと一緒に、改選後2年間、様々なお話をしてきましたし、ここの木のお話で、感情対立になるというのは、非常に皆さんも嫌だったと思いますし、町場の方を巻き込んで、傍聴者の方にも、それぞれ来るたびに、こっちの味方か、あっちの味方かとやられるのも結構大変だったと思います、区議会の方たちも。特に神田の方は。

当然、長年お住まいになられていて、昨日、今日来た人が、これ、こっちのほうがいいですと言われても、それはまた感情的には違おうだろうというのは、岩田委員おっしゃるとおりだと思いますよ。長年ずっと戦後から見守ってきたものが、昨日、今日来た人に、いや、これは切ったほうが効率いいですから、切っちゃいましょうよと言われてたら、何言っているんだという話も感情的にあると思います。ただ、未来に向けて、木というのも寿命もあるし、どうなんだろうな、比較ができるような状態、今、頭の中でしか、道路、Ⅱ期工事がきれいに行ったら、こんな形になるんだなって、図面では分かるけど、体感で分からないんで、そんな形だったら、陳情の様々な書いてあるのにも、多分、陳情者には納得はできないと思うんですけども、一応、議会として受け止めて、半歩前進という形ですし、駄目だったら、ほんと継続でもいいんで、お諮りで、忌憚のないご意見を。全然、僕は継続で構わないと思っているんで、申し送り事項で。ただ、任期中でやるんだったら、そんな感じ。（発言する者あり）うん。言っていなければ。本当に腰だめのやつですし、みんなが多分大不評だと思いますけど、半分進めて、半分そのままというのは。

桜井委員。

○桜井委員 正副委員長には、本当にご苦労さまでございました。また、この現状の中で、委員長が、今、双方が納得できるような……

○林委員長 できないと思います。

○桜井委員 形にならないかなということでの……

○林委員長 できないと思いますけど。

○桜井委員 ご提案を頂いたと思っております。ただ、その中で、今まで、半分やって、その半分为よかったら、まだいいじゃないかという、そういうお話なんですけど、じゃあ、半分やって、いろんな意見が出てきたときにどうするんだと。このお話、この事業計画というのは、もう既に地域の方の本当の積み上げの中で、事業が出てきているという中で、今、ストップしているわけです。ですので、一日も早く進めてもらいたいというのが、やっぱり地域の方の協議会の方の声だと思います。そういうことを考えると、やはり、この計画範囲というのはきちっと守って、その中で整備をきちっとしていくということは必要なんだろうなというふうに私は思っておりますので、委員長、本当にいろいろとお考えになっていただいて……

○林委員長 いやいや。全然気にしないでください。

○桜井委員 ご提案を頂いたことに対しては、本当にありがたいなとも思いますが、私は、

そのように、一つの提示をされている区間の中で、今までどおりの事業計画にのっとって、粛々と進めていただくということをお願いしたい。

以上でございます。

○林委員長 分かりました。

ほかに意見があれば。全然、お一人でも反対されるんだったら、突き進むつもりもないですし、事前にご相談するほどの高まった感も、完成度の高い形もなくて、一步……

○桜井委員 いや、そのお気持ちはよく分かります。

○林委員長 うん。一步進むより半分、取りあえず半歩かなと思っていたんですけど、これ、では、継続の取扱いでよろしいですか。全然、今さら、全員一致ないんで。

では、11件になるんですね。神田警察通り関連の11件の陳情審査については、継続の取扱いとさせていただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。では、そのように取り扱います。

一旦、休憩します。

午後4時43分休憩

午後4時43分再開

○林委員長 はい。それでは、委員会を再開いたします。

次に、新たに当委員会に送付された陳情、送付7-12、（発言する者あり）いいよね、ごめんなさい。やっています。〇〇〇〇〇〇〇の操業停止を求める陳情書です。陳情書の朗読は省略いたします。また、本陳情の件名に含まれております法人名は伏して、便宜上、Xとして審査を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、所在地も含めて、法人が特定されないよう、委員の方、くれぐれも、皆さん、職員、理事者の方もご留意ください。

それでは、本陳情につきまして、執行機関から情報提供等がありましたら、お願いいたします。

○山崎環境政策課長 この陳情を前提としまして、どこの工場かですとか、特定のほうはできませんので、この陳情の事案と思われるよく似ている工場への苦情相談というものが、環境政策課のほうに来ておりますので、それについて、資料に沿って、ご説明させていただければというふうに思います。

本件の概要、まずは、としましては、2023年11月に、近隣住民から、X工場の木材加工施設から発生する臭いと煙で気分が悪くなったとの苦情相談がありました。これを受け、区は、現場確認を行うとともに、当該施設に対して、違法状態の是正のため、指導を行ってまいりました。当該工場に対する区の指導としましては、12月に、同年12月に、当該施設が工場に該当する設備を有することを確認できたことから、認可を申請するように指導を始めました。また、当初の苦情の原因である煙の発生する設備の運転の中止ですとか、あと、2024年3月に、区外工場に移転のほうを指導しましたと。その後も違法状態の是正の指導を続け、本年3月4日に当該工場から工場認可申請書が提出され、3月17日に認可をいたしました。

まず、ここでいう工場についても、簡単にご説明させていただきたいと思います。資料3-3のしおりをご覧ください。

東京都の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、いわゆる、環境確保条例の第2条第7号に基づく工場施設ということになります。

1枚目の下段のほうを見ていただければと思うんですけど、定格出力の合計が2.2キロワット以上の電動機を使用する物品の製造、加工、または作業を常時行う工場であること、また、その下の2番のところですね、定格出力の合計が0.75キロワット以上2.2キロワット未満の電動機を使用する物品の製造、加工、または作業で、次に挙げるものを常時行う工場であることと。こちらの（1）から順に例が挙がっております。千代田区ですと、印刷ですとか製本の工場が多くございます。そのほかとしましては、ドライクリーニングなどがそれに当たります。

また、資料の3-1のほうに戻っていただきまして、当該工場からの排気ですとか、廃液等の状況につきまして、ご説明します。住民から連絡があった際に、区の担当者が現場確認をいたしました。その際に、臭気等について、特段の異常は認められなかったと。最初だけではなく、何度もお伺いをしております。また、その後、工場側において行った臭気測定ですとか、有害ガス等の測定、その結果により、臭気等の排出基準を満たしていることを確認しております。そして、当該工場内で発生した廃棄物は、廃液も含め、産業廃棄物処理をしていることを、産廃業者との契約書などで確認しました。また、換気設備についても、フィルターなどの設置により、排出基準を満たす設備であることを確認しています。

区としては、これまでの排気に関する現場調査及び測定結果、また、ほかの方からの苦情の申出等がないということにより、苦情を申し出ていらっしゃる住民の方の健康被害と当該工場との因果関係が明らかではないということから、東京都にも確認などし、また、環境確保条例の逐条解説や通知などに基づきまして、改善命令等は適切な措置ではないと判断しております。そして、工場への違法状態の是正の指導を行ってきたところでございます。

資料3-2のほうをご覧くださいと思います。こちらのほうに、通知と逐条解説を載せております。通知のほうとしましては、改善命令等というところで、（イ）の2行目の後ろのところからですかね、「認可を受けないで工場を設置している」に該当する者がある場合においても、その工場が、規制基準その他の遵守事項に違反しないとき、又は違反している場合であっても、一部の是正により、違法状態を回避しうるものであるときは、直ちに同条に定める命令等の処分を行うものではなく、必要な認可を受けることの指導を行い」となっております。その下の逐条解説、こちら、趣旨のところのアンダーラインを引いているところですかね、4行目、「認可の取消しや移転命令等は、きわめて厳しい措置であることから、単に形式違反だけを理由に本条を適用するのではなく、現に著しい公害を発生させ、人の健康等に障害を及ぼしていることが要件になる」と。2ページ目のところに、移転ですとか操業停止のことも書いてございますが、同様のことが書いてありますというところでございます。

最後に、情報公開請求についてでございます。マスキングしてある非開示とした理由としましては、これは、法人役員名などを公にするのではなく、特定の個人を識別され得

るものであったため、情報公開条例に基づき、非公開としたところでございます。

ご説明は以上です。

○林委員長 はい。ということで、なかなかX工場になるんですけども、予算委員会、別の委員会でちょっと似たような事案もありましたけれども、工場の建物名を明らかにしないような形で、どうぞ、質疑。

○岩田委員 これ、一番最初は、2023年11月に、住民の方が区に対してクレームを入れたということなんですよ。そして、12月には区が指導してくれたって。次の月には、素早く指導してくれたということなんですけど、今年の3月4日に申請書をその会社が出して、3月17日に認可された。じゃあ、この1年以上の間、何をやってたんだという話なんですよ。この間、ずっと無認可じゃないですか。それを区は認めていたのかという話になるんですよ。それは、公害云々もさることながら、これをずっと何もしなかったということなんですよ。一応、指導はしましたよ。でも、結局、その会社のほうが何も対応しなければ、やっていないのと同じことですよ。ずっと無認可のまま、それを放置していたのと同じことなんですけど、何をやってたんでしょう。

これ、実際に、私も窓口に行って、女性の担当者が、もう何というんですかね、被害に遭われた方いろいろな話をしているんですけども、その方は、もう普通、ふだんも何か後遺症みたいな感じで、吐き気を催したりとか、病院に行ったり、別の男性の方は何か結構重症な状態でというような話まで聞いているんです。でも、その担当者も、木で鼻をくくするような、そういう対応だったんですよ。いや、私はやっていますけどみたいな、それが何かみたいな、そんな感じなんです、1年以上も放っておいて。そういうことをしたわけだ、その女性の担当者は。

じゃあ、この1年間の間、何をやってたんですかという話なんですよ。まず、この無認可に対して、悪臭はその後やりますけど、まず、無認可に対して、お答えください。

○山崎環境政策課長 これまでの間、1年以上、時間がたってしまったというところなんですけど、我々としては、この工場に該当するということが、相手の聞き取り調査とか、現場確認することによって分かった。なので、すぐにでも是正させるために、まずは、機械の出力ですとか、そういったものを含めて、どういった設備があるのかとか、あとは、化学物質として、インクのところで何が入っているのか、添加物も含めて。そういったところをしっかりと調べて提出させて、それに必要な測定をさせてというところを、しっかり、きっちりと指導してきました。

ただ、当該工場のほうが、それこそ、そうですね、すぐにでも、その部分を調べて提出いただければ、このような1年以上もかかるようなものではなかったかというふうに思っておりますが、うちとしては、無認可工場に対する指導をしっかりと適切に行ってきたというところでございます。

○岩田委員 1年以上放置しておいて、適正だとおっしゃるわけですか。その間に、住民の方は、吐き気だけでなく、めまいを起こしたり、役所の窓口に行った当日も、病院に駆け込みました。それでも、その女性の職員は、木で鼻をくくったような対応でした。ひどい対応でした。冷たい対応で、やっていますけどみたいな。目の前で女性がもう膝から崩れ落ちるような椅子にもう座ってられないような状況だったのに、そういうような対応でした。

それもひどい話ですけども、1年以上、ずっと放置していたというのが、それが適切とはとても言い切れませんが、そこは、どういうふうに考えているのか、もう一度、答弁お願いします。

○山崎環境政策課長 すみません。どうしてこれだけ時間がかかったかという理由をもう一度お話ししますが、何、どんな化学物質を使っているのか、要するに、健康被害等との因果関係というお話もありますが、まずは、そこで何を使っているのか、そういったところ、添加物も含めて、主成分ではなく、そういったのも含めて、しっかりと調べなければいけません。なので、その部分を先方の会社さんのほうに求めていましたが、なかなかそれが出てこなかったと。すぐ出していただいて、すぐに行動に移していただければ、我々としてもすぐに対応ができるというところでございます。

○岩田委員 そういう丁寧なご説明が当日あればまだしも、その女性の職員は、いや、やっています、やっていますと、指導しています、していますと。その一点張りで、全くもう取り繕う島もないし、本当にひどい対応で、一緒に行った弁護士もびっくりしていました。なんてひどいんだろう、千代田区はって。もうそういうありさまだったわけですよ。これは本当にひどいですよ。そして、1年もやっぱり放っておいたことに対しては、この被害者の方に謝罪をするべきだと思いますし、それにしても、1か月後なのか、11月何日なのか、ちょっと分かりませんが、住民の方が区にクレームを入れてから1か月以内には指導しているわけですよ、その会社に対して。だったら、ある程度、何かしら把握したから指導したんじゃないんですか。でも、それから、1年以上たって、相手に申請書を出させて認可しましたって、その間の無認可の状態をつくり出したというのが問題だと思うんですよ。その間に、例えば、さらに指導を何度かやったのか、そういうことはしたんでしょうか。お答えください。

○山崎環境政策課長 まず最初に、煙が出ていると。その煙によって、具合が悪くなっているという主張でした。その煙を出している機械というものは、11月最初に現場に行って、その後確認をして、12月までの間にレーザープリンターみたいな機械が——（「それはあんまり言わないほうが」と呼ぶ者あり）が原因だというふうに分かったことから、その部分について、先方のほうに指導して、その部分については、ほかの施設に移転するという形で対応ができた。それで、一旦、苦情のほうも、了解しましたというところで収まったりもしております。ただ、その後も、また再発などもしておりますので、これまでの間、10回以上——あ、10回ですね、延べ10回は現場のほうも行っております。人数に直せば、26人ぐらい行っておりますし、メールですとか——あ、現場確認で11回行っていますね。延べでいうと、29名で行っています。窓口対応も含め、メールですと、記録によりますと、31回やり取りをしていると。電話もその都度対応しているというところで、苦情対応についても、その都度、我々としては、できることを行っているというところです。

○林委員長 ちょっと岩田委員は精通されているみたいですけど、ほかの委員、私を含めてなんで、区役所にちょっと臭いがすると、煙がすると相談されたのはお一方だけですか。千代田区だと、結構、人口密集地ですから、何か煙とかが来ると、普通、近隣の人もみんな、いや、うちもという形でなると思うんですけども、そこは相談された方も、難しいな、たとえ話にならなくなってきましたけれども。

○山崎環境政策課長 冒頭で少しご説明しましたが、健康被害として、明確か、明確じゃないかというところでは、要するに、その工場が発生源としてなるかどうかというところは、本当にほかの方からも話が来ているかどうかということも考えておりまして、今回のこの工場に関する周辺からの苦情というのは、その方1件だけでございます。

○林委員長 1件だけだったんだ。なるほど。

それは、周りの方は、煙とか、よくクリーニング屋さんとかだと、白い煙が出て、何か毎回もくもく来ているんだけどと言って、聞いてみたら、ただの湯気だったみたいな形の落ち着くのもあったりするんですけど、全然、臭いとか煙とかのご相談は、とにかく、じゃあ、お一方だけだったと。だから、ちょっと風向きなのか、隣の部屋とかになってくると、ちょっとリアルになり過ぎますけど、そんな形だったんですね。

ごめんなさい、岩田委員。

○岩田委員 当該この被害者の方は、煙というか、溶剤のような臭い……

○林委員長 臭いのほうね。

○岩田委員 溶剤のような。で、吐き気がすると、そういうようなお話でした。しかも、これ、あんまりちょっと言うと、あ、でも、大丈夫か。学校のすぐ近くなんですよ。

○林委員長 うん。千代田区は学校がいっぱいありますんで。

○岩田委員 学校の近くなんですよ。小中とかもいろいろありますけども、学校の近くです。私、その現場もちょっと行ってみまして、そしたら、親御さんに聞いたら、子どもがやっぱり何か変な臭いするねって。でも、どんな臭いといっても、やっぱり子どもだから、分からないんですよ。煙なのか、溶剤なのかって。溶剤といっても、多分、子どもは分からないと思うんですけど、変な臭いするねというような話までは聞きました。ただ、その臭いなのかどうかは分かりません。

そういう機械からその臭いが出ていたというのが分かったとおっしゃっていましたが、分かったのはいつなんでしょう。

○山崎環境政策課長 最初は、煙というところで苦情になっていました、煙と臭いですね。その煙の発生しているのがこの機械だと分かったのが、その当初の、もう2023年の11月、現場に行ったときに分かっております。その後、一旦、それで、その機械を移転したことによって、煙が出なくなると。その後、しばらくしてから、また再発、臭いがしてというところで、また苦情が出てきました。というところです。

もっと言えば、そのときも現場のほうに区の職員は行っております。その際に、あまり、その部分は陳情に書いていないので、深入りしないほうがいいのかなと思って、なので、この辺にしておきます。

○岩田委員 現地に11回って、結構行ったり、電話とかメールとかというんですけど、じゃあ、正式文書として、その業者に対して指導をしたのは何回でしょう。

○山崎環境政策課長 これまでの間、それこそ、指導は口頭で行ってきたんですが、全く向こうも何もなかったわけではなく、反応もしていたんですが、1年以上時間がたったというところもあり、その後、正式といいますか、指導書という形で、書面で2回ほど送らせていただいております。

○岩田委員 ということは、1回目が23年の12月、その次は、いつでしょう。23年の12月に区が指導したんですよね。で、これが1回目の正式文書なのか。その正式文書

はいつといつなのか。

○山崎環境政策課長 12月というか、当初から行っていた指導は、口頭で行っております。その後、指導書という形で文書でお送りしたのは、今年の1月23日付で、あとは、今年の2月28日付でございます。

○岩田委員 この会社が悪徳かどうかは知りませんけども、もう最初から確信的にやっているんだったら、口頭とかメールで言われたんじゃ、放っておきますよ、文書で来て、初めて、あ、これはまずいんじゃないかなって、やりますよ。それが今年に入ってって、いや、これはいかんですよ。やっぱり、ずっと放っておいたと言われてもしょうがないです、これは。

何といっても、その間も、結局は、何か一旦収まったとか言いながらも、無認可の状態はずっと続いていたわけですから、その無認可の状態を続けて放置させていたという責任はあると思いますが、そこをどういうふうにお考えでしょうか。

○山崎環境政策課長 すみません。これまで工場側も何もしていなかったみたいなことではなく、先ほどから申し上げている煙の出る機械を移転したり、あとは、有害ガスの測定、その物質を調べて、実際に測定を実施したり、臭気測定をしたり、その際の結果としては、いずれも、この条例でいうところの基準を満たしていたというところでございますので、そのようにやるべきことをこれまでの間もやっていたと。ただ、それでも時間がかかった云々というお話はあるのかもしれませんが、これまで向こうも何も反応しなかったわけではなく、我々も指導した効果がなかったわけでもないというところでございます。

以上です。

○林委員長 どうぞ、小枝委員。

○小枝委員 仕組みが十分分らない中で、こういった住宅地での新たな苦しみというか、苦しい方にとっては、本当に化学物質過敏症みたいなものもありますからね。人によっては差があることなので、こういうことにどう対応すべきことなのかというのが、今、私も分からないまま聞きますが、有害ガスの測定について、事業者さんのほうじゃなくて、第三者的に測定をするということとはできないものなんでしょうか。自己診断じゃなくて、行政のほうがどういうことなのかというのを測定するということとはできないものなんでしょうか。

○山崎環境政策課長 そうですね。基準を、排気等の問題があるというふうに明確に分かる場合ですとか、あくまでも条例の定めている内容でしたら、やろうと思えばできますが、求められているものが、今おっしゃっていただいた化学物質過敏症みたいなものであれば、それは、我々のほうではなかなか専門的過ぎて、環境確保条例の範囲からちょっと逸脱しているようなところもありますので、なかなか難しいかなというところです。

○川又ゼロカーボン推進技監 補足で。

私も、若い頃に大阪府に出向して、そういう有害大気汚染物質の条例の関係の担当とかもしていたときがあります。それで、基本的に、こういう公害のものというのは、第三者というか、基本的にこういう物質って、なかなかそれぞれの工場が自分でできるところではない。特に、中小企業なんて、そういったことができる専門的なところはないので、基本的には測定会社があって、測定会社に委託をして、やってもらう。測定会社もちゃんと資格を持ったところということ、証明書がないとできないので、そういったところに委託をして、ある意味、客観的な測定結果として、工場側がそれを自分たちが保持して、

自治体が立入検査という形で定期的に立ち入って、それがきっちり基準と適合しているかどうか確認すると。そういう形で運用されているというものでございます。

○小枝委員 なるほど。ありがとうございます。

そういった大阪の場合は、もしかすると、そうした商業のまちだから進んでいるのかもしれないけれども、千代田区においては、恐らく大変だったとは思うんですね。苦情が来たときに、どうしようかといったときに、先行的な事例がなかったりとか、物質測定を仕掛けるような予算や仕組みがなかったりとか、そういうことも、いや、あるのかなって、ごめんなさい、勝手な想像ですけども、以前に、千代田区が施設を造ったときに、どこでしたっけね、岩本町か何かの高齢者施設を造ったときに、壁についているものがトルエンか何か、それこそ、そういうものが発生して、ありましたよね。それで、入居を何か月か遅らせて、今後は、そういうルールをつくって、そうしたことがないようになんていう。つまり、事があってからではいけないし、よくないんだけど、ただ、この事例というのも、もしかすると、こういう過密都市型、新たなこの状態が発生している可能性もあるんじゃないかと。これは全くざっくりとした想像ですけども、そして、それは確かに個人差があるんですよ、個人差が。でも、非常に過敏な人がいるからといって、それはその人のせいにはできないわけで、苦しみのこのコップの容量がもういっぱいになっている人にとっては、もう髪の毛の、何というんですか、臭いのあれでも、もう倒れるというくらい、もう都会は過敏になっている状態もあるので、この外部発注測定を即座にやれるような体制が千代田区としてあればいいのかなという。これは、時間は戻せないけれども、そういうところの、寄り添うに当たっての制度的不備がなかったかというところは、不備というか、まだ千代田区に整っていない制度があるというところはどうですかね。

○林委員長 そもそも、何かあれですよ、技監が言われたのは、企業側が委託して、自分の責任とお金で、それで証明をかけて、工場登録をすると。大阪、維新の大阪なのかどうかあれですけど、（発言する者あり）自治体が臭いまで取りに行ったり、化学物質を取りに行ったら、これ、大変な話になってしまうんで、そこがすぐ紹介できるようなものがあればいいのかな、窓口で相談に来たときに、こういうところに相談してくださいとか。

あとは、ちょっと中身まではあれですけど、工場って、そんなに千代田区は入ってくるんですか。いや、午前中のあれ——あ、午後か、午後一の、家賃が高いところにわざわざ工場って、なかなか、はやおさんには大変失礼ですけども、道路を越えるだけで家賃が違うというエリアもあったりするんで、区境のところとか、わざわざ千代田区に工場がというのもちょっとですし、あとは、階数もありますよね。1階とかで目立つところだったらあれですけど、上のちょっと地上より上だとしたら、なかなか目も触れないし、たまたま臭いの、落ちてくる臭いというか、何かいろんなもろもろ条件も入ってくると思うんですけども、なかなか陳情を回されても、これ、1社のことで是正というのは、やっぱり議会のほうで、あんまりこれもふさわしくなくて、制度として不十分な点が、例えば、窓口対応のときに、どういう行為ができるのかとか、紹介、あっせんができるのかとかというんだったらいいんですけど、この会社を悪いから、とっちめてやれというのは、これは行政とかのもうちょっと違う警察とか、東京都のほうの取締りの条例を持っているところになってくるのかと。無許可なところは、すぐ、だから、都に通報し——都の条例ですよ、区じゃなくて。だから、都に通報して、これ、無許可ですとやらなくちゃいけないのか、

区のほうでそこまでやらなくちゃいけないのかというのも、ちょっとなかなかここまでのやり取り聞いていても、最後、どうやって、これ、ちょっと難しいあれなんですけども。

岩田委員。

○岩田委員 この方は、まず、自腹で検査をして、そういう物質が出ているということを証明されています。それをもって、会社に行ったけども、全然相手にもしてもらえなかったと。

○林委員長 なるほど。

○岩田委員 そういうのもあります。

当該場所はそんな上じゃなくて、下のほうです。

○林委員長 地べたじゃないけれども。

○岩田委員 地べた。

○林委員長 地べた。1階なんだ。

○岩田委員 大丈夫かな。ここも含めて、どこまで言っているんだ。大丈夫ですかね、階数ぐらいなら、大丈夫ですかね。

○林委員長 分からない。どこまで言っているの、これ。

○岩田委員 階数なら大丈夫。

○林委員長 山崎さん、どこまで、これ、階数は言っちゃまずいんだよね、特定になっちゃうんですよね。地べたから多少のフロア……

○岩田委員 から。何階分か。

○林委員長 見えるぐらいですよ。

○岩田委員 はい。

○林委員長 だから、見えないところじゃなくて……

○岩田委員 そうです。見えるところ、雑居ビルというか、そのビルの中を借りて、操業していると。操業しているその中身が工場に当てはまるかといったら、当てはまるということで、工場というふうに言っています。

僕は、先ほど質問したのは、臭いのこともさることながら、無認可のことを言っているんですよ。だから、結局、分かったときから、一応、言っているとは言いながら、いろいろ指導しているとはいいながらも、結局、無認可の状態が続いていて、その間に、指導だけじゃなくて、もっと強い強制力を持ったものとか、そういうやり方があるんじゃないんですかという話なんです。ずっとこの1年以上もほったらかし、まあ、ほったらかしではなかったとはいいながらも、結局は効果が出なかったんだから、そういうやり方があったんじゃないのか。せめて、この被害者に対しては、区としては、おわびをするべきじゃないんですかということです。

○林委員長 ちょっと整理に入った、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、東京都条例で、区は、そこまで指導なりしてしなくてはいけないんですか。東京都に通報して、東京都さん、やってくださいなとやらないで、区がやらなくちゃいけない。じゃあ、ちょっと大変だね。区がやらなくちゃいけないんだ。

○山崎環境政策課長 東京都の条例ですが、事務処理等は区のほうで行わなければならないというところなんです。なので、先ほど3-2の資料のほうになってきます。そこで、東京都の考え、この条例の考えというところでいいますと……

○林委員長 知事じゃねえんだ。

○山崎環境政策課長 はい。改善命令、先ほど言っている命令ですとか、停止命令、そういったものを行う場合においては、ただ単に、規制基準、その他の遵守に違反しているというだけでは駄目ですよ。または、人の健康等の障害を及ぼしているという、そういう因果関係が明確かどうかということも十分に判断をしなければいけないというところで、東京都とも、この件について相談をしたところ、命令等を行うには値しないと。それは適切な措置ではないというようなご意見も頂いて、我々としても、そのように判断をしているというところです。

○林委員長 なるほど。困ったからって、東京都さん、あと、お願いしますというわけにもいかないわけですよ、事案で。なるほど。

○岩田委員 そうですか。

とはいえ、被害者からしてみたら、1年以上もずっと悪臭が一時期は止まったとはいいいながらも、また出てきてという、そういう状態が1年以上ですよ、ずっとある中で、区としては、行政指導だったら、その後の行政処分とか、そういうのも考えられると。そういう期待をしながらも、ただ、2回、正式文書を出しただけという、ちょっと残念でならないですね。もっとやっぱり迅速に対応して、何といても、無認可の状態だったわけですから。そこは、やっぱり責任はあると思いますよ。にもかかわらず、それを放置していたというふうに言わざるを得ないと思いますので、今後、そういうところのないようにしていただきたい。これは、もう既に認可は取ったようです、3月17日に。3月4日に申請書を出させて、3月17日に認可を取ったようですが。これから未来に向けてというよりも、過去のところでも、こういう不手際があったわけですから、こういうことを今後改善していただきたいと思いますが。

○山崎環境政策課長 多少、繰り返しにもなりますけど、これまでしっかり指導をしてきて、その都度、向こうも遅いながらもしっかり反応をさせてきた。やるべきことを着実に進めてきた。その歩みの速度に関しては、ご意見があるかもしれませんが、我々としては、適切な指導をしてきたというふうに考えております。

また、この条例解説等もありますけど、無認可の状態というのが一番違法状態なわけですから、その是正させて、条例の網をしっかりとかけるところも早急にやらなきゃいけないということもあり、まずは、命令等ではなく、しっかりと認可申請を出させるような指導をこれまで行ってきたというところで、最終的に3月4日に申請をさせるまで至ったというところでございます。

○林委員長 そんなところですかね。無認可状態というのを把握するには、なかなか難しいですね。どこで潜ってやっているのかどうか。どうしましょうか。

○岩田委員 でも、分かってから1年以上ですからね。

○林委員長 東京都と、そこはやり取りの中で、東京都と相談しながらやらないと、強制的なものがなかなか、仕事は任されているとはいえ、条例解釈は東京都という、やっぱり東京都って強いんですね。

そんな形なんで、どうしましょうか。やり取りの中で、ちょっと女性のというのはいいのか、窓口、お一人対応だったんですかね。2人対応。いやいや、管理職の皆さんは、副区長の依命通達で、我々区議会議員に会うときは複数対応とやっているじゃないですか。

こういう難しい事案のときというのは、窓口で複数対応して、客観性を持たせた形で、いや、態度とかなんとかと言われても、それは人の受け手も出てくると思うんで、窓口対応を、別に依命通達なしで、こういうのこそ複数対応したほうが、お互いもそうですし、目も耳もそれぞれ倍になるんで、気持ちも吸い取ったり、困ったことも聞きやすいのかなというので、人がいないんだったら、人がいないんでしょうけど、そういうぐらいで、あとは、東京都ともしっかり連携を取ってくださいぐらいしか、多分、制度的には、お一人だったんですか、窓口対応。

○岩田委員 帰っちゃいましたね、ちょうど、5時ちょうど。

○林委員長 いや、そういうあれは困るんですけど、窓口で本当に対応で、管理職が立会いというのは難しいでしょうけれども、女性の――いた。

○岩田委員 呼んだんです、僕が。

○林委員長 いやいや。そういうあれじゃなくて、初期段階から、一応、相談に、もし、こういう臭いとかなんとかで来たときには、対応できるような体制に努めることぐらいのまとめぐらいしか、あんまり個人攻撃するわけでもなく、難しいと思うんですよ。お仕事も専属じゃないんですよ、こちらのその方も。専属で臭い担当専属じゃなくて、ほかのお仕事もたくさんある中でですよ、当然のことながら、小さい役所ですから。そうすると、やっぱり、それでもどこかでうまく人数のフォーメーションを組んで、やっていくというところをまとめないと、山崎さんが来るといったって、そんなに――あ、言っちゃいけない、課長が行くといったって、全部行けるわけじゃないんで。仕組みとして、何かそういう風土を努めてもらえれば。区議会ばかり冷たくてねという、区民の方にちょっと優しく。お互いのためになると思うんですよ。職員のためでもあるし、区民の方でもあるんで、そんなまとめ方ですかね。（発言する者あり）

あとは、周知は、もう、これ、しょうがないですもんね。ほかの方、行けるかなと思って、ほかの方からも何かあれば、もうちょっと周知、こういう事案があったら、何かお気づきの点があれば、区役所にお知らせくださいと行けるのかなと思ったら、全然、お一方からだったということだったんで、なかなか周知って、お一方が言われたからやると、何か逆、商売妨害みたいな形になったりもしたり、あんまり客観性もないんで、窓口対応でまとめますかね。

○岩田委員 委員長、当日は――ごめんなさい。

○林委員長 どうぞ、岩田委員。

○岩田委員 当日は来られなかったですけども、別の男性の方も、本当は具合が悪くて、でも、当日来られなかったんですよ。だから、その女性の方と男性の方もいらして、具合が悪いというふうにおっしゃっていたんです。なので、1人ではない。

○林委員長 ですので、区民の方が、臭いですとか煙で、これ、ちょっと調子が悪くなったといって、公害課担当のところに来た際に、相対する区の職員が複数人対応ができるように、組織内の工夫を、やれというわけにもいかないし、数、そんなに職員の数いっぱいいるわけじゃないんで、お互いが傷つかないような形で対応を求めるところと、あとは、東京都条例に対して、適時適切に指導を行うように改めて申し入れるとか、2点ぐらいで、それ以上になると、ちょっと会社側で。いいですか、そんな形で。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。じゃあ、改めてですけど、いいですかね。職員の複数体制と東京都条例をしっかりと遵守して取り組んで、連携も、せっかく都から来ていただいている方もいるんで、やってください。（「ちょっとスピーディーとか何か……」と呼ぶ者あり）

スピーディーに。そうですね。もう一点が、じゃあ、何か東京都の条例ではあるけれども、（発言する者あり）時間をあまり置かない形で、より密接に東京都と連携を取って、対応、指導していくという、今後、執行機関に強く申し入れて、陳情審査を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

では、本件の陳情につきましては、そのような形で、委員会としてまとめて、執行機関に申し入れる形で終了いたします。

一旦、じゃあ、休憩していいですか。

午後5時26分休憩

午後5時38分再開

○林委員長 はい。それでは、委員会を再開いたします。

次に、二番町地区のまちづくり関連についてです。本件に関する陳情は、新たに送付された陳情、送付7-5、二番町計画の附帯決議に基づく適切な「前向きな話し合いの場」をお願いする陳情、送付7-6、二番町地区再開発に係る陳情の取扱いに関する陳情、送付7-7、二番町地区再開発に関する話し合いの場に係る陳情及び継続中の送付5-18、19、21から26、31、41、45から49、52から56、参考送付、送付6-8、18、26、38、39の合計29件になりました。

新たに送付された陳情書の朗読は省略いたします。送付7-6は、二番町地区のまちづくり関連の陳情を一括審査ではなく、課題別の審査とすること。もう一点が、「はい」、「なし」、「継続」の発声主と、他の議員の賛否を確認して議事録へ掲載することというのが、陳情の趣旨です。

お諮りしていきますので、この7-6について、まず、これまでの当委員会では、多数の陳情を効率的に行うために、関連する陳情を一括して審査してきました。いいですよね。個別にいろいろ行くよりも、よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

次に、千代田区議会の委員会では、委員長の議事整理権の下、委員の皆様にも都度都度で総意を確認しているため、発声主の氏名は記載しておりません。もし仮に異議がある場合には、異議を申し出て、採決により賛否を議事録に掲載しています。これは、議案審査とか本会議でも同じで、本会議でも簡易採決で議長がお諮りしますって、異議ない場合には、そのまま全会一致という形で行っているんで、この2点について、皆さんからご意見をと言われても、それ以上でも以下でもないのか、特に何かありますか。

○桜井委員 今までの委員長の仕切りでいいと思います。

○林委員長 まあ。うん。ちょっとこの二番町関連は29件、かなりボリュームが増えてきてしまったのも、積み残しもありましたし、私が引き継いでからのものもあるんですけど、なかなかちょっと難しい佳境もあったんですけど、一定の議案審査も経た形で、次

は、附帯決議というのは都市計画審議会の中ですから、あくまでも、所管事務の調査として、進捗をチェックしていくのと陳情の取扱いをやっていくんです。じゃあ、ここは、都度都度で、異議なしというか、ここはいいですかね、これまでの慣例を、今私が申し上げた、総意の場合は「異議なし」と言って全員が賛成、継続の場合も「よろしいですか」とお諮りしたら、全員がそうだと。で、異議がある場合には、異議を出していただいて、名前を出していくと。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

次が、取扱いについてなんです。冒頭でお諮りは一旦してしまいましたけれども、分割審査にする場合、委員の方がどうしてもここだけ分割してくれといった場合には、これは分割して審査したほうがよろしいかと思えますけれども、あくまでも、総意でみんなまとめてやったほうがいいですねといったときには、一括審査なのかなとは思うんですけれども、従前どおりですかね。（発言する者あり）従前どおりというか、あんまりないんですよ、一括審査って。

次が議事録の記載方法、これは何だ、さっきの名前のやつですよ。名前のやつは、じゃあ、これで行きました。

それでは、従来どおり、一括審査といたします。いいですよ。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。その上で、送付7-6、だから、7-6はこれでいいのか。7-6、もう一回、皆さんお目通しいただいていいですか。7-16の陳情書、7-6です。新たにだから、こっちだ。新たにだから、最初で。何かここだけはお返しをしないと、（発言する者あり）何かお気づきの点あれば。

1点目が……

○春山副委員長 分割審査。

○林委員長 分割審査ですね。課題別にして。ここは、何度か試みてやりながらも、結局、一体としてで。議場から「はい」という委員の方に対して——まあ、なしという場合には、全員、出席の一番上のところの全員でという形で、いいですかね、取りまとめたの。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 では、1番が——何かありますか。あればどうぞ。

○小枝委員 すみません。（1）のほうで、これまでの提出陳情は大きく三つに区分されるだろうと。住民同士の話し合い、または、行政や日テレからの説明を求めるものと、あとは、高さ、容積などの建築内容や風、交通量など、環境調査に関するものと、その他アンケート調査などということで、そうした陳情の区分というのは、1回されましたっけ。

○春山副委員長 1回やりました。

○林委員長 1回やっていますし。

○小枝委員 されたっけ。

○林委員長 すみません、発言の途中で。その都度、資料を出して、このテーマごとというのを、今回の本日の陳情審査も、1月、本年1月12日に開催された番町次世代シンポジウムという、このテーマに基づいて陳情審査をやっていくと。別に、これ、陳情がなかったら、恐らく報告事項になっているんだろうなとは思いますが、陳情審査の中

で、テーマごとにやっていますし、委員の皆様は資料要求等ありましたらというのも言っておりますので、その都度、その資料に基づいたテーマごとに審査をかけているつもりです。ただ、大変申し訳ない。きれいな整理がなかなかできなかったものを引き継ぎながら、もっと膨らんでしまったような状態で、ここも、先ほどの陳情のときに申し上げましたが、区議会の任期は2年制ですので、もう任期最後の定例会となります。審査がもうこれで終わりというわけではないんですけれども、定例会中に一定の結論を出す、陳情で出すというのは、これまでやってきたことですけども、継続という判断になるんだったら、継続の判断ですけども、ちょっといろいろ試みながら、全員一致でまともなところはまともって、執行機関に申し入れるという形になってくると思いますし、採決というのは最後のあれではありますけど、会期末ですよ、任期末に、最後、採決するのかなと。任期中は、4年間の任期中は継続でできるんだたら継続で、あえて採決という形は普通は取らないのかなという気はするんですけども。

いいですかね、テーマ別のところは、小枝委員。

○小枝委員 分かりました。

○林委員長 じゃあ、7-6については、今ちょっとよろもろまとめていたのをご回答として、1については、執行機関からの資料提示を基に、テーマごとに議論しています。2番については、総意ですので、総意じゃない場合には個別に名前が出ますと。千代田区議会は、慣例としてやっていたという形の取りまとめで陳情者にお返ししてよろしいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。そうしますと、ありがとうございます。では、これで、送付7の陳情審査を終了し、残り28本の二番町の――いっぱい書いてあるな、これ、全部読んだほうがいいですか。どこまで読んだ。あ、これ、読んだんだ。いいんだ。7-6以外の審査に入りますと。送付7-6以外。

執行機関から何か情報提供ありますかと聞いて、麹町地域まちづくり担当課長が資料について説明がありますんで、よろしくお願いいたします。

○榊原麹町地域まちづくり担当課長 番町地区のまちづくりについて、番町次世代シンポジウムの結果報告をいたします。

まずは、環境まちづくり部資料4-1、ファイル番号でいうと、9番をご覧ください。

本件については、1月24日の本委員会で、概要についてご報告をいたしましたが、本日は、当日のご意見であったり、アンケートの結果について、詳しくご報告をいたします。

資料の上段、実施概要の欄は、前回の資料と同様の内容となっておりますので、ご説明については割愛をさせていただきます。

続いて、中段以降、まずは、プログラムのところについてです。これ以降の部分、前回お示しできなかった詳細なご意見、アイデア等をご報告させていただきます。

まず、シンポジウムの参加者募集と同時期に、当日参加が難しい方等を想定して、番町への思いや番町をもっとよくしていきたいといったアイデアを募っておりまして、提案のあったアイデアをシンポジウム当日に参加者の皆さんにも共有しました。そのアイデアの一覧が環境まちづくり部資料4-2、ファイル番号10番にまとめています。シンポジウムの参加者には、こうしたアイデアも頂いていますということをご認識いただいた上で、

意見交換に臨んでいただきました。

こちらの環境まちづくり部資料4-2、1ページ目にあるとおり、アイデアは16名から延べ24件が寄せられております。各ご意見をこちらで項目ごとに整理した形で、資料をお作りいたしました。

続いて、プログラムに戻りますが、番町の未来について大事にしていること、願いを含めた各自の自己紹介を頂きまして、次に、加藤教授から本シンポジウムを開催する意義、意味等について説明を頂いております。

その後、本シンポジウムの主目的であるグループワークが行われまして、全体対話、そして、アイデアづくりワークショップでは、資料に記載のテーマについて、活発な意見交換及び発表が行われております。

この際の記録については、環境まちづくり部資料4-3、ファイル番号11にまとめておりまして、前者が1から3ページ、後者が4から6ページに詳細をまとめてございます。

プログラム最後に、まとめとして、各自にシンポジウムへ参加して最もよかったこと、新しく知ったことを考えていただき、希望者のご意見を全員で共有しております。この記録については、環境まちづくり部資料4-3、ファイル番号11の7から8ページにまとめております。

シンポジウムが終了した後、参加いただいた皆様に無記名でのアンケートを依頼しておりまして、結果、27名分の回答が集まりました。こちら、今回は、詳細について、ご報告をいたします。

環境まちづくり部資料4-4、ファイル番号でいうと、12番をご覧ください。

資料1枚目、こちらが実際のアンケートのフォーマットとなっております。2枚目以降は、回収したアンケートの集計結果をまとめました。

1ページ目では、参加者の年齢層と性別の結果について、お示しをしております。

次に、3ページ目をご覧ください。今までの番町地区の説明会等の参加の有無について、お伺いしたところ、3割強の方から「知らなかった」、「参加したことはない」という回答を頂いております。初めてこうした場に足を運んでいただいた方が一定数いらっしゃったという結果になっております。

続いて、4ページをご覧ください。満足度を4段階で評価いただく設問の回答をまとめております。こちらについては、多くの方が「とても良かった」、「まあまあ良かった」のいずれかを選択しておりまして、シンポジウムの趣旨や開催方法、プログラム等について、肯定的な受け止め方をしていただいたものと認識しております。

なお、これ以降を含め、一部の問いには自由記載で回答いただいております。例えば、4ページ下段のQ3-2では、満足度の選択を行った理由を挙げていただいておりますので、そちらについてもご参照ください。

資料の9ページ、ご覧ください。番町地区において、今回のような多様なメンバーと意見交換を行う場の必要性を4段階で評価いただく設問の回答をまとめております。こちら、おおむね8割強の方が「とてもそう思う」、「そう思う」といういずれかの回答を選んでいただいております。

改めてのご説明となりますが、グループワークの際のご意見や、事前に提案を頂いたアイデアの中には、日本テレビの計画において検討がなされるべきもの、また、番町エリア

全体のまちづくりで検討すべきものがあったというふうに捉えております。

今後の方向性としては、前者に該当するご意見であったり、アイデアについては、学識経験者とも相談の上、今後、日本テレビへ求めていく与件整理の参考としてまいりたいと考えております。

なお、シンポジウムの記録については、既に日本テレビにも情報提供をいたしております。また、後者に該当するご意見、アイデアについては、次年度、番町エリアを対象に、区では、住宅市街地における街路空間の検討を行っていきたい旨をご報告しておりますが、その際の参考として生かしてまいりたいというふうに考えております。

資料最後に、環境まちづくり部資料4-5です。こちらについては、これまでも配付している検討のステップに関する資料を、現在の位置のみ時点更新したものとして、本日、お配りいたしました。

最後になりますが、本日ご報告したシンポジウム当日のご意見であったり、アンケートの回答は、明日開催を予定している都市計画審議会でもご報告の上、区のホームページでも公開したいと考えております。

こちらからのご説明は以上です。

○林委員長 はい。それでは、質疑に入ります。

○岩田委員 まず、このシンポジウムというのは、これは、この4-5に書いてある、何だ、矢印の二つ目というのが太い矢印、黄色い、前向きに話し合える場の検討・設置がこのシンポジウムということによろしいのでしょうか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 これまで開催前からこちらの委員会でもご報告したとおり、この前向きに話し合える場として、シンポジウムを開催しております。

○岩田委員 その前向きに話し合える場、長いんで、シンポジウムとこれから言います。このシンポジウムは、学識経験者や関係住民との意見交換って、いつ何回ぐらいどこでやったんでしょう。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 学識経験者に関しては、アドバイザーとして入っていただく先生方を含め、すみません、詳細な回数までは申し上げられないんですけども、当日、実施に至るまで細かに意見交換をさせていただいております。関係住民も、ちょっと定義が一概には申し上げられないんですが、こういった形での実施がいいかということについては、参加の申込みを含め、いろいろなご意見いただいておりますので、そういった形も含めた上で、当日のやり方については検討してまいりました。

○岩田委員 回数が申し上げられませんという、その理由を教えてください。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 直接お会いするだけではなく、メールでのやり取りを含め、頻繁に意見交換をしていたということで、明確な回数については申し上げられないと申し上げました。

○岩田委員 分かりました。じゃあ、その意見交換って、何か場があるわけじゃなくて、メールとか、そういうものでも意見交換したということで、回数が分からないとおっしゃっているんですね。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 こちらについて、もちろん対面でも意見交換はしておりますので、メールとかだけで行ったということではございません。

○加島まちづくり担当部長 ちょっと誤解があるのかなと。シンポジウムは1回ですね、

前向きの1回で。シンポジウムを前向きな場として、都市計画審議会の附帯決議で出たので、その都市計画審議会の委員の方にどういう形でやるべきかというのを、意見交換をメールだとか、直接お会いしに行き、お話を聞いたということなので、先ほど、岩田委員はシンポジウムを何回やったのかというようなところだったのかなと。

○岩田委員 うん。

○加島まちづくり担当部長 そうじゃないですか。じゃあ……

○岩田委員 意見交換、意見交換。

○加島まちづくり担当部長 その意見交換というのは、別に教授と前向きな場をやるための、どんな形でやるかという意見交換をやったということですので、そこは、ちょっとそういったご理解いただけると、ありがたいなと思います。

○岩田委員 大丈夫です。正しく理解しています。意見交換が何回やったのかという話を今していただけます。

シンポジウムに関しては、1回だけしかやっていない。でも、これって、何だ、附帯決議を受けてやったやつですよ。まず、確認。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 はい。今、ご指摘いただいたとおり、附帯決議を踏まえた上で、開催をしたものです。

○岩田委員 附帯決議は、日本テレビの二番町のことではあったはずなのに、これ、番町への思いって、番町全体の話になっちゃっているんですけど、シンポジウムって、これ、附帯決議を受けてだったら、二番町のことを話すはずじゃないですかね、番町全体じゃなくて。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 はい。今回のシンポジウム、番町というふうに銘打って開催をしておりますが、先ほどのご報告の最後にも申し上げたとおり、ご意見の中で二番町に特化したもの、また、番町エリア全体についてのご意見といったことについては、整理ができるものと考えております。そのため、前者の考え方については、今後の与件整理に向けて、こちらとしては参考にしたいというふうに考えております。

○岩田委員 いや。まとめるほうが二番町だけを特化してとやったとしても、意見を出すほうは、あ、番町全体のことなんだなと思って、そういう意見が出ると思うんですよ。実際に、何ですか、多くの方が満足したって。それは知らない人が情報を知らされたら、それは満足でしょうし、知らなかったという人が多かったというのに、たった16人しかいないんですよ。でも、それ、1回しかやらないでというのは、それはちょっとどうなんですかね。ここの附帯決議のところに、地区内の融和に向けて、事業者、関係住民、関係機関などと共に真摯な努力を重ねることと書いてあるのに、16人だけ集めて、たった1回だけで、これで真摯な努力を重ねることと言えるんですかね。

○林委員長 岩田委員、16人というのは。

○岩田委員 えっ。

○林委員長 16人というのはどこの……

○岩田委員 さっきのアンケートのところで16人。

○林委員長 アンケートが16人。ああ、参加者じゃなく。

○岩田委員 うん。

○春山副委員長 アンケートは27じゃない。

○林委員長 うん。参加者は28人と書いてあるんだけど。

○岩田委員 ごめんなさい、ごめんなさい。

○林委員長 はい。岩田委員。

○岩田委員 ごめんなさい。参加者はもうちょっといますよ、二十何人。でも、その二十何人、この二番町のこの問題で関係ある人って、どれぐらいいるんですか。それに対して、二十何人、それで、たった1回、これが真摯な態度なのかということ、ちょっといささか疑問だと思うんですね。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 はい。ただいまのご質問のうち、番町との関わりということについては、アンケート集計の2枚目の下段に記載がございますので、そちらをご参照ください。また、今回、定員を設けて開催をしておりますが、そういった都合上、どうしても参加できない方、日程についても、その日はご都合が悪いといった方もいるかなという想定の下に、アイデア募集ですね、資料の二つ目でおつけをしておりますが、こういったものについてもお出しただけるといような機会を設けた上で、当日、開催をしております。

○林委員長 はい。岩田委員、ちょっといいですか。時間もあれなんで。

春山副委員長、どうぞ。

○春山副委員長 関連で。岩田委員のおっしゃられている、続けていくこと、あと、番町のところと二番町のところと切り分けて、二番町の計画をきっちりと議論するべきじゃないかということだと思うんですけども、その点について、今後の進め方について、お伺いさせてください。今後、二番町の計画について、引き続き、いろんな方の意見を聞いていくということについて、どのように進めていかれるお考えですか。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 はい。二番町の計画に関しては、明日、都市計画審議会も開催される予定ですので、そちらでも、今回と同様のご報告をしたいと思っております。その際のご意見も踏まえて、与件整理をどのタイミングで実施するかということについては、改めて考えていきたいというふうに思っています。

これまで、部長を含めて、答弁の中で、今の時点では、日本テレビの具体的な計画がないので、それを出していただいた上で、今後検討するためにも、一定のタイミングで、与件整理ワークから日テレに伝えたいというふうには考えているところでございます。そのタイミングは、明日の都計審も含めて、ご意見を頂いた上で図っていきたいというふうに考えております。

一方で、番町エリア全体についての検討ということについては、来年度以降、区のほうでも検討を行っていききたいというふうに考えておりますので、そういった検討の中で、今回のように、シンポジウムのようなご意見の聞き方ですとか、そういったことは、今回の経験も踏まえて検討してまいりたいと思っております。

○春山副委員長 この番町次世代シンポジウムが開催するに当たり、委員長も、何度も委員だけでも見に行けるなり、傍聴できる形によって、開かれた場という形になるんじゃないかという申入れがあって、区のほうも努力していただいたと思うんですけど、結果として、クローズの会になってしまったと。次回からは、ぜひ、今まで多分こういう形で多くの方の意見を聞くというスタイル自体が初めての試みだったとは理解しているんですけども、最初からもうとにかくオープンでやりましょうということに賛同していただくよう

な形をできるだけ取っていただきたいというのが1点。

2点目が、二番町の日テレの計画に関しても、これからの番町全体のことにしてもなんですけれども、幅広い意見をどうやって聞くかということ而努力していただきたい。このシンポジウムのところの年齢層のところ、偏りがやっぱり50代以上の方が半数、高齢者の方々の声を聞くということももちろん大事ですけれども、10代、20代のところが少なかったり、50代が少なかったり、もしかしたら子育て世代にとって行きにくい日だったのかもしれないとか、いろんな要因が考えられる。やっぱり複数回、いろんなパターンで重ねていくことで、幅広い意見が聞けると思うので、その辺は、ぜひ配慮いただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 はい。今回のシンポジウムに関しては、議員の方を含めて、傍聴いただけないという形で開催をいたしました。やはり多くの方に聞いていただくオープンな場で開催をするということについては、今回の経験を踏まえて、改めて、今後に向けて、そういった形が取れるような方法というのを考えていきたいというふうに思っています。与件整理が行われた後については、日本テレビが基本計画、基本設計という形で検討してまいります。シンポジウム、今回、区のほうで開催をしておりますが、場合によって、日テレが主催するこうした取組もあるかと思うので、今回、区のほうでオープンな開催ということについては、こちらからも申し入れしてまいりたいというふうに思っています。

2点目の幅広いご意見、年代を含めて、多様な方からのご意見を頂くという必要性に関しては、今回、シンポジウムで、広報手段として、新たにポータルサイトを取り入れましたが、ポータルサイト経由でお申し込みいただいた方も一定数いたということも含めて、やはり、なかなかこちらがこういう取組をしていること自体が、声が届いていない可能性もあるので、今回のポータルサイトの事例を含めて、どうすれば、いろんな方に、今、区がやっている取組について、お知らせできるかという観点は意識してまいりたいと思っています。

○春山副委員長 ありがとうございます。

予算総括のところでも何度か質疑をさせていただいてきていますけれども、政策経営部、デジタル政策課とも連携したり、子ども部の新しくできるアプリみたいなものもあるので、ぜひ、そういったものも活用しながら、多くの方の意見を聞けるような仕組みをつくっていただけたらと思います。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 はい。これまでの手法に捉われることなく、デジタルについても、活用方法は考えてまいりたいというふうに思っています。

○林委員長 どうでしょう。一旦、まず、公開性というところで、引き取って、私のほうで、お一人でも反対したらというのは、先に公開性を言っていないと、そうになってしまうんですね。それ、公開性がないのに、与件整理に、前も言った必要十分条件を果たしているのかというと、かなり厳しくなってくると思うんですよ。みんなの前で意見を言って、それが採用されるかどうかのこうって、内部のうちはいいですけど、与件整理というところになってきているんで、ここはどうなんだろうな、皆さん、何か、いや、やっぱり非公開のほうがいいんだと、効率的なんだというのは、部分もあるんですけれども、ここをこの期に及んで与件整理の段階になってくると、ある程度、別に区議会議員だけ行けばいいと

いうわけではなくて、ほかの方たちも見れる場でやっていかないと、与件整理の正当性が出ないのかなというのはあるんですけど、何か、それについて異議があれば。

はやお委員。

○はやお委員 そのこのところに関連する、おっしゃるとおり、附帯決議のほうのステップ論というところがあって、与件整理をしますよということ。決してシンポジウムがいけないということではないんですね。こういうときの整理というのは、会議体の関連性とか、有機性って、どういうふうに関連していくのかということなんです。というのは、いろいろと会議体があったじゃないですか、沿道協議会だとか、日テレ沿道まちづくり協議会、番町まちづくり、町並みを守る会のとか、こういうことがどういう関係性があって、これとの位置づけが今までどうであったのか、こういうことについては関係なくて、新たにスタートするということであるならば、何を議論しているのかが分からない。与件整理をするということからしたときに、こういうところが整理されないと、シンポジウムのこの会議が、みんなの意見がどういうところに整理されていくのかというのが見えないんだよ、会議体が。だから、議論がもうばらばらになっちゃうんだよ。

あくまでも、与件整理というのであれば、そのこのところだろうけれども、でも、既にいろいろな会議体ができちゃっているわけだ。それをどういうふうに関連づけてやっていくのというのが分からない。お答えいただきたい。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 はい。シンポジウム自体は、この日本テレビの計画の今後の与件整理の中に生かしていくという観点が一つと、次年度以降、区が実施をする番町全体の検討についても生かしていきたいという思いはございます。一方で、既存の区が設置をしている会議体、これについては、区が主体となって開催をしているのは、日本テレビ通り沿道のまちづくり協議会、これ、一つかなというふうに思っておりますが、このまち協については、従来、この沿道全体のまちづくりの基本構想を考えていこうということをもともと契機として始まったというふうに認識をしております。その過程の中で、二番町の計画が持ち上がってきて、この二番町について、まずは、一旦、計画を固めた上で、それを踏まえた上で、沿道全体の構想を考えていこうというのが、このまち協の中で整理をされている現在の内容なのかなというふうに受け止めておりますので、今年度については開催が行われていないんですけども、次年度以降、このまち協についても、現状の二番町の方角性というのは、供用も含めて、行ってまいりたいというふうに思っています。

○はやお委員 つまり、結局は、日テレの基本構想、申し訳ないけど、それをつくろうと思ったけど、つくれなかったわけだよ。で、D地区だけ勝手にやっちゃったわけ。あ、勝手にって、また言われるのかも。独自でやってしまったというところがある。だけど、そうはいいながらも、その会議体は、一生懸命みんなで話し合って、そういうふう整理してきたわけですよ。だから、どうやってリターンしていくのかというところが大切な。みんな聞きっ放しで終わりになっちゃうんだよ。それで、与件整理というのは何が一番大切かといったときに、これ、絶対外さないでねと言ったのは、交通量の問題と、そして、地下鉄のところの、ここをどういうふうに、これ、クリアできるの、どういう数字になっているのって、この2点は絶対外しちゃいけない論点なわけよ。でも、全然話されていないわけ。というところが問題なんだと言っているわけ。

それで、僕は、さらに、もう今さらになったら、都市計画審議会でも都市計画が決定されているから、街区広場だっけ、街区公園というんだっけ、あれ、何だっけ、220%の容積を追加する主要な要因なわけだよ。議論はできないよ。けども、どういうふうにあってほしいのかって、そこは話さなかったら何の意味もないんだよ。だから、何を議論しているのか、分からない。で、みんな、よかった、よかった、よかったねって、何でもそんなことするって、よかったねじゃなくて、真剣に話さなくちゃいけないところなんだよ、ここは。それは何かといったら、あと6か月の間に基本設計をやるまでに、与件整理をしなくちゃいけないんだよ。そういうスケジュール感、でも、それがいいというんだったらば、何で、あれだったら、今、2.6倍ぐらい建築費用が上がっちゃっているから、ゆっくりやろうじゃないか。ガス抜きだというんじゃない、とんでもねえ話だからね。そのスケジュール感なんだよ。

それで、やっぱり、普通に考えたら、事業計画から考えたら、四番町の100億もかけて土地を買っているんだから、その辺のところを考えますというんなら、もう、ここに来たら、正直に話をしなかったら、子どもだましになっちゃうよ。

○林委員長 子どもだまし。

○はやお委員 あ、いけない。

○林委員長 分からないですよ。昭和と令和……

○はやお委員 いや。じゃあ、ごめん。そういうんだったら、誠実なる区民に対しての説明にならなくなる。だから、何を議論しているのか分からない。お答えいただきたい。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 はい。最終的な与件整理の内容として、こういったことを日本テレビに求めていくかというのは、まだ確定したものはございませんが、ただいまはやお委員ご指摘いただいた、例えば、街区公園、広場をどう使うかということについては、今のうちに、いろいろなイベントが行われている形の活用もありますし、一方で、地域の方々にとっては、これ以上のにぎわいを求めない、あそこについては静ひつな空間だということをおっしゃっている方もいらっしゃいます。そういった一つ一つのご意見を考えた上で、日本テレビがあそこの広場をどう造っていくかということ、区から今回の与件整理の中で、例えば、要求をしていくというようなことは、重要なことなのかというふうに考えています。

あと、四番町の計画に関してなんですが、これに関して、現状で、まだ日本テレビから区が何か情報の提供を受けているかということ、それについては、全く把握していない状況なので、これも踏まえて、何かということが検討できれば、それについては、議会のほうにもご報告してまいりたいと思っておりますが、現状だと、あくまで既に決定をしている二番町の計画について、どう進めていくかということ、区としては考えてまいりたいと思っております。

○林委員長 ちょっと熱くなるのもあるんでしょうけど、一つが、前回の陳情審査の与件整理のところで、この番町次世代シンポジウムに参加された方は、与件整理をするという命題を背負って、区のほうでは、そのために開いたとあって、主催者はそうなんだけど、参加者は与件整理のために発言なり意見を言ったのかというのが大事なところですよ。

○はやお委員 内容からしたら、だって、言っているとは思えないじゃん。

○林委員長 前も、何でもいから聞いてくれじゃなくて、やっぱり、ある程度……

○はやお委員 そうなんだよ。

○林委員長 修学旅行、どこでも修学旅行に行ってくださいじゃなくて、奈良の、日中、好きなところへ行けとか、自由行動、ある程度、与件の領域設定をかけないと、あれもこれも何でも造ってくれと。お風呂を造ってくれ、スーパーを造ってくれ、スパを造ってくれ、たき火させてくれ、何でもやらせてくれというと、もう聞くだけ聞いて、多分、整理できなくなってしまうんで、その辺を、多分、加藤先生という方は、都市計画審議会で、ちょっと遊びに行ってきますとか、1月は練習なんですねみたいな感じの、さらっと冗談半分で言われたのかなという気もしないでもないんですよね。どこまでこうあったんで、この文章が、アイデアとかが出てくるのかなというのが。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 はい。与件整理にどういった内容を反映していくかということなんですが、番町次世代シンポジウムで頂いたご意見というのは、その中の要素の一つかなというふうに考えております。個別ヒアリング、関係機関、教育機関等ということについても、ステップで記載しております。また、それ以前に、都市計画手続を行う上で、様々なご意見、意見書の中で触れていただいているものがありますので、そういったことも全て加味した上で、区としては、与件整理にまとめたいというふうに考えております。なので、シンポジウムの中で、個々いろいろな施設を入れてほしいというようなご意見も頂いておりますが、こういったご意見があったので、与件整理に反映しますという考えも一つあるかもしれないんですけども、あまり個別の案件というよりは、思いとして、どういったことを区として反映しなくてはいけないかという観点から、与件整理については整理すべきなのかなというふうに現時点では考えております。

○林委員長 そこで、はやお委員の言われた透明性のところで、区のほうでいろんな様々なメールとか頂いたり、学識経験者から意見いただいたり、町場から頂いたりとやっていて、じゃあ、最後、どーんと出たときに、何だ、聞かされただけだったのかと言われなような客観性、透明性、妥当性をどういうふうにやっていくのかというのを証明していただければと思うんですが、道筋ですよ、与件整理まで行く。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 まず、1点目の与件整理に関しては、ある程度、集約した形を想定しておりますが、その前段として、これまでこういったご意見があったかということについては、一通り、日本テレビのほうに全て網羅的に見せたいというふうに考えております。また、今後の与件整理をどういうふうに整理していくかということなんですけども、明日の都市計画審議会でのご意見も踏まえた上で、最終的には、都市計画審議会の委員として、今回、シンポジウムにもご参加いただいている先生方にご意見を伺いながら、整理の方向性は考えていきたいと、そのように思っています。

○林委員長 都市計画審議会にそんな権能あるんだ。（「ないよ」と呼ぶ者あり）

どうぞ。（発言する者あり）できればですが、（発言する者あり）いやいや、僕はいいいですよ、もう覚悟を持って。

小枝委員、どうぞ。すれないでもらうと。

○小枝委員 今日、今の話と私は関係あると思っているんだけど、4-5という一番最後の資料があるじゃないですか。ここのところに、区議会の現在地みたいなのがあって、そうすると、前向きに話し合える場が終わって、与件整理の目前というような位置づけになっているんだけど、前回も指摘したように、加藤先生が都市計画審議会のときに、

この会合は前向きに話し合える場の何か準備のような場だよねということをおっしゃったんですね。議事録を、私、調べてくればよかったんですけど、もしお手元にあったら、その表現、どういうふうにおっしゃったかというのを言っていただけますか。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 よろしいでしょうか。

○林委員長 課長。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 はい。ただいまご指摘を頂いたのは、恐らく10月の都市計画審議会のときに、このシンポジウムを開催することについてご報告した際、学識委員としてご意見いただいた際の内容かなというふうに認識しております。

○小枝委員 うん。最後に。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 抜粋して申し上げます。

○小枝委員 うん。ありがとうございます。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 都市計画審議会としては、この附帯決議にあった前向きに話し合う場として、今回の企画がふさわしいかどうかだろうと思うのですが、今全体を聞いた感じだと、本格的な前向きに話し合える場の何か準備会のような、そんなイメージという気がしますということで、（発言する者あり）捉え方をおっしゃっていたのかなというふうに思っています。

○小枝委員 そういう印象ですよ。

○林委員長 だから、準備会。

○春山副委員長 そのご説明ですよ。

○小枝委員 はい。そうなんですよ。

○林委員長 準備会。

小枝委員。

○小枝委員 そういうことで、準備会的な感じで行きますよと言われて、今日出された4-1の資料のところに、本シンポジウムの意味・意義ということを加藤先生がお話をされているんだけど、恐らく、そのようなお話をされたんだと思うんですよ。ところが一かどうかわからないんだけど、そこは議事録がないので。この4-5の検討ステップに入っちゃうと、もう終わったというか、あとは与件整理ですみたいな感じになってしまっていて、こういうことが、区が意図していないのかもしれないけれども、非常に不安を与えるし、不信を与えるということのきっかけになってしまうと思うんですね。この現在の矢印があるとしたら、恐らく学識経験者の「経」とか、この辺りに矢印がないといけない。つまり、準備が始まりましたという、そういう紙になっていないと、何かやったことにして、やっていないのにやったことにしたというか、十分な意見を、住民の懸念も含めて、出し合ったという状況がつかれないまま与件に入ってしまったというふうな、この資料づくりになっているので、ここは訂正を要するところなのかなというふうに思うんですけど。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 はい。ただいまのご意見であったり、明日の都市計画審議会でご各委員から頂いたご意見を踏まえて、もう与件整理のタイミングだろうということであるのか、もしくは、まだそこには至っていないので、引き続き、何かもう少しステップを挟んだ上で実施すべきではないかとか、その辺りの判断は改めてしてまいりたいというふうに思っています。

ただ、これまで申し上げているとおり、日本テレビの計画がない状況で、なかなか具体

的な話についてもできないというところも、こちらとしては思っているのですが、どこかのタイミングでは、やはり与件整理を日本テレビのほうに伝えた上で、それを踏まえた計画の案というのを皆様にもお示しできるような段階があったほうが、今後の具体的な前向きな話合いというのもできるのかなというふうには考えています。

○林委員長 はやお委員。

○はやお委員 決して否定するつもりはないんだけど、私がもう既に思っているのが、都市計画決定までされて、かなり自由度の部分というのは、この二番町に関してはないと思っているんです、ほとんど。ないからこそ、どういうところに絞っていくのかって、明確にする必要があると思っているわけですよ。だって、現実、もう都市計画決定されて、700%の容積はやりますよ。それで、相手があってたって、D地区はもう日テレさんだけに渡しているんですから。そうなってくると、どういうところまで歩み寄れるかという話となったら、交通量だとか、そして、また地下鉄のこの内容だとか、地域貢献してくれる内容とか、もう、あと先ほど言った街区広場のこと、公園だとかというところの、そこをまず話す。で、シンポジウムについては、そこで話し合ったことで使えるものがあるよ、そりゃあ。そこはなるでしょう。だけど、そこは話し合える場ということで、麴町・番町を全体考える中での話合いとなってくるし、それが決まったことがきちっとフィードバックしていく、今までやった既存の会議体にも返さなくちゃいけないわけだよ。そうしたら、どのようなコーディネートできるというか、できる人の力というのはすごい力が要るわけだよ。これだけ風呂敷を広げちゃっているんだから。

でも、やらなくちゃ絶対いけないことは、二番町のことにについては、これはぶれないでやっていかなくちゃいけないといったときの与件整理の整理は、もう入っていかなくちゃいけない、项目的には。という整理をしてくださいよということなんです。そんなばら色の話をしていたって困るんです、本当のことを言って。だから、そういう整理をして、それは何かといったらば、もう現実論として、今言ったら、もう、都市計画は決まっちゃっているんだから。その中で、現実路線をもうはっきり言ってあげて、論点を明確にしていく。こういうところに、もう現実路線に入るべきだということを言いたい。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 はい。与件整理ができた上で、日本テレビにそれを伝えることができれば、今回の計画で、こういった使い方をするのか、テナントが入ってくるのかですとか、広場の使い方については、こういうことを前提に設計をしていこうとか、そういった案が今後出せるものかなというふうに思っています。それこそ、具体的な話ができるタイミングが訪れるのかなというふうに思っていますので、そういったことが固まってくると、はやお委員おっしゃったような交通量のことですとか、地下鉄のこととか、それについても、より具体的なイメージがお示しできるものかなというふうに認識しています。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 陳情審査なので、これ、何番のについているのかな。二番町計画の附帯決議に基づく適切な「前向きな話し合いの場」をお願いする陳情というのが出ていますよね。そこに、「住民の希望者が誰でも参加できるものではありませんでした」と。「これは「附帯決議」に沿った「前向きな話し合いの場」ではないと考えられます」。「二番町計画についての知識、正しい理解がない参加者に、番町という広い範囲に「あったらいい」、

「こうなったらいい」のアイデアを聞くもので、それらの環境負荷を考察することなしに、一部を二番町計画に取り込む趣旨の会でした」というふうになっているんですね。

どういう対応したらいいか、まず、附帯決議があったこととか、そういう前提論として共通認識をちゃんと説明して入ったのかどうか。何でそれが大切かというと、この附帯決議の中には、（２）のところで、事業者が地区の要望を受け止めて、上限に対して、ゆとりを持った計画内容とすることということがあって、つまり、上限なんだよって、要望を受け止めながら、懸念点をしっかりと把握して計画をつくるんだよということを盛り込んでいる中に、この話が出てきているわけだから、その前提論をしっかりと説明されて入ったのかということころは、やっぱり気になることなんですね。それと、これまでの二分状況を緩和するためにやることを考えれば、そうした、今回、陳情が出て、詳細なアンケートの内容も提出されています、住民側が主催したアンケートコメントも出されていますけれども、こうした両側をしっかりと意見を聞きながら答えていくという、それこそ、根気と胆力というか、誠実さというものをもって、懸念点をスルーするのではなく、懸念点と向き合う中で、住民のご懸念はしっかりと受け止めて、この附帯決議に添えていくんだという、そういうことを姿勢として持っていていただいているかどうかということころを伺っておきたい。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 はい。今回、番町次世代シンポジウム参加者を募集した際に、二番町地区の整備に関連してというようなことは触れた上で募っているといったところであります。シンポジウム当日、お集まりいただいた方々に対して、どういった説明をしたかということころですが、前向きな話し合いをするに当たって、当初、細かく経緯をお伝えするということも考えたんですけども、区からそういったことは事細かにこういった経緯を追って現時点に至っていますということは、ご説明はしておりません。一方で、加藤先生からこういったことがこの地域ではあったということについては、よくご存じでない方も含めて、お話を頂いているといったところでございます。

今回参加いただいた方同士がご説明いただく場というような形で開催をしておりますが、もし、地域の方で計画について何か聞きたいとか、これについて答えてほしいというようなお声がけいただけるようであれば、この間も、何回かそうした機会いただいておりますが、こちらから、区のほうから説明に何うということはもちろん、こういったあえて募集をかけるという場でなくても、それは行ってまいりたいというふうに思っています。

○桜井委員 関連で。

○林委員長 桜井委員。

○桜井委員 まさに、そのところがとても大切なところだと思うんです。先ほど準備会のようなものというようなお話がありましたけども、附帯決議がついて、それで、今後、どういうふうにしていこうかという中で、シンポジウムということがご提案された。中身を読みましたが、非常に、何というんだろうな、この計画、番町に対する思いというものすごく強く感じました、今回。あ、こんな提案もあるんだなと思うものの中には幾つかありました。あ、すごいなと。こういうことが、シンポジウムが行われるということによって、そのシンポジウムには参加をしていないけども、その話を聞いて、説明を受けたいとか、そういうようなことが出てくる。そういうことを重ねることで、一つの形というものができてくるんだろうと思うんです。ですから、このシンポジウムということだ

け、これが命になっちゃうわけじゃなくて、やっぱり、これを契機に、この地域の、この日テレの再開発の形というものが醸成されてくるという、その中には、区民の方のいろんな要望だとかというものもたくさん出てくるんですよ。それは、一つの形になって、それがこの与件整理をするときの大きな材料になっていくと。それが、今回やった一番大きな意義だと僕は思うんです。いかがですか。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 はい。今、桜井委員おっしゃっていただいたとおり、今回のシンポジウム、非常に番町への思いについて、皆さん、率直に熱い思いを伝えていただけたかなというふうに思っています。こういった記録については、今後、ホームページでも公開してまいりたいというふうに思っていますが、それができれば、いいきっかけとなって、二番町の計画って、どういうものなのかということに関心を抱いていただければ、区としては、計画の概要について、こちらからご説明するという機会は、ぜひ、設けさせていただきたいと思っていますし、それは、先ほど申し上げたとおり、こういった何か募った上でお集まりいただくというよりは、個別にでもお答えをしたいというふうに思っています。

○林委員長 はやお委員。

○はやお委員 だから、何度もシンポジウムの大切さは分かります。だけど、結局は、今回、二番町のところについては、もう既に日テレということについての大枠はもう分かっちゃっているわけですよ。で、何が知りたいかといったら、例えば、本当にビル風の問題はどうなるの、交通量のところになったら、その道との関係どうなるの、と。あと、例えば、バリアフリーになりますというけれども、交通量の確認をして、こういうふうになってバリアフリーができますよと、こういうところを、もうパイが狭いんですよ、二番町の、もうここだけのD地区は。でも、夢というか、番町地区の思いは分かりましたよ。番町・麴町の地区、そうしたら、エリアが広がらない限り、それが実現できないんですよ。といったときに、きちっと整理をしてくれということ。だから、どういうスケジューリングでやっていくのかということ、現実路線で整理しなくちゃいけないということ、言っているんです。広げちゃって——いいよ、だから、僕はまだタオル投げたつもりで、四番町の計画もあるだろうと。だから、こういうことって、非常に参考になるんじゃないかという話の意味で言ったんだけど、ご理解いただけないから、でも、早急にやるのは、この二番町、もう間違いなく進みが出てくるんで、ここのところは整理をどういうふうにするのか、スケジューリングを明確にしてもらいたい。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 はい。ちょっと先ほどから申し上げているとおり、まずは、明日の都市計画審議会でのご意見も踏まえた上で、学識経験者の先生方とどのタイミングで与件整理をすべきかということについては、区としても判断してまいりたいというふうに思っています。日本テレビとしては、その余計整理が出てきた上で、そこで述べられている内容をどう基本計画に反映するかということ、初めてスケジュールが組めるようになってくるので、現時点で、具体的に、来年度、ここまで進められて、その次はここでというような具体的なスケジュールがどうしてもお示しできないんですけれども、（発言する者あり）ずっと先までという形ではなくても、少しずつお示しできることがあれば、スケジュールについてはご説明してまいりたいというふうには考えております。

○はやお委員 何でそんな計画ばかりなんだよ。

○加島まちづくり担当部長 はやお委員の言われるお言葉、ごもっともだというふうに私は思っています。都市計画決定しています。

○はやお委員 しているから。

○加島まちづくり担当部長 なので、この前向きな意見交換というのも、やはり都市計画決定をしたという前提の中で、我々やるべきだと思っているんですけど、まだ都市計画の高さでいえば、60メートルとか、そこら辺にこだわっている方々もいらっしゃるの事実なので、何かそういった意見が出てしまうと、もう前向きな話ということでもなくなっちゃうのかなと私たちはちょっと思っているんで、そこら辺はいろいろとやり方があるのかなと。ただ、どちらにしても、都市計画決定をしているということですので、もう計画がどうなるかということはある程度お見せしないと、その与件整理の部分についても、ちょっとなかなかまとまりというのが、じゃあ、出したやつが全てこれでやりますということじゃなくて、（発言する者あり）見てもらって、どうなのかという意見を聞くということも言われているのかなと思いますので、そこら辺は、ちょっと先ほどの4-5ですか、その表はあるんですけど、少し、そこら辺も整理させていただきながら……

○はやお委員 そうだね。

○加島まちづくり担当部長 はい。シンポジウムに関しては、来年度以降、やっていく番町全体、先ほどはやお委員言われたように、例えば、四番町だとかに関しては、もうまだ何も計画を我々は聞いていないので、聞いていない状況の中で、何かありますかという意見というのを取ることも可能なのかな。そういったことをやるべきなのかなと思っております。

○はやお委員 まあ、フリーでね。

○加島まちづくり担当部長 はい。二番町に関しては、もう都市計画決定をしているので、そういった意味では、少し計画を出していただきながら、そのときに、前向きな話で、じゃあ、こうなるんじゃないのという形をやったらいいのかなというふうに思っていますので、それは、日テレさんがちょっと出してもらわないと、区が出すわけにいかないんで、勝手に絵を描いて出すわけにいかないんで、それは日テレさんにもご協力というか、頂きながらやりたいなというふうに思っていますので、そういったご理解いただけると大変ありがたいなというふうに思います。

○はやお委員 はい。

○小枝委員 はい。時間だと思うので、ちょっと……したいと……ますから……

○林委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 地域を二分しないという大命題の中で、今のご答弁を飲み込んでいこうとすると、どういうふうになるのかなというのがまだ私の中ではうまく整理できないんですけども、はやおさんは分かったのかな。（発言する者あり）

今日出ている、陳情審査ですから、陳情の中で、7-5という陳情の中で、周辺住民中心に100名もの人々が出席し、7割が回答したアンケートというふうなところの8番のところに、日テレ再開発の懸念ということで、生活道路の交通量の増加というのが非常に多いですね。あと、イベントによる騒音、ビル風と、深夜のひとだまりや駅混雑と、こうなっているんだけど、こうした不安、懸念に対して、やっぱり、どういうふうに向き合って応えていくのかということと、そうした懸念を持っている人たちが、前向き、皆

さんのやっていたシンポジウムより多くの住民が集まって、こうした懸念を持っているという部分については、ちゃんと事業者のほうにも伝えていかないと、まさしく誠意ですよ、誠実に、60ということを行っているわけではなくて、その中で、これは最高限度で、努力をして環境負荷を減らしていくべく、住民と向き合っていくんだという趣旨ですから、そこを通り越さないでいかないといけないというところは自覚できていますかね。こうした文書も、あっち側とか、こっち側というんではなくて、住民の一つの意見、考え方として、もちろん行政も説明に來たりしているわけですから、そうしたものをちゃんと事業者のほうにも伝えていくことが、まず、区として、公平な、先に行って、さらに二分を固定化しないためのやるべき行政の仕事なんじゃないかというふうに、その点では、今、物すごくそこは急ぐんだなという印象を持ちました。

○加島まちづくり担当部長 小枝委員の今のご質問も、都市計画決定を踏まえた上でのということですよ。

○小枝委員 踏まえた上で。もちろん。

○加島まちづくり担当部長 はい。都市計画決定を踏まえた上で、計画がどうで、それが地域住民の方々にどういう影響するかというのは、先ほど申し上げたように、計画がある程度出てこない、人流だとか、交通だとか、分からない部分があるので、やはり、そこは計画を出しながら進めていくというのが必要だなというふうに思っております。

○林委員長 どうなんだろう。いろいろご意見あるんでしょう。で、与件整理のところで大事成ってくるのは、日本テレビにお願いしなくちゃいけないことと、千代田区がやるべきことというのは、分類をかけてもらわないと困ると思うんですよ。番町エリアでも、二番町でも。あんまりにも、日本テレビの場所で、そんなに区民ニーズが高いんだったら、ある程度の床面積とかを確保しなくちゃいけなくなってくるでしょうし、賃貸業になるんだったら。ただ、それはできないというんだったら、エリアで区がやらなくちゃいけないことと、日本テレビさんにやってもらいたいということと分類をかけないと、全部、日本テレビさんが来れば解決、番町エリアの、できると思ったら、大間違いですよということだけ。だから、区がやらなくちゃいけないところも、当然、お金もかかっても、人をかけても、やらなくちゃいけないところと、ちょっと分類も、次回以降かけてもらいながら、この陳情を継続しながらやっていくしかないのかなと。

大事なのが、ほんと、いろんな様々な意見で、桜井さんおっしゃったように、なるほどねというのもあるけど、これって、ひょっとしたら、区がやらなくちゃいけないことなんじゃないのというのたくさんあるんで、（発言する者あり）これは、我々区議会のほうも、もうちょっと地域の声も耳を澄まして聞かなくちゃいけないし、行政のほうも耳を澄まして、区がやらなくちゃいけないこと、何でもかんでも事業者にやらせたいという雰囲気もあるんでしょうけども、やっぱり、ある程度は、ちょっと地方公共団体の職責としてやってもらいたいというのは、これは、行政だけじゃなくて、我々議会のほうも、これは区だよと、区がやるべきことだよと。道路整備も、地中化だって、業者に任せるんじゃない、区のお金でやらなくちゃいけないエリアもあるだろうと思ってきますんで、その整理をしていくというのを宿題で。

ある。1個だけある。岩田委員。

○岩田委員 すみません。せっかくまとめていただいたんですけど、これだけは どうして

も言いたいです。

さっき部長が都市計画決定されたんだけど、でも、60メートルという話が出ちゃうと、ちょっと困っちゃうんだよねというような話がありましたけど、でも、もうやるんですから、いいじゃないですか、もう。全部大っぴらにしましょうよ、ちゃんと情報を。シンポジウムも、これをもって、都計審にやりましたよと、これが結果ですなんて言わないでほしいんですよ。この前段階の附帯決議の説明なんかしていないし、全然、説明なんか不十分ですよ。知らされていないんだし。それで、僅か30人弱の参加者、これで、与件整理に入るなんてとんでもないですよ。というだけは言わせてください。

以上です。

○林委員長 都市計画審議会の学識経験者も、これを見れば、理解されると思いますし、我々もいろいろ思いがあるんで、そこは、今後、一緒にやりながら、申し訳ないんですけども、28件の陳情、継続審査の取扱いでよろしいですか。28件ですよ。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。じゃあ、継続の取扱いとさせていただきます。

次に、外神田一丁目南部地区まちづくり関連についての陳情審査です。本件に関する陳情は、継続中の5-14、30、39、42、送付6-4の合計5件です。関連するため、一括で審査することとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、執行機関から何か情報提供ありましたら。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 外神田一丁目南部地区につきまして、ファイル番号14の資料とファイル番号15の参考資料をご用意させていただいております。

まず、ファイル番号15の参考資料については、これまで当委員会に提出してきた事業全体の流れを示した資料となっており、現在を示す赤線の今時点とした資料となっております。

それでは、ファイル番号14、環境まちづくり部資料5をご覧ください。こちらは、先ほどの参考資料で示した現在の状況を補足したものです。資料中央、赤枠で示していますが、現在、基本設計作業を行っております。基本設計に当たっては、再開発ビルである建築物の設計と、再開発で整備等を行う広場や船着場等の公共施設の両方の基本設計を同時に進めております。万世会館や清掃事務所の区施設については、現在、施設所管課を中心に、内容や条件の整理を行いながら、事業主体である準備組合も交え、建築物の設計協議を行っております。

一方で、公共施設の基本設計も行っておりますが、今回の事業では、防災船着場や護岸の整備関係で、都の河川部や国道、JR、JR沿いの国道の、ごめんなさい、失礼しました、国道、JR沿いの区道の再整備に関して、それぞれ管理者協議が必要となり、協議を行っております。各公共管理者と、工事範囲や構造、将来管理等の協議を行い、組合設立申請までに公共管理者それぞれから同意を得ます。

清掃事務所の事業中の取扱いにつきましては、川側街区の施工手順の整理ができた段階で、準備組合と調整することになりますが、準備組合には、区として直接移転を引き続き要望しているというところです。また、施工計画や試験計画の精査については、基本設計が出来上がった後となります。その後、区に対する同意依頼と同時に、区以外の各権利者

に対しても同意依頼が行われ、3分の2以上の同意提出がなされた後、事業計画・組合設立認可申請という流れになっております。

次に、2 ページ目の防災船着場に関する位置付けをご覧ください。

1 月 2 4 日の当委員会でご質問いただいております防災船着場に関しましては、都のしゃれ街条例によって、街並み再生地区指定時に位置づけがございます。親水広場と一体となった船着場の整備により、水辺のオープンスペースの確保を行うこととされております。また、表右側にありますように、防災船着場の整備主体は準備組合、組合設立後は再開発組合となりますが、将来管理や将来運用については、先ほどの公共施設管理者同意までに基本的な枠組みを決めていくこととなります。引き続き、適時適切な段階で、当委員会において報告をさせていただきたいと思っております。

説明は以上となります。

○林委員長 はい。船着場は若干いろいろあるんですけども、そのほか公共施設はあんまりないんですけども、一応、質疑。

○春山副委員長 船着場。

○林委員長 船着場。

○春山副委員長 船着場の説明だったので、船着場について、これ、防災船着場ということなんですけれども、その後、できた後の将来管理についての協議というのは、これからされていく、まだされていないという段階なんですか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 これから行っていくという、枠組みを整理していくということです。

○林委員長 春山副委員長。全部これからだね。

○春山副委員長 はい。これ、千代田区管理のところを、行政だけ、千代田区だけでやるのか、それとも、官民連携でやるのかということによって、かなりマネジメントが変わってくると思うんですけども、やっぱりにぎわいという意味では、行政だけじゃなくて、官民連携できちんと防災だけじゃないマネジメントしていくことが、この辺りの活性化につながると思うんですが、その辺のお考え、今のところ、どんな状況でしょうか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 副委員長おっしゃるとおり、運用面を考えていきますと、民間を主体に考えていかなきゃいけないというふうに考えております。そういったことで、活性、にぎわいにつなげていきたいというふうな枠組みで検討をしていきたいと考えております。

○春山副委員長 はい。いいです。

○林委員長 あ、ある。小枝委員。

○小枝委員 この参考資料として配付された令和6年にも出されている資料のフローチャートのところなんですけれども、ここに、ちゃんと日にちを入れてもらいたいんですよ。都市計画審議会審議、都市計画決定告示、こういうところにちゃんと入れてもらいたい。今、そこは、資料として、やっぱりどのぐらいだったのか、もうこの間も、私がここからじゃないですかとかと言ったら、いや、半年違いますとかと言われて、毎回毎回、その資料を持ってくるのができないんで、それはお願いをしたいけども、大丈夫ですか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 日付も入れて、改めて資料として提出させていただきます。

○小枝委員 それで、今日はもうこれ以上無理だとは思いますが、建築コストが2.5倍とか言われている状況の中で、あちこちで、もう、今日の日経か何かでは、8割が遅れているというようなことで、見通しが立たないことはあると思うんです。その中で、かなり区が率先して、この低未同意率の中で進めてきたということがあるので、長期戦になるかもしれないことを視野に入れながら、公共施設の、それは現地で内装、リノベーション、メンテナンスを図っていくことと、あと、民間さんのほうだって、合意していないけれども、都市計画決定されている人だっているわけだから、そういう人たちが耐震補強であるとか、やっぱり両にらみでいかないと、生活が立ち行かなくなるということに関しては、責任を持って、今、やりますよということは大丈夫でしょうかね。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 今、区として持ち合わせている支援メニューだとか、そういったものについては、事業の間、行われる間、使えるというような形で整理できるか、一応、所管の、支援メニューを持った所管とも調整をしてみたいです。

○林委員長 春山副委員長。

○春山副委員長 最後に、もう一点。ちょっと今後のことになるんですけども、この辺の区が絡んだ再開発のことと、それ以外の行政の出している計画であるとか、指針、環境政策みたいなものと、この開発のところの、何というんでしょう、こういうまちをつくっていくんだというコンセプトのところは、やっぱり事業者任せじゃなくて、行政も一緒にほかの政策の象徴となるようなものを同時並行で推進していくという必要があると思うんですけど、その辺、どうお考えでしょうか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 今、外神田一丁目については、万世橋、外神田一丁目の基本構想に基づいて、事業化に向けて検討してきているというところです。一方で、秋葉原地域という中で、の一角にすぎませんので、そこら辺については、秋葉原という商業文化の中で、どういう位置づけをしていくかというのをしっかり描いていかなきゃいけないというふうに考えております。

○春山副委員長 じゃあ、もう一点。

もう技監は帰られてしまったので、ゼロカーボンであるとか、ゼロ・ウェイストであるとか、清掃事務所と今後の環境政策というのはすごくリンクしていくので、そこが千代田区の目指している方向が分かるようなコンセプトだったり、つくり方というのは、行政としてもちゃんと指導していく必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 はい。副委員長の言われたところ、ごもっともだと思いますので、しっかり計画の中で、そういった関連性だとかを検討していただいて、取り入れるものは取り入れるというところで検討していきたいと思います。

○春山副委員長 はい。終わりです。

○林委員長 はい。はやお委員。

○はやお委員 ここのところの、もう否定をするのも何も、みんな都市計画決定されちゃっているんで、ここのところ。そのつもりはないんですけど、ただ、気をつけなくちゃいけないということが、同意率が公、つまり、国、都、区のところを除くと、やっぱり残念ながら3分の2にはなっていないで、組合設立が難しい状況になっていると。それで、普通、最終、最後まで、公は、そこに、何というんですかね、賛同するということはなかなかしないというのが普通らしいです。

そこで、今回、私たちのほうの千代田区としては、斎場もある、そして、また今回は清掃事務所があるということで、千代田区の機能更新、様々な公共施設の機能更新を、再開発によって機能更新していくという、これは手法です。そうなってくると、今回のところでそれをやるということになったときに、それは法的な確認もしておいてくれということですよ、別にもういきり立って、おかしいじゃねえかとかというつもりないけれども、結局、それをやれということになると、自分たちの機能更新をするために、反対している側の人たちのことを収用、つまり、強引に結局は再開発に入れるということになるんです。ニュートラルな立場じゃないんです。というところについての丁寧な説明と法的な確認を十分にしておいていただきたい。それと、事業化に関しては、十分に考えておいて、せめて、場合によっては、分離して斎場だけやるとかというような代替案も出てくるんじゃないのかなと思うんで、そういうような、今からしろということではないですよ。やはり横にらみして、性悪説的な最悪の場合のこともそろそろ考えなくちゃいけないと思いますが、どのように考えるか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 今回、第一種市街地事業ということで、法的に収用、規定的なものが区のほうで発生するかというと、それはないのかなというふうな認識です。ただ、一方で、委員おっしゃるとおり、公共が出資となって加わっていく事業という中では、区として、この事業に対して、しっかり責任を持っていかなきゃいけないという部分もあると思います。一方で、機能更新の中では、万世会館であるとか、清掃事務所というところで、そこについては、現在、準備組合とは所管課が直接やり取りもしながら、施設計画についてやり取りをしている状況ではございますので、ある程度、所管課としての意向というものを組んだ形での計画を、今、反映していただいているような状況です。

一方で、今回の事業について、やはり収用、事業、区としてジャッジしていかなきゃいけない部分もありますので、そこら辺については、財産全体をつかさどる政策経営部の部分ともしっかり調整をして、区としてのジャッジをしていきたいというふうに考えております。

○林委員長 もろもろあるかと思いますが、こちら、なかなか宿題もできないんで、継続の審査でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 ただ、今話も出ましたとおり、なかなかこの常任委員会の枠組みだけで、公共施設が入るんで、できないんで、その旨も、3点、二番町の日本テレビと外神田一丁目と神田警察通りの3点、これまで皆さんに確認した所管事務の項目として確認させていただくと同時に、申し送り事項、最後に確認しますけれども、に入れさせていただいて、なかなか環境まちづくり部だけで外神田一丁目の公共施設の整備について議論をしていく、調査していくというのが苦しいのかなというのを、到達点をちょっと皆さんと文面は相談しますけれども、というのを含めて、継続審査の取扱いでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。以上で、1の陳情審査を終わります。

続いて、日程2、その他に入ります。

委員の方、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。執行機関のほうから何件かありますんで、お聞きください。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 私のほうからは、秋葉原駅前東地区のまちづくり関連につきまして、口頭にてご報告させていただきます。

秋葉原駅前東地区につきましては、昨年11月より地区計画変更素案について、法16条に基づく手続を行った後、本年2月から地区計画変更、高度利用地区の変更及び市街地再開発事業の決定に関し、法第17条に基づく案の公告、縦覧、意見書提出期間を設けてまいりました。17条の意見書の提出状況につきましては、総数8通、うち賛成が7通、反対が1通という状況です。本件につきましては、関連都市計画として、三つの都市計画を、次回、都市計画審議会においてご審議いただく予定となっております。

報告は以上です。

○林委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。じゃあ、次、お願いします。

○江原地域まちづくり課長 私のほうから、丸の内仲通り南周辺地区の都市計画手続の状況について、ご報告いたします。

本案件は、有楽町エリアにおいて、帝国劇場を含む建物更新ですとか、基盤整備等を含め、都市再生特別地区の都市計画提案がされた地区で、この提案に伴い、千代田区では、大丸有地区の地区計画を変更するというものでございます。令和6年11月25日に当委員会にご報告をさせていただき、令和6年12月17日に都市計画審議会へご報告、同年12月23日に都市計画法16条に基づく都市計画素案の説明会を実施しております。その後、令和6年12月23日から令和7年1月20日の間、都市計画の素案を公告、縦覧し、意見を求めましたが、意見書の提出はございませんでした。今年に入りまして、令和7年2月19日から3月5日まで、都市計画の案を公告、縦覧いたしましたが、意見書の提出はなかったというようなところでございます。

今後の予定でございますが、本案件につきましては、来年度、最初の千代田区都市計画審議会での審議を予定しているところでございます。

以上です。

○林委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。次、お願いします。

○前田景観・都市計画課長 私のほうからは、幹線街路補助線街路第55号線の都市計画変更について、ご案内申し上げます。

本件は、昨年の10月15日にご報告をさせていただきました案件でございまして、平河町二丁目の都市計画道路見直し候補路線の変更等に係るものでございます。本委員会にご報告後、同年10月25日の都市計画審議会にご報告をし、都市計画法の17条の手続を本年の2月19日から3月5日の間行いました。その際に出た意見書ということでは、意見書の提出はございませんでした。

今後でございますけれども、都市計画審議会のご案内をこの後またさせていただければと思いますが、明日の都市計画審議会でご審議を頂きまして、6月の都市計画決定に向け、手続を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

ご報告は以上でございます。

○林委員長 はい。何かいいですか。（「いいです」「あ、1件」と呼ぶ者あり）もう一件。（発言する者あり）

じゃあ、次、いいですか、行って。

どうぞ。

○前田景観・都市計画課長 続きまして、都市計画審議会の開催につきまして、ご案内を申し上げます。

3月26日水曜日……

○林委員長 そうか。武さんの、忘れていた。悪い。

○前田景観・都市計画課長 明日でございますけれども、午前10時から第1・第2委員会室におきまして、都市計画審議会を開催させていただきます。

案件といたしましては、本日、委員会にてそれぞれご説明させていただきました審議案件4件、報告案件1件を予定してございます。審議案件4件でございますけれども、秋葉原駅前の東地区関連が3件、東京都市計画地区計画神田佐久間町地区地区計画の変更、東京都市計画高度利用地区秋葉原駅前東地区の変更、東京都市計画第一種市街地再開発事業秋葉原駅前東地区第一種市街地再開発事業の決定及び東京都市計画道路幹線街路補助線街路第55号線の変更の1件となります。また、報告案件1件につきましては、二番町地区のまちづくりについてを予定してございます。

以上でございます。

○林委員長 はい。よろしいですかね。

次、（発言する者あり）もう一点。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 神田駿河台地域まちづくり協議会の開催について、口頭にて報告させていただきます。

令和7年4月10日木曜日18時より、第40回神田駿河台地域まちづくり協議会を開催する予定です。長期間工事を行ってまいりましたJR御茶ノ水駅の聖橋入口広場が来週3月31日に全面供用開始を予定しております。駅舎工事の残工事は引き続きございますが、一定程度めどが立ったことから、JRより協議会で状況報告を行っていただく予定です。

なお、協議会開催の周知につきましては、区ホームページにて行う予定となっております。

報告は以上です。

○林委員長 はい。続いて、大変申し訳ない、最初言われた建築指導課長、申し訳ない。

○武建築指導課長 3月7日開催の本委員会で、建築物省エネ法、建築基準法の改正について、ご説明させていただきました。その中で、区案件、延床面積1万平米以下とご説明するところ、延床面積1,000平米以下と申し上げてしまいました。失礼いたしました。区案件、延べ床面積1万平米以下に修正させていただきます。

以上でございます。

○林委員長 よろしいですか。本来、冒頭に諮らなくちゃいけない答弁で、ありがとうございました。

それでは、先ほどお話ししたとおり、折り返しというか、改選の委員会が近づいており

ますので、確認させていただいた所管事務調査プラスアルファとして、陳情3点のものも加えた形で、申し送り事項に固めてまいりたいと思います。

ちょっと30秒だけ。江原地域まちづくり課長がいろいろやっていただいて、九段下の整備のところでも大変いろいろやっていただいたんで、道半ばで本社にお帰りになられるということで、一言だけ、もう本当に、ありがとうございました。最後、拍手するだけなんで、どうぞ。

○江原地域まちづくり課長 すみません。このような時間帯ができるとはちょっと覚悟していませんでしたので、（発言する者あり）今、焦っていますけども、そうですね、内示を頂きましたので、4月1日に戻ります。本当に3年間、いろいろと皆様には活発な議論いただいて、非常にいろいろと勉強になったかなと思っています。

○林委員長 すみません。（発言する者あり）いやいや……

○江原地域まちづくり課長 今、委員長からございましたけども、九段南一丁目とか、幾つかちょっと足跡みたいなのは残せたかなとは思っていますので、もちろん戻ってからも、千代田区、いろいろまちづくりも関わりもあるかもしれませんし、後任にも叱咤激励をしていきたいなと思っておりますので、引き続き、これで終わりではないと思っていますので、引き続き、いろいろとよろしく願いできればと思っています。どうもありがとうございました。（拍手）

○林委員長 はい。ありがとうございました。どうもありがとうございました。

それでは、最後に、日程3、（発言する者多数あり）いいですね。閉会中の特定事件継続調査事項について、閉会中といえども委員会が開会できるよう、議長に申し入れたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

以上をもちまして――最後まで申し訳ない、環境まちづくり委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後7時01分閉会